

令和5年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和5年6月7日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和5年 6月 7日

至 令和5年 6月16日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 令和4年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 7 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について

日程第 9 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
報告について

日程第10 承認第 4号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報
告について

日程第11 承認第 5号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第4号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 6号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
の専決処分報告について

日程第13 承認第 7号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1
号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 8号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処
分報告について

日程第15 承認第 9号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決
処分報告について

日程第16 議案第26号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第27号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の制定につ
いて

日程第18 議案第28号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
日程第20 議案第30号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について
日程第21 議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第32号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第33号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和5年6月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第2号及び報告第3号 報告、質疑

6) 承認事項

承認第1号から承認第9号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

7) 議案審議

議案第26号から議案第33号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 令和4年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
2. 報告第 3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
3. 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 4号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告について
7. 承認第 5号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
8. 承認第 6号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告について
9. 承認第 7号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
10. 承認第 8号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
11. 承認第 9号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
12. 議案第26号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
13. 議案第27号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の制定について
14. 議案第28号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
16. 議案第30号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について
17. 議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第1号)
18. 議案第32号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)
19. 議案第33号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

第5番加藤ソフィー議員が、産休のため欠席しています。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和5年4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。また、白馬村長から令和4年度白馬村土地開発公社財政状況及び、ふるさと白馬村を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和5年5月定例会が5月25日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） ご異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番 増井春美議員、第3番 横川恒夫議員、第4番 切久保達也議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和5年第2回白馬村議会定例会会期日程表のとおり

り、本日から6月16日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(太田伸子君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 皆様、おはようございます。令和5年第2回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙のところ出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行してから1か月がたちました。長らく続いた行動制限がなくなったことから人流が活発となり、観光立村である白馬村といたしましても、コロナ禍前のように国内外から多くのお客様にお越しいただけることを期待するとともに、世界水準のオールシーズンマウンテンリゾートの確立に向け、引き続き取組を進めてまいり所存です。

今回の新型コロナウイルス感染症は、2009年の新型インフルエンザ感染症が去った後、忘れかけていた感染症の社会における重要性と難しさを改めて私たちに知らしめました。感染症法上の位置づけが変わってもウイルスが消えてなくなるわけではなく、また、人々の免疫状態も変化することから、新型コロナウイルス感染症の再燃や、新たな感染症の発生や流行にも注意をする必要があります。

村民の皆様におかれましては、今後も場面に応じたマスクの着用のほか、感染した際には、推奨される期間、外出を控えるなど、引き続き日常的な感染への備えをお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の水際対策が大幅に緩和されて迎えた2022・23シーズンの観光客の入り込み状況についてまず報告させていただきます。

白馬村内5スキー場の利用者数は87万9,928人で、前年比127.3%、コロナ前の2019・20シーズン比では103%となりました。水際対策の大幅緩和によりインバウンド観光客が回復し、白馬バレーツーリズムの報告によりますと、エリア内10スキー場ではインバウンド観光客が2019・20シーズンの70%まで回復したとのことでした。

昨年6月には、白馬バレーツーリズムがこのシーズンの回復の程度を56%と予測していましたが、これを上回っていることから、いまだ回復途上にあるものの、そのペースは若干早まっているものと捉えています。

インバウンド観光客が回復する一方で、課題も改めて顕在化したシーズンでありました。スキー場や宿泊施設等では、労働力の確保が困難であるといった声や、飲食店やタクシーを手配することができないといった声もございました。

また、先月末に関係地区の役員の皆様や観光関係の団体の皆様、白馬村交番署長にお集まりいただき、マナー条例等情報交換会を開催し、シーズン中に実施した行政側の啓発活動の状況や、警察

が認知している迷惑行為の状況、各地区等における迷惑行為の事例などについて情報交換を行ない、次のシーズンに向けた課題等についても協議をいたしました。

住民生活と観光との調和を図っていくために、この冬の状況を振り返り、住民や事業者の皆さんの声にも応えながら、来村するお客様に観光客のマナーを理解していただけるような工夫をして、さらなる情報発信をしてみたいと考えております。

それでは、各種事業の進捗状況を申し上げます。

最初に、総務課関係ですが、現在施工中であります庁舎冷暖房設備の設置工事につきましては、4月から順調に工事が進んでおり、今月中旬には完了する見込みであります。

これまで夏季におきましては庁舎内の室温が相当程度高くなる日がございましたが、これからの夏場は冷房設備により適温に保たれ、職員や来庁者の皆様の健康維持につながるとともに、冬場の暖房ボイラーの廃止によるCO₂排出量の削減が図られるものと期待しております。

自治体DXの取組につきましては、4月1日から官民連携による庁内デジタル専門人材としてデジタル統括官を配置するとともに、庁内横断的な推進体制を構築するための白馬村DX推進チームを立ち上げました。

今年度からは、デジタル統括官を筆頭としたこのDX推進チームにおける検討結果の方針を基に、行政手続のオンライン化による住民サービスの向上や庁内事務のオンライン化による行政事務の効率化など、行政のデジタル化に向けた課題抽出と、その解決策の決定並びに具現化に向けた取組を進展させてまいります。

次に、地域公共交通施策の取組につきましては、観光AIデマンド、乗合デマンドふれ愛号及びスクールバス事業の村が運行するそれぞれの交通施策において、今年度の併用実証運行における到達点を整理しつつ、計画の整備や運行計画の策定に取り組んでいるところであります。

最後に、令和4年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告の主な内容について若干申し上げます。

歳入歳出ともに8,546万6,000円を追加し、予算総額を68億9,394万1,000円としました。

歳入では、前年度に引き続き、財政調整基金を取り崩すことなく決算を迎えることができました。

歳出では、年度末の生産に伴う予算措置がほとんどであります。歳入面で税込や交付税等が当初予算を上回ったことから、前年度に引き続き、財政調整基金を8,400万円、減債基金を2,600万円、義務教育施設整備基金を1億5,000万円、合計2億6,000万円を積みこことができました。

財政調整基金の令和4年度末残高は12億円を超え、過去30年余りでは最高額になります。全基金を合わせた総額も同じく過去最高額となっております。詳細な決算につきましては、次回定例会において報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に観光課関係ですが、5月27日に夏山シーズンの幕開けを告げる貞逸祭・白馬連峰開山祭が開催され、今シーズンのにぎわいと無事故を関係者の皆様とともに祈ったところです。今年は通常レベルでの開催とし、当日の参加者数は250人近くになり、これまでは自粛していた山菜の天ぷらや山菜汁といった振る舞いを再開し、皆様には大変喜んでいただくことができました。

神事後には、私は次の予定があり、大雪渓トレッキングへの参加はできませんでしたので、後日担当職員より登山道や設計の状況の報告を受け、本格的な登山シーズンの開始前までには整備を整え、登山者の安全を第一に関係者と連携して取り組むことを指示したところであります。

次に、健康福祉課ですが、白馬村では初めてとなります障がい者グループホームの建設が10月の開所に向けて進められています。建設に先立ち、事業所、白馬村、小谷村の三者で連絡会を立ち上げるとともに開催し、今後に向けて相互の情報交換や連携を図りながら進めていくことを確認しました。

また、これに伴い、両村では、村内の障害者手帳をお持ちの方に個別の案内通知をお送りし、入所申込みが始まっているとお聞きしております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、特例臨時接種として令和6年3月31日まで継続されることになり、高齢者や基礎疾患をお持ちの方、医療機関や福祉施設の職員を対象にした春接種を開始しています。新型コロナウイルス感染症も大北地区の定点医療機関当たりの届出数は2.0と横ばいですが、重症化リスクの高い方におかれましてはワクチン接種を検討いただきたいと思います。

白馬村乗合タクシー「白馬ふれ愛号」につきましては、この6月1日から年齢制限を撤廃し、利用者の拡大を図ることとしました。

また、高齢者などが車両への昇降をスムーズに利用できるよう同乗ボランティアの試乗も始まっています。利用者の利便性はもちろんのこと、昇降にかかる時間も短縮され喜ばれているところです。ボランティアの確保などの問題はございますが、より一層利用しやすいサービスになるよう取り組んでいきたいと考えております。

建設課関係では、3月定例会全員協議会において説明させていただきました野立て式太陽光発電施設の設置規制につきまして、新たな条例制定に向けたパブリックコメントを4月に行ないました。この中で2件ほどのご意見を頂き、条例内容に全面的に賛成する意見があった一方で、規制対象となる発電施設の規模やエリア等についてのご意見も頂きました。

これら村民の皆様から頂いたご意見を踏まえて庁内検討を行なった結果、野立て式太陽光発電施設の設置規制は、本村の景観保全の面からも喫緊の対応が必要であること、また、このことは私どもが進めているゼロカーボン施策に決して反するものではないことなどを確認し、条例案を本定例会で提案させていただくこととしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、農政課関係ですが、ここ数年下落している米の価格は、社会全般の物価高による影響で若

干上昇しましたが、農家の手取りには反映されないと聞いております。このため、本定例会で農家支援に関する補正予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

また、スマート農業推進のため、北城南部地区のほ場においてドローンを活用した水稻の湛水直播が実施されており、今後の担い手不足解消の一助となればと期待しているところです。

林務関係では、会期中の6月12日に、大北地区森林祭が野平地区において開催されます。数年ぶりに白馬北小・南小のみどりの少年団にもご参加頂く予定であります。

土地改良関係ですが、北城南部地区のほ場整備事業は、来年度からの作付を目指して工事を進めており、北城北部地区ではアンケート調査を終了し、地権者の意向を踏まえて事業エリアを確定するため、県・地元実行委員会と調整を図っております。

国土調査関係では、今年度から新規地区である大出地区の調査に着手するとともに、庁内横断的に地籍調査検討会を開催し、調査未実施地区の状況を把握して調査の優先順位の検討を行なっております。

次に、住民課関係ですが、4月末日時点の本村のマイナンバーカード交付枚数率は69%に上りました。また、3月1日から始まっているマイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明書の発行は、4月までの2か月で193件でありました。

一方、先般、都市部で発生した証明書の誤発行に類する事故は、使用システムも異なることから本村では発生していませんが、念のため委託事業者による確認作業を進めているところであります。

4月23日は、全村一斉クリーンアップ作戦と称し、冬のにぎわいから雪解けとともに目立つごみの片付けや、夏の観光シーズンに向けた村内の美化活動を実施しました。

観光客の回復に伴い村内のごみの排出量も増加しています。自然とともに歩んできた観光地である白馬村にとって、ごみの減量化や再資源化は重要な施策の一つであり、美しい白馬村の存続は、ここで生活する一人一人の行動に委ねられているものですので、村としても村民の皆様の理解が深まるように、より一層の広報活動に努めてまいります。

税務課関係ですが、令和4年度の村税の賦課徴収に関する確定額につきましては、出納整理期間を経て現在、計数整理をしておりますので、9月定例会において決算数値として報告させていただきます。

なお、令和3年度以前分の滞納繰越額でございますが、3月末の収入総額は3,380万円余りで、前年度と比べ520万円余りの増額となり、滞納繰越分の収納率は13.7%、前年度比2.9ポイントのプラスでありました。

上下水道課関係では、本村における上下水道の将来を見据えた健全経営の基盤構築を図るために、白馬村上下水道事業経営審議会の第1回会議を4月に開催し、水道料金及び下水道料金の改定について諮問させていただきました。今後4回程度の会議を経て、10月頃までに答申を頂く予定であります。

工事関係では、白馬駅前無電柱化工事に伴う国道部・県道部の布設替え工事に着手しており、国道部では上水道管の布設替え、県道部では上水道・下水道ともに布設替えを行なうものであります。

次に、教育委員会関係、教育課ですが、5月27日に南小学校・北小学校で運動会が行なわれました。両校とも今年度は創立150周年記念運動会と位置づけ、久しぶりに大勢の保護者や地域の方を招いての開催となりました。両校ともに今年度は記念行事が続くと聞いております。村としましても、児童、地域の皆様とともに150周年を祝い、できる限りの支援をしてみたいと思っております。

また、この6月には河津小と白馬南小の交流が予定されています。河津町では、町内に3校あった小学校を令和5年度から1校に統合し、河津小学校となりました。これまでは白馬南小児童の人数が多い交流でありましたが、これからは河津小学校の児童数が多くなると聞いております。引き続き海と山の交流を積極的に続けていただき、思い出に残る姉妹都市交流にしていきたいと思っております。

子育て支援課関係ですが、本年4月から保育園が認定こども園しろま保育園に移行しました。認定こども園となって、3歳以上児については保育が必要と認定されたお子様に加え、教育的な認定でも入園できるようになり、保護者の皆様にとって選択の幅が広がることになりました。

生きる力の基礎を育むという教育・保育理念の下、子供の生活の中心である遊びを通して、白馬村の自然の中で子供たちの最善の利益を考慮した保育を実践してまいります。

また、今年の12月に開所予定の小規模保育施設、サンライズキッズ保育園白馬園ですが、順調に建設工事が進んでおり、3歳未満児19名を新たにお預かりすることが可能になります。

今年度から開始しました、はくばっ子応援給付金は、4月に小学校に入学したお子様の保護者50名に案内し、既に給付が進んでおります。

また、第3子以降のお子様が生まれたときに保護者に給付する多子世帯出産応援給付金は、今年度は10人程度を見込んでおり、国の出産・子育て応援交付金とともに、未来を担う世代を育てる保護者への支援をしてみたいと思っております。

生涯学習スポーツ課では、昨年度まで新型コロナウイルス感染症対策のために縮小を余儀なくされていましたがスポーツ大会等の事業ですが、今年は個人で対策を取っていただきながらも従来の運営方法で開催し、思う存分スポーツを楽しんでいただいております。

生涯学習関係では、昨年度に引き続き、元気づくり支援金を活用した氷河調査を実施しており、結果報告会を今年の秋に開催する予定であります。

また、ウイング21開館25周年を記念して、7月1日には、前東京芸術大学学長の澤和樹さんによるコンサート、10月8日には自衛隊ふれあいコンサートの開催が予定されており、以前のようには村民の皆様が充実した文化芸術活動をお届けできる環境が整ってまいりました。

図書館等複合施設につきましては、子育て施設との複合化及び官民連携の可能性等について、こ

の秋には取りまとめができますように、現在、ヒアリングを行なっております。

最後に、令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）について若干説明させていただきます。今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に2,063万9,000円を追加して、予算総額を60億7,663万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、令和5年度における新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業に関するもの、ワクチンの追加接種や子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫支出金や県支出金といった特定財源のある事業が主な内容でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

本定例会に提出します案件は、報告2件、承認9件、議案8件であります。議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

議長（太田伸子君） これより、報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 報告第2号 令和4年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（太田伸子君） 日程第5 報告第2号 令和4年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 報告第2号 令和4年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

令和4年度からの繰越事業は6事業あり、事業費とその財源についてご説明を申し上げます。

2款1項電算事業3,102万円は、全額一般財源でございます。

5款1項ほ場整備事業2,320万円は、国庫支出金775万円、地方債770万円、一般財源が775万円でございます。同じく、犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業4,444万円は、国・県支出金3,036万円、地方債830万円、その他として地元負担金が79万円、残り499万円が一般財源であります。

6款1項山岳観光施設維持補修事業321万4,000円は、その他としまして損害保険料が174万2,000円、残る147万2,000円が一般財源です。

7款2項除雪機械整備事業2,640万円は、地方債2,620万円、一般財源が20万円であります。同じく、道路維持費、村道改良国庫補助事業1億3,390万円は、国庫支出金7,393万3,000円、地方債5,320万円、一般財源が676万7,000円です。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第2号は終了いたしました。

△日程第6 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第6 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

村道上の事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

最終ページを御覧ください。専決第10号の内容であります。令和5年4月2日午後1時30分ごろ、白馬村大字北城2937番361地先の村道2182号線上において損害賠償請求者が所有する車両が走行中、本村が管理する道路横断水路を通過する際、その段差により車体を跳ね上げ、車両底部を損傷させたものであります。

村は、損害賠償請求者に対して、車両の修理代金の7割に相当する1万5,754円を賠償したものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第3号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第7 承認第1号から日程第15 承認第9号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。日程第7 承認第1号から日程第15 承認第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第1号から承認第9号まで委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第7 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第7 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、白馬村税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明いたしますので、5枚目を御覧ください。

第46条は、個人住民税の給与所得に係る特別徴収の様式を追加し、条文中の字句を改めるものです。

第48条及び、2ページになりますが、第50条は、法人村民税に関する様式を追加し、第50条第2項中の字句を改めるものです。

3ページを御覧ください。

第98条及び、4ページになりますが、第101条は、たばこ税に関する様式を追加するものです。

4ページ中段からは、附則の改正となります。

第8条は、肉用牛を売却した際の村民税の課税特例を令和9年度まで延長するものです。

5ページを御覧ください。

第10条は、条文中の条番号を改めるものです。第10条の2の第3項から6ページの第16項までは、わがまち特例に関する法改正による項ずれを改めるものです。

6ページになります。

改正前の第18項は今回の法改正で削除され、新たに第18項として、大規模修繕等が行なわれたマンションに対するわがまち特例の割合を規定するものです。

7ページを御覧ください。

第10条の3に第12項として、前条第18項に規定する大規模修繕等が行なわれたマンションについて、減税措置を受けるための申告に関する規定を追加し、改正前の第12項以降を繰り下げ

るものです。第13項及び8ページの同項第5号の改正は、法改正による項ずれを改めるものです。8ページになります。

改正前の第15条の2は今回の改正で削除され、これにより「第15条の2の2」を「第15条の2」に改め、第15条の6の第3項も今回の改正で削除されるものです。

9ページを御覧ください。

9ページから12ページまでの第16条の改正は、軽自動車税に係るグリーン化特例の対象軽自動車の登録期間を令和4年4月1日から令和8年3月31日までに改め、9ページの改正前の第3項から11ページの第6項までが今回の改正で削除され、改正前の第7項及び12ページの第8項を第3項、第4項に繰上げ、12ページになりますが、改正後の第4項は、法附則第30条第4項の規定に該当する軽自動車に係る種別割の軽減に関する改正のほか、項ずれを改正するものがあります。

第16条の2は、条文中の項番号を改めるものであります。

13ページを御覧ください。

第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の期間を令和8年度まで延長するものです。

改め文の3ページを御覧ください。

附則第1条として、改正条例の施行期日を令和5年4月1日と規定し、第2条及び第3条は固定資産税及び軽自動車に関する経過措置を規定しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、白馬村都市計画税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、最終ページを御覧ください。附則第2項から第4項の改正は、法改正による各項の項見出し及び項ずれを解消するもので、第15項は条文中の項番号を改めるものであります。

表の改め文を御覧ください。附則第1項として、改正条例の施行期日を令和5年4月1日と規定し、第2項は経過措置を、第3項は条項の読替えを規定しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第9 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤 則昭君） 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い所要の改正を行なったもので、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により

議会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、新旧対照表に基づいて説明させていただきます。こちらは、国民健康保険税の課税限度額の改正を求めるものです。

新旧対照表1ページ、第1項の第2条第3項を御覧ください。こちらについては、後期高齢者支援金等課税限度額の改正でありまして、20万円を22万円に改めるものです。また、同じページ第23条、こちらは国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しであり、20万円を22万円とするものです。

続きまして、2ページ御覧ください。

こちら、第2号において、5割軽減対象世帯の判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額、こちらを28万5,000円であったものを29万円に、また、第23条第3号のほうに移ります。こちらは2割軽減対象世帯の所得判定の算定における被保険者の数に乘すべき金額、こちらを52万円であったものを53万5,000円に改めるものです。

続きまして、新旧対照表4ページを御覧ください。

こちら第24条の2第2項のほうですが、特例対象被保険者の必要書類を明確化し、雇用保険受給者資格通知としたものです。

5ページ以降については、条例改正に伴って発生した字句の齟齬について修正を加えるものです。失礼しました。3ページに戻ってください。

23条の2、こちらと4ページ以降の11ページまで、附則に関わるもの、全て項数の修正等に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第4号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第10 承認第4号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 承認第4号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてご説明します。

令和4年度白馬村一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

おめくりいただき、第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ8,546万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を68億9,394万1,000円とするものでございます。この補正予算は、収入の確定による過大・過小見積りや事業費の確定による不用額等について計数整理をしたもので、主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

10ページの歳入明細を御覧ください。

1款村税ですが、3款軽自動車税は、車両数の増加などにより114万4,000円の増額です。

12ページ、6款1項1目法人事業税交付金は、1,479万4,000円の増額です。

13ページ、10款1項1目地方交付税の1節普通交付税は、7,980万5,000円の増額、2節特別交付税は、3,031万4,000円の増額であります。

12款1項負担金の関係ですけれども、14ページ、4目教育費負担金は、学級閉鎖などから学校給食費負担金が減ったことにより、346万1,000円の減額でございます。

13款1項使用料の関係では、5目教育使用料がウイング21等の体育施設の利用者が減少したことにより、235万8,000円の減額であります。

15ページ、14款国庫支出金の関係では、1項2目衛生費国庫負担金2,690万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種者が増えたことにより、ワクチン接種負担金を増額したものでございます。

16ページ、2項2目衛生費国庫補助金3,892万7,000円の減額は、ただいま国庫負担金で説明しましたように、新型コロナウイルスワクチンの個別接種者の増加に伴い集団接種者が減少したことと、集団接種が2年目だったことで、1年目に整備をしました備品類が引き続き使用できたことなど、集団接種に係る費用が補助金申請時よりも下回ったことによるものでございます。

3目土木費国庫補助金は、除雪稼働時間の増加に伴い、社会資本整備総合交付金が262万4,000円の増額であります。

6目総務費国庫補助金502万7,000円の減額は、17ページ、2節番号カード関連事務交付金が350万8,000円の減額などによるものです。

15款県支出金の関係では、18ページ、2項1目総務費県補助金201万9,000円の減額

は、地域発元気づくり事業補助金をはじめとする各種補助金の補助額確定によるものであります。

2目民生費県補助金436万4,000円の減額は、1節から3節までの各種補助金の額の確定によるものであります。

21ページ、17款1項寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金を354万8,000円減額する一方、ふるさと白馬起業家支援協働のまちづくり寄附金を454万6,000円増額するなど、91万3,000円の増額であります。

なお、ふるさと白馬村を応援する寄附金の総額は1万4,037件で、5億5,362万4,100円のご寄附を頂いており、令和3年度と比較しますと3,285万円ほど増加をしております。

18款繰入金関係、1項基金繰入金では、2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金が、基金を充当する事業費の確定により121万7,000円の減額、3目福祉基金繰入金は、一般財源の余剰金を当てることとしたため648万円の減額。

22ページ、5目中小企業融資利子補給基金繰入金は、事業費の確定による219万6,000円の減額、6目地域情報化施設基金繰入金も、福祉基金と同様に、一般財源の余剰金を当てることとし、基金からの繰入を行いませんでした。

20款諸収入では、1項1目村税延滞金の徴収額が増えたことによりまして、1,132万9,000円の増額であります。

次に、25ページからの歳出明細になります。

歳出につきましては、金額については省略をさせていただき、事業ごとの主な増減理由につきまして説明をさせていただきます。

25ページから26ページにかけてまして、2款1項1目一般管理事業は、主に会計年度任用職員報酬や職員手当などの人件費の減額によるものであります。

26ページから27ページにかけてましては、6目企画一般事業は、協働のまちづくり推進補助金の額の確定による減額などによるものであります。

27ページ、同じくふるさと納税事業は、クレジット決済手数料の減額、返礼業務委託料の減額などによるものであります。

29ページ、8目電算事業は、自治体セキュリティ強化対策更新委託料の減額などによるものであります。

31ページ、3項1目戸籍住民基本台帳事業は、番号カード発行に係る事務交付金を全額減額したものであります。

少々飛びまして、36ページをお開きください。36ページ、3款1項2目老人福祉事業は、措置対象から外れたことによる老人福祉施設措置費の減額であります。

37ページにかけてまして、3目心身障害者福祉事業は、給付費確定による自立支援給付や児童福

祉給付費の減額が主な内容でございます。

39ページ、7目福祉医療費給付事業は、医療給付費が確定したことによる減額です。

40ページ、2項1目児童手当等給付事業は、児童手当給付対象者の確定により不用額を減額するものです。同じく、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、支給対象世帯の確定により減額をするものであります。

43ページ、3目しろうま保育園運営事業は、会計年度任用職員報酬や職員手当などの人件費の減額によるものと、給食等賄い材料費の減額などによるものでございます。

45ページ、4款1項2目保健予防事業は、健診等委託料の精算による減額と、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種希望者が想定よりも少なかったことなどによる減額であります。

46ページ、4目母子健康事業は、新型コロナウイルス感染症を考慮して病院等での受診者が減ったことから、健診等委託料の減額などによるものであります。

47ページ、2項1目塵芥処理事業は、実績が減ったことによる塵芥処理委託料の減額などによるものであります。

予算書少々飛びまして、54ページをお開きください。

54ページ、7款2項2目除雪事業は、2月以降小雪だったことにより、除雪委託料を大幅に減額したものでございます。

56ページ、8款1項1目非常備消防事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、防災訓練等の消防行事の中止により消防団員報酬を減額したこと、退団者が想定よりも少なかったことにより、報酬金を減額したものでございます。

57ページ、9款1項2目教育委員会事務局一般事業は、令和3年度に引き続き、義務教育施設整備基金を積み立てるため、大幅に増額をするものなどでございます。これにより、令和4年度末の基金残高は、2億7,500万円を超えております。

58ページ、2項2目北小学校教育振興事業は、会計年度任用職員に係る人件費等の減額などによるものであります。

少々飛びまして、62ページを御覧ください。

62ページ、5項3目学校給食センター事業は、歳入でもご説明しましたが、学級閉鎖などにより、賄い材料費の減額などによるものであります。

64ページ、12款1項1目財政調整基金事業は、令和3年度に引き続き、財政調整基金を積み立てるために増額するものです。これによりまして、令和4年度末の基金残高は、12億1,000万円を超えたところでございます。

2目減債基金事業は、令和5年度に基金の繰入れを予定していることから、その分を補填する形で積み立てるものであります。

3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の実績により、積立金を増額す

るものです。

これによりまして、令和4年度末の基金残高は、7億5,600万円ほどになります。

申し訳ございません、予算書7ページまでお戻りください。

7ページ、第2表の地方債の補正につきましては、事業の確定などによるもので、限度額の変更はそれぞれ御覧のとおりでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。承認第4号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 承認第5号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第11 承認第5号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤 則昭君） 承認第5号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

歳入歳出それぞれ289万9,000円の減額により、予算総額10億1,431万2,000円

とするものでございます。

予算書4ページのほうを御覧ください。

1款国民健康保険税、こちらは保険税の減額に伴い、676万3,000円の減額を行なうものです。

また、4ページの1項国庫補助金、3款県支出金の1項県補助金、こちらについて併せて説明させていただきます。

2款国庫支出金の国庫補助金について、マイナス65万円ですが、災害臨時特例補助金が交付金に振り替えられたため、3款の県支出金、こちらのほうが増額になってございます。そのため、2款の国庫支出金を65万円の減、3款の県支出金が1,002万9,000円の増になってございます。

5ページのほうを御覧ください。

5款繰入金になりますが、2項基金繰入金、こちらについては、決算が黒字であったことから、繰入金が不要になったことによる減額になります。

続きまして、支出のほうに移らせていただきます。9ページを御覧ください。

9ページ、2款保険給付費、1項の療養諸費でございますが、こちらは500万6,000円の増額になっております。こちらは医療費の行政負担分7割分を負担するもので、県全体の医療費の増加傾向に伴い、こちらは増額になってございます。

続いて、10ページです。

1項療養諸費になります。3目の一般被保険療養費のほうでございますが、こちらのほうが、鍼灸、あんま、補装具に関わる費用でございます。こちらは補助件数が少なかったので、120万7,000円の減額になります。

16ページを御覧ください。

16ページ、4款1項特定健康審査等事業費165万円の減。また、続きまして、2項の保険事業費195万円の減。こちらは、どちらも当初の見込額より使用する金額が少なかったので減額となっております。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第5号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第6号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第12 承認第6号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤 則昭君） 承認第6号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について説明します。

令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分したので、同条3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

こちらは歳入歳出それぞれ28万9,000円を増額し、予算総額を1億681万1,000円とするものでございます。

予算書5ページのほうを御覧ください。

1款1項後期高齢者保険料でございます。こちらは保険料収入の増額に伴い、46万8,000円増額してございます。

ページをめくまして6ページ、5款諸収入及び6款雑入を減額するものでございます。

歳出のほうに移らせていただきます。7ページを御覧ください。

1款総務管理費でございますが、徴収費25万5,000円の減額、こちらは徴収に関わる諸費用の不使用分の減額になっております。

2款1項広域連合負担金。こちらは広域連合に支払う後期高齢者の負担金の増額によるものでございます。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

この採決は起立によって行ないます。承認第6号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第7号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の
専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第13 承認第7号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 承認第7号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356万5,000円とするものでございます。この補正予算は、事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものでございます。

5ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目使用料を2,000円減額し、2款1項1目一般会計繰入金を37万円減額するものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費、2目施設維持管理費、2款1項2目利子につきまして、合計で37万2,000円の減額となるものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第7号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第8号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告
について

議長（太田伸子君） 日程第14 承認第8号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 承認第8号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。

この会計につきましても、事業費の確定により、不用額等について計数整理をしたものでございます。

1枚おめくりください。

第2条として、令和4年度白馬村水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額については、収入では、1款水道事業収益に1,192万2,000円を追加し、3億4,467万3,000円とします。収益的支出では、1款水道事業費用として1,620万8,000円の減額で、2億6,443万3,000円とします。

第3条として、予算第4条、本文の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を3億9,216万7,000円に改め、資本的収入の1款1項負担金を31万円増額し、資本的支出の1款1項建設改良費を543万6,000円減額するものです。

第4条として、予算第8条に定めました経費のうち、職員給与費を54万2,000円減額するものです。

内訳について主なものをご説明しますので、次のページを御覧ください。

収益的収入の1款1項営業収益、1目給水収益で水道使用料が936万円、3目その他営業収益として、加入分担金が130万円の増額です。

収益的支出は、事業費の確定に伴う不用額及び未執行額を減額するものです。

3ページを御覧ください。

資本的収入1款1項1目工事負担金31万円の増額は、実績に基づく増額です。

資本的支出1款1項1目排水設備工事費515万3,000円の減額及び2目営業設備費28万3,000円の減額は、事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第8号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第9号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第15 承認第9号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。廣瀬上水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 承認第9号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

この会計につきましても、事業費の確定により、不用額等について計数整理をしたものでございます。

1枚おめくりください。

第2条として、令和4年度白馬村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入では、1款下水道事業収益に476万4,000円を追加し、5億720万3,000円とします。収益的支出では、1款下水道事業費用として539万4,000円の減額で、4億8,012万9,000円とします。

第3条として、予算第4条、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を

1億1,936万6,000円に改め、資本的収入を330万8,000円減額し、資本的支出の1款1項建設改良費を80万3,000円減額するものです。

内訳について主なものをご説明しますので、1枚おめくりください。

1款1項営業収益として、下水道使用料が476万4,000円の増額となります。支出の主なものとして、1款1項営業費用の2目処理場費委託料211万9,000円の減額は、脱水汚泥処理委託料で、他の減額も事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するものです。

最終ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についても、事業費の確定により不用額を減額するものです。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第9号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第16 議案第26号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第26号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 議案第26号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6号の規定により、次のとおり議案の議決を求めるものです。

1、施設の名称、白馬村デイサービスセンター。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字北城7025番地、社会福祉法人白馬村社会福祉協議会。

3、指定の期間、令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間です。

本施設の指定管理者の候補者であります社会福祉法人白馬村社会福祉協議会は、これまで白馬村デイサービスセンターの指定管理者として管理を行なっており、指定期間終了に伴い、再指定をしたいものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第27号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第17 議案第27号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第27号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の制定についてご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、条例本文を御覧いただきたいと思います。

第1条はこの条例の制定目的で、太陽光発電施設建設により懸念をされる災害の防止、そして良好な景観と生活環境の保全を図ることを目的としてうたっております。

第2条は定義を明記しておりまして、第2号でこの条例の規制対象となる事業を特定発電事業と定義づけをし、モジュールの合計出力が10キロワット以上の発電施設を対象としてうたっております。

そしてその下、ただし書では、建築物の屋根や屋上、壁面に設置するものを対象外としておりますが、これは村がゼロカーボン施策の一つとして進めております太陽光発電システム普及促進事業との整合を考慮したものであります。

次の2ページに入りまして、第5条では禁止区域をうたっております。

4ページの上段、第15号までに明記された区域においては、特定発電事業を実施してはならないとしております。

第6条以降につきましては、禁止区域内において特定発電事業を行なう場合の手続についてうたっております。

第8条は、地域住民に対する特定発電事業の説明等。

5ページの第11条から6ページの第17条までは、計画変更や工事の着手完了、事業承継などに必要な手続を明記しておりまして、具体的な様式などは規則に委任をしております。

7ページ、第21条では、報告の聴取及び立入検査。

続いて、第22条から第23条では指導及び助言、勧告について明記をし、事業者が正当な理由なく勧告等に従わない場合は、第24条において氏名等の公表ができる旨をうたっております。

8ページ、附則において、この条例の施行期日を令和5年7月1日としております。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第28号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第18 議案第28号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 議案第28号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

最終面、新旧対象表を御覧ください。この条例は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用されたパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定めるものであります。

今回の一部改正は、同条例第12条で規定する第2表、定額で支給する報酬額の一部を改正したものであります。

改正する部分は、日本語指導講師の報酬額で、現在、時間額1,000円以内とされているものを時間額1,500円以内としたいものであります。条例では、定額支給の限度額を定め、実際の支給額は規則で定めることになっております。今回、日本語指導講師の報酬を算出するに当たり、月額支給の給料表を根拠に算定するように変更したいと考えております。給料表に当てはめ、試算したところ、現在の設定では支給する額を満たすことができないことから、限度額を引き上げたいものであります。

なお、引上げ額は、今後の給料表の改正などによる増額にも対応できるように幅を持たせて設定したいものであります。既に会計年度任用職員を任用しておりますので、この条例は公布の日から施行し、4月1日に遡り適用したいものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第19 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、専決処分報告をしました4月1日施行以外の法律改正に伴うもの、及び固定資産の課税免除に関する規定を追加する改正を行なうものであります。

条例の改正内容を説明しますので、4枚目の裏面の新旧対象表を御覧ください。

第34条の9第2項は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法施行令の改正が行なわれたことによる条文の改正であります。

第36条の3の2に第2項を追加する改正は、給与所得者が提出する扶養親族等申告書について、その記載事項を簡略できる旨の改正で、2ページになりますが、第2項の追加により、改正前の第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、各条文中の項番号を改めるものです。

3ページを御覧ください。

第38条は、条見出しの改正及び第3項の追加は、森林環境税の徴収方法を新たに規定するもので、第41条は、納税通知書に記載する各納期の納付額について、村民税、県民税の全額に森林環境税を合算した額を納期数で除して得た額とする旨の改正であります。

第44条第1項の改正は4ページになります。給与所得の特別徴収額に森林環境税を含めて徴収する旨を規定し、第1項から5ページの第6項までの条文中の字句を改めるものであります。

6ページを御覧ください。

第47条第2項の改正は、給与所得に係る特別徴収税額を普通徴収税額へ繰入れができる旨を追加し、根拠条項を改めるものであります。

下から5行目の第47条の2第1項の改正は、7ページになりますが、給与所得の特別徴収と同様に、公的年金等の特別徴収額に森林環境税を含めて徴収する旨を規定するものであります。

7ページの下から2行目の第47条の6の改正は、8ページになりますが、第2項の改正は、年金所得に係る特別徴収税額を普通徴収税額へ繰入れができる旨を追加し、根拠条項を改めるものであります。

下から4行目になりますが、新たに第60条の2として、固定資産税の課税免除に関する規定を地方税法第6条第1項を根拠として規定するものであります。

第1項ですが、9ページにまたがりませんが、第1号から第6号までに規定する固定資産について、固定資産税の課税を申告により免除するもので、8ページの下から2行目に、ただし書として、借地料などが支払われる有償の場合については、固定資産税を免除せずに固定資産の所有者に対し固

定資産税を付加する旨を規定しております。

9ページになります。

第2項は、固定資産税の課税免除を受けようとする場合の課税免除に関する申告書に記載すべき事項を、第1号から第3号までに規定しております。

第3項では、課税免除と決定した固定資産について、第1項第1号から第6号に規定する用途以外となる場合及び有償となる場合の届けについて規定をしております。

10ページを御覧ください。

第82条の改正は、道路交通法の改正により、特定小型原動機付自転車に関する規定が追加されたことにより、第1号へのミニカー区分から特定小型原動機付自転車を除外する旨を規定するもので、この改正により特定小型原動機付自転車の税額は2,000円となります。

10ページの最終行からは附則の改正となります。

11ページを御覧ください。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正ですが、軽自動車税の環境性能割及び種別割に関するもので、不正を行なった自動車メーカーを納税義務者と見なして、納税不足額を徴収する際に加算金の率を引き上げるものであります。

改め文の4ページを御覧ください。

附則第1条として、改正条例の施行期日を令和5年7月1日と規定し、ただし書として、第1号に規定する改正は令和6年1月1日から、5ページの第2号に規定する改正は令和7年1月1日からそれぞれ施行する旨を規定しております。

第2条から第4条は、村民税、軽自動車税及び固定資産の課税免除に関する経過措置を規定しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第30号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第20 議案第30号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 議案第30号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、第10条第2項で使用料は別表に定める額の範囲内において指定管理者が村長の承認を得て定めるとしており、別表の改正を行なうものです。

最終ページ、新旧対象表を御覧ください。

別表中の野外キャンプ場、中学生以上の日帰り1人当たりの使用料400円を1,000円に、1泊1人当たりの使用料1,000円を3,000円に改正するものであります。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は令和5年7月1日からとしたいものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,063万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億7,663万9,000円とするものでございます。

それでは、5ページの歳入明細から御覧ください。主なものについて説明をさせていただきます。

10款1項1目地方交付税、2節特別交付税3,875万3,000円の減額は、デジタル田園都市国家構想交付金が一部採択となったことから、申請の取消しを行なったことによる補助裏分の減額です。

14款1項2目衛生費国庫負担金1,462万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種の実施期間が延長されたことによるものであります。

2項1目民生費国庫補助金1,107万1,000円の増額は、子育て世帯への生活支援特別給付金の支給によるものであります。

2目衛生費国庫補助金744万4,000円は、国庫負担金と同様に新型コロナウイルスワクチン接種に係るものであります。

5目観光商工費国庫補助金5,575万円の減額は、先ほど説明しましたデジタル田園都市国家構想交付金の減額であります。

6目総務費国庫補助金7,949万8,000円の増額は、令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、7ページ、歳出明細を御覧ください。主な事業につきましてご説明いたします。

2款1項6目企画一般事業309万円の増額は、新型コロナウイルス臨時交付金を活用し、高騰する電気、ガス料金により負担を強いられている村内各行政区の運営に対して補助をするものであります。

9目地球温暖化対策事業66万円の増額につきましても、新型コロナウイルス臨時交付金を活用し、電気自動車への買換えに対する補助金を追加するものであります。

8ページ、3款1項1目原油価格物価高騰緊急支援給付金3,355万3,000円の増額も、新型コロナウイルス臨時交付金を活用し、昨年度と同様に低所得世帯に対して給付金を給付するものであります。

3目心身障害者福祉事業221万5,000円の増額は、障がい者グループホーム建設用地の造成中に出土した既存構造物の残骸撤去に対する負担金であります。

9ページにかけまして、2項1目子育て世帯生活支援特別給付金事業1,127万1,000円の増額は、昨年度に引き続きまして、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対しまして特別給付金を支給するもので、全額国庫負担であります。

4款1項1目公営企業電力価格高騰対策支援事業878万円の増額は、新型コロナウイルス臨時交付金を活用し、水道事業に対する支援を行なうものであります。

10ページにかけまして、2目保健予防事業2,206万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間延長によるものであります。

5款1項3目産地づくり対策事業693万円の増額は、新型コロナウイルス臨時交付金を活用し、農業者に対して高騰している肥料や資材の負担増分を補助するものであります。

11ページ、6款1項1目観光総務事業218万6,000円の増額は、観光局で立ち上げるDX推進事業で、宿泊予約サイト事業の企画、インバウンドリフト券のオンライン販売等に従事する地域おこし協力隊1名分の人件費であります。

同じく3目観光宣伝振興費9,570万円の減額は、先ほど説明いたしましたデジタル田園都市国家構想交付金の一部採択に伴いまして、申請を取り下げたことによるもので、当初予算で計上した事業費1億1,150万円を減額し、新たな事業分として1,580万円を増額したものであります。

12ページ、2項1目新型コロナウイルス感染対策事業2,010万5,000円の増額は、新型コロナウイルス臨時交付金を活用した事業で、山小屋の空輸に対する支援に150万円、公共交通確保のためAIデマンドシステムを用いた新たな取組に対する支援に760万5,000円、村内の各観光協会に対する事業支援として1,100万円を補助するものであります。

7款4項3目公営企業電力価格高騰対策支援事業548万円の増額は、先ほどの水道事業と同様に、下水道事業に対して電力価格の高騰分を支援するものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第32号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第22 議案第32号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第32号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第2条として収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入として1款水道事業収益に878万円を追加し、3億2,362万4,000円とするものです。

内訳としては1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入として、1款2項3目の補助金878万円が一般会計より、公営企業電力価格高騰対策支援金を見込んでおります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第33号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第23 議案第33号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第33号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

第2条として収益的収入の予定額を補正するもので、収入として1款下水道事業収益に548万円を追加し、4億8,058万円とするものです。

内訳としては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入として、1款2項1目の補助金548万円が一般会計より、公営企業電力価格高騰対策支援金を見込んでおります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号から議案第33号までは、お手元に配付いたしました令和5年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第33号までは、常任委員会等付託書のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月8日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) ご異議なしと認めます。よって、明日6月8日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

令和5年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和5年6月8日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和5年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和5年6月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

第5番加藤ソフィー議員が、産休のため欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 6番尾川です。1期目の私の議員としては、マスクなしに始めるのが多分初めてだと思います。皆さんの顔もよく見えます。一番初めなので、頑張っていきたいと思います。

今回は、一般質問を2つやらせてもらいます。まずDXと、2つ目が白馬の駅のことです。

それでは、始めたいと思います。

役場が進めるDXの進捗状況と課題。

村は、今年度重要事業の一つとしてDXの推進を上げ、この4月から「デジタル統括監」として1名の職員を配置し、「白馬村DX推進チーム」を庁内横断的に立ち上げました。

このことは、広報はくば4月号の10ページで書かれています。また、議会が発行する第144号（3月定例会号）で3ページに書かれています。業務委託費は、800万円とされています。

村長は、3月に行なわれた予算委員会の中で、DXコンサルティング業務委託の人材として「システムエンジニアではなく、ITのデザイナー的な要員を希望し、国の地方創生人材支援制度に手を挙げ、1社と合意した。庁内の状況を把握し、業務改革を進める。期間は2年間。」と説明しました。

そこで、質問です。

- 1、そもそも自治体のDXとは何か。住民に伝わるように簡潔に説明してください。
 - 2、「デジタル統括監」を採用するに際し、「ITのデザイナー的な要員」を求めていましたが、「ITのデザイナー的」の意味は。
 - 3、村長は、デジタル統括監に2年間で達成してほしい要望など具体的にどのように指示しましたか。
 - 4、DXの推進が、「地方創生と地域活性化」にどのように関係するのか。
 - 5、現在の進捗状況は。
- よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

尾川議員から、役場が進めるDXの進捗状況と課題について5項目の質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、そもそも自治体のDXとは何かのご質問ですが、まず前提として、自治体DXの推進が国策として位置づけられた経過と市町村との関わりについて触れておきますが、令和2年12月に政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、誰一人取り残さない「人に優しいデジタル化」が示されました。

さらに、令和4年6月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、この計画が目指すべきデジタル社会のビジョンとして、改めて位置づけられました。

こうした国家ビジョンを実現するためには、住民の皆様にとって身近な市町村行政レベルでの取組が極めて重要になってくるものと認識しているところです。

そこで、質問の根幹となる部分にもなりますが、住民にとって身近な行政のDXの取組とは、1つには提供する行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることにあると思います。

また、2つ目として、デジタル技術やAIの活用により庁内業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことも重要な取組の一つです。

さらには、こうした取組の推進に当たっては、当然住民とその意義を共有しながら進めていくことが重要であると考えております。

次に、2つ目のITのデザイナー的の意味はと、3つ目のデジタル統括監に2年間で達成してほしい要望など具体的にどのような指示を行なったのかというご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えします。

初めに、ITのデザイナー的の意味につきましては、いわゆる専門的なシステムエンジニアのような、単にソフトウェアの設計や開発を主として手がけるような人材ではなく、職員や住民に対するDXの必要性についての意識を向上させる取組をはじめとして、現状把握と課題を洗い出し、その解決策と導入プロセスを庁内横断的に伴走しながらそれらをデザインすること。

さらには、任期期間中において庁内DX人材の育成に関する助言・指導の役割を担うことで、中長期的にもDXの取組を推進できる体制を構築するまでの業務を担う人材を想定しながらITのデザイナー的要素を求めていたと表現したところです。

今回任命いたしました菅統括監におかれましては、このような設置方針を踏まえながらリーダーシップを発揮しつつ、新しい環境を楽しみ、そして意欲的にチャレンジしてほしいと思っております。

また、具体的に指示をさせていただきました業務の内容については、ただいまの説明と重複しますが、大きくは次の5項目であります。

1、行政のデジタル化に係る課題の洗い出しとデジタル化のロードマップの策定。2、行政手続のオンライン化、内部事務のオンライン化及び業務プロセスの見直しを含む個別の行政事務のデジタル化の推進。3、役場職員、地域住民のデジタル化の必要性に対する意識を向上させる取組。4、役場内部のデジタル人材育成に関する助言・指導と育成の実践。5、デジタル田園都市国家構想交付金の活用検討と地方創生に波及する取組の推進。以上の5項目です。

次に、DXの推進が地方創生と地域活性化とどのように関係するののかとの質問であります。そもそもDXを推進する上でのデジタル技術の根本的な在り方として、いつでも、どこでも、誰でも利用できることが前提であり、このデジタル技術を利用して顧客やサービスの相手方への利便性を向上させることと自らの生産性の向上につなげることがデジタルトランスフォーメーションの到達目標だと考えます。

したがって、自治体や企業などが持つ様々な情報やデータを、デジタル技術を有効活用することで地域住民の生活や地域経済環境が改善・向上することが期待できることから、DXの効果的な推進は地方創生や地域活性化に大きな貢献をもたらす可能性があると考えています。

最後に、現在の進捗状況はとのご質問ですが、4月にDXの推進を具現化するための庁内横断的な推進体制として白馬村DX推進チームを立ち上げました。このチームは、デジタル統括監を統括として、これまで情報課担当として経験がある職員や各課の業務全般を理解する職員など14名で構成し、おおむね2週間に1回程度のペースでミーティングを行なっています。

具体的には、取組を進展させる意義や必要性の共有、推進手順の決定、庁内課題の洗い出しを行なった上で、当面進める取組を庁内のDXとすることを決定し、その計画名を白馬村スマートビレッジ推進計画として策定したところです。

今後も、引き続き、計画に基づいて取組を前進させ、成果につなげていきたいと思っております。

以上、尾川議員の役場が進めるDXの進捗状況と課題に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 私、今回のDX関連推進についてはすごくエールを送りたいと思っております。DXをどんどん進めることによって効率的な仕事ができ、仕事が楽になり、余裕ができて、よりクリエイティブな仕事ができる、より住民に寄り添った仕事ができる。そういった時間を確保できるのではないかと考えております。

だから、DXをどんどん進めていただいて、余裕を持って住民のサービスに当たる。そういうことをやっていただきたいと思っています。

ここで、少し簡単で具体的な質問をします。けども、DXを進めるに当たって実は気づかないこともあるのではないかと。すごく簡単なんですけれども。今、白馬村のDXの推進としてホームページの改修を、トップページの改修ですね、それを進めようとしております。ホームページ上で公開されているデータの中、特にPDFの中には画像データとして認識されているものがあります。画像データと言うとどういうことかと言うと、コピー機でスキャンして、それをPDFにしてホームページにアップする、そういうデータです。

それは、検索ができません。そういった状況になります。まずは、文字が認識できるPDFを公開していくというお考えはありませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 村のホームページに掲載してございますPDFの扱いでございますけれども、当然PDFを作成するときには、我々職員独自が作った文書については印刷のプリンターの種類をMicrosoft Print to PDFとかそういうものでPDFを作成することができますので、当然それでPDFを作成してホームページに掲載することとしております。

ただ、それ以外にも、例えば国や県から通知で紙ベースで来たもの、それをぜひ村民の皆様にも知っていただきたい。こういったものについてはそれを打ち直すことなく、来た文書を直接スキャナーで読んでPDFにしてホームページに貼り付けるということもございます。

情報の担当にも聞いているんですけども、あえて文字認識ができないように画像としてPDFに出すというものは、今うちのものでは特にないということですので、当然文字認識できる形で出せるものはそのように現在もしている。そういった知識がない職員がもしいるとすれば、職員教育のほうはしていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 先ほど、村長の初めの答弁のほうで、いつでも、どこでも、誰でも利便性よく使えるようなデータを公開していく。これは、一つのDXの方針として大きな位置づけとされていきました。

使い回しが効くデータにすることが重要です。例えば、エクセルで作っている表などもそのまま直接公開するというのもできないでしょうか。

国の機関、各省庁のホームページを見ると、まず印刷用のものとしてPDFで公開されている。それ以外に、エクセルやワードとかパワーポイントとかそういったものでも同時に公開されている。そういうような状況になっております。国の機関では、もう数年前からそういうことが始まっております。

生のデータを公開していく方針はありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

我々も、例えば国とか県のホームページを見て、特に申請関係のようなものについては、PDFだけですと、PDFを加工できるソフトあるいはリーダーでもそういった機能はあるんですけども、それよりもワードですとかエクセルであったほうが直接加工ができる、便利だなということは十分承知をしております。

ただ、ホームページに掲載するときに、そういった申請書類等については積極的に併記していったほうが良いと思っておりますけども、改ざんのおそれがあるようなものについては逆に改ざんできないようにPDFだけのほうが良いのかなど。その場合によって使い分けていく。特に、村民の皆様の実便性が上がるように進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありますか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、どんどんそういう生データも公開していただきたいと思います。やはり、それは利便性が非常に上がって、僕ら議員も含め、一般の住民たち、そして白馬の中で事業を展開する人たちもしっかりそのデータを活用できると思います。

例えば、人口データ等も過去のデータがそれぞれそろっていると、年度変化があったりとか、この地区に何人住んでいる、地区ごとに大体人数があって、それが例えば年ごとに変化している。例えば、白馬町が人口が増えているとか、それ以外のところは人口が減っているとか、そういうデータ変化を見ると、事業者のほうはそれを見てここに出店したほうが良いのか、どういう対策をしていったほうが良いのかということを考えることができます。そういったデータの活用をするためにも、生データをどんどん公開していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

DXの推進の上で見えてきた課題というのはありますでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

これは、先ほどから説明をしております推進チームのほうで最初のワークということで検討され

てきているようではすけれども、まず課題としましては、うちの役場の場合、紙、ペーパーですね、紙に対する依存度が非常に多いということが分かってきております。これは、職員のアンケートを既に実施しております、データとしてグループのほうに渡してはありますけれども、全体業務の75%が紙の利用をしているというような結果が出ています。そのうち73%は、保管をする必要があるという結果も出ております。

あと、もう一つの課題としては、勤怠管理の精度を上げなければならないということです。当然、職員のほうは出勤簿あるいは時間外勤務をしたときには時間外勤務であるんですけども、実際に職員が何時に来て何時に帰ったのかという勤怠管理ができていない。すなわち、そこに例えばサービス残業であるとかそういったことが分かってきていない。それが、課題でございます。

あと、設備のほうにつきましては、ハード面ですけれども、共有ファイル等の保存をするのにNASを今活用しているんですけども、このNASが非常に不安定、あとデータ容量の不足ということもございます。あと、庁内の無線LANの環境、これがあまり良くないというところ。あと、大型モニターで会議等ができる部屋が今庁議室と201の会議室がないというようなこと。あと、テレワークを推進しているわけですけれども、テレワークの環境に弱いというようなところがハード面でございます。

あと、ソフト面では、そういったデジタルドキュメントの運用のルールがまだないですとか、決裁方法、全て今印鑑で決裁しているんですけども、こういったものを改善していかなくちゃならない。あるいは、将来を見据えて勤怠管理のルールについても改善したほうが良いというようなことが検討されております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 今のところ、そういった課題が見えてきたということだと思います。紙に依存しているという状態とか、データの管理についてハードディスクが整っていないとか、そういうことも見受けられるようです。

過去のデータとかは、しっかり検索できてすぐ調べられるという体制はとても大事だと思います。紙で保存して倉庫にしまっておいて、そこを引き出し、見に行くと。どこにしまっているか分からないような状況というのは、すごく効率が悪いと考えます。やはり、コンピューターです。基本は、やっぱりワードとかエクセルで何か文章・資料を作っているわけですから、コンピューターに保存してしっかり活用できるような仕組みを早急に作ってほしいと思います。よろしく願います。

そこで、もう少し具体的に考えてみると、まず自分たちがやっている細かな業務ですよね。それのワークフローをしっかりと整理し直すと、そういうことから始めないといけないのかなと思います。いわゆる業務の見える化ということです。

業務の見える化というのは、まずは業務内容を細分化して、誰が、いつ、どこで、先ほど村長が言ったように、どのように、なぜそのようなものを作ったのか。そして、それを活用することができるのか。まず、見える化というのはいわゆる5W1Hに分解して整理して、誰もが把握するような情報に組むことによって業務の効率化が図ることができます。そのことによって、今まで見えてこなかった非効率な部分の無駄な作業が明らかになって改善点を把握することができます。

そして、それをマニュアル化することによって、担当者が変わったときにでもすぐに引き継ぐことができる。それは、特に役場の職員の方たちは3年とか4年で業務が担当が変わるということが大いにあり得ます。そのときに、しっかり業務内容が引き継げるのか。そこにも、このDXを進めることによって十分に役立つと考えております。

そうすることによって、無駄な部分とか効率化が図れるような部分をコンピューターを使って自動化させるとか、簡単にフォームを作って処理できるようなシステムを作る。こういうことは、一般の職員でも少しエクセルの使い方であるとか、ワードの使い方であるとか、例えばちょっと言葉が難しいんだけどVBAとかマクロを勉強することによってすごく効率化が図れることができます。まずは、そこからやっていくのがいいのではないかと考えております。

そうすることによって、住民のより課題が難しいことに対応できる時間を作って、余裕を持って住民サービスに当たることができるのではないのでしょうか。

続いての質問です。

DXを行なう上で、何か便利そうな業務システムを購入してすることはないとはいえますけども、そんな考えは大丈夫でしょうか。安直にシステムを買うという考えはないのでしょうか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

先ほどのおっしゃられたこととかぶるかもしれませんが、やはり菅統括監を招いて一番私インパクトを受けたのが、その業務の見える化の目的の部分です。どうしても、我々、特に担当が変わったりすると前例踏襲というようなことがございまして、そのウエイトが非常に高いと。これは、うちの役場だけでなく、公務員全体に関することだったと思うんですけども。

やはり、自分の業務の見える化、それが自分だけではなく、上司にも見える化を図っていく。そこが、まず一つだと思います。そこで、今システムの話がありましたけれども、これも菅統括監からの指導なんですけど、システムを入れることを目的にしては絶対いけないんだよと。目的に向かってそれを使うツールがシステムなんだよということを教わっていますので、今の段階ではまだどういったシステムを入れるというところまでは考えに至っておりません。まず、目的をしっかりと持ってやるという段階でございまして。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） やはり、簡単にシステムを導入するというのはやめたほうがいいと思います。まずは、庁内の整理をして、業務にどうやって当たっていくかということを考えてほしいと思います。

広報はくばの5月号にあるんですけども、デジタル統括監の就任についてということで就任の挨拶という文書がここに書かれてあります。

これは、広報はくば用に書かれたのか、それとも庁内全体にこのメッセージは直接統括監の菅さんから発信されたのか、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） その広報につきましては、村民向けに出しております。菅様の、2年間ということで白馬村のほうで白馬村を十分に楽しんでいただくためには、村民の方にも菅さんが通ったら「菅さん」と声をかけていただけるくらいまで仲良くなってもらえたらなという意思で書きました。

庁内の職員につきましては、4月の課長会議の折に、課長に対しては菅さんの考え方ですとかこれからの進め方、そういったことは伺っておりますが、全職員を対象にそういった菅さんの求めているものというような話はしておりませんので、またそういう機会も設けていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 課長だけに伝えたということですよ。やはり、せっかくなので直接全職員にこのメッセージを語っていただきたいなと思います。

一つこの中で書かれていることを紹介させてもらおうと、「DX化をうまく推進するというよりも、仕事の考え方ややり方を白馬村役場のスピリットとして残していきたい」、そういうメッセージが書かれています。そして、「改善・改革をするという当然当たり前の思考が停止して、このままでいいやという気持ちになり、変化を恐れてしまい、その結果時代に残されるようになる」と、そういうことに書かれています。

これはすごく重要なことだと思いますので、庁内の全職員に直接このメッセージを語っていただきたいなと思います。

それで、今回のDXについての私の質問で最後に一つだけ重要な要望があります。DXを進めるに当たっていろんな課題が出てくると思うんですけども、人には個性や得意・不得意があって、同じことを繰り返す作業を得意であったりとか、常に効率的な物事を考える癖があったりとか、多様な性格な人がたくさんいます。

多分、恐らく庁内にもそういう方がたくさんおられると思います。それぞれ個性は様々です。そ

こが、DXを進めるに当たってより合理的に、より効率的になり、それができない者を排除するという姿勢が出てくるのではないかと、陥ってしまうのではないかとそこを心配しております。効率的、効率的ということで、どんどんそれができる職員だけが採用されるとか、残されるとか、いうことにつながるんじゃないかと危惧しております。

そのような状態にならないように、お互いの特性を理解しながら、生かしながら進めていってほしいと思います。これは、皆さんに対しての要望なので、これで今回のDXについての質問は終わらせていただきたいと思います。

続いてです。時間は多分間に合うと思います。

白馬駅の利便性の向上は、誰が考えるかということで質問したいと思います。

昨今、JR大糸線の活用化・利用促進が大きく叫ばれています。そんな中、白馬村の玄関口である「白馬駅」の利便性が低下していると村民や観光のお客様から聞かれるようになってきているのではないのでしょうか。

村の顔であるこの白馬駅がしっかり機能しているのか、利便性があるのかということです。

2020年11月末にはみどりの窓口が閉鎖され、電話でつながるオペレーターによる「話せる指定席券売機」が1台になり、クレジットカードが使えるのはこの1台のみです。それ以外に、近隣の切符を買える自動券売機、それが1台、これは現金のみです。合計券売機が2台。

さらに、3月16日以降、駅員が7時30分から16時までぐらいいかない体制になっております。16時以降は基本無人になります。何か相談があれば、構内に設置されている電話で大町駅につなげて話すことしかできません。「話せる指定席券売機」はオペレーターに話すことはできますが、そのオペレーターも20時までで営業が終了します。

また、駅舎内での観光局の運営が、観光案内所の運営なんですけども、これが「観光地・白馬」に見合った営業時間・期間ではないと感じています。今、まさに現状はちょっと分からないんですけど、去年の11月末ぐらいにスタッフは配置しないということが駅の構内に書かれておりました。

駅の利用者は、地域住民では高校生や病院等に通う高齢者が多く、観光面では海外からの旅行者、国内の高齢者や登山客などが多いのではないのでしょうか。

そこで、質問です。

1、白馬駅について、村民や観光客などから相談を受けることがあるのでしょうか。この内容は、また、どこが相談の窓口でどのような処理を行なっているのでしょうか。

2、みどりの窓口の閉鎖（機械化）や駅員配置の削減・時短等の連絡はJRから受けているのでしょうか。受けている場合、どこが窓口で、いつ（何日前）ぐらいに受けましたか。

3、2の連絡（または相談）があったときに庁内で情報共有や対策方法を検討したのか。

4、2020年11月より白馬駅内の観光案内が休止になっているが、その際打合せを行なったのか。また、今後の方針は。

以上、よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） それでは、白馬駅の利便性の向上は誰が考えるのかについて4項目の質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、白馬駅について村民や観光客などから相談を受けたことがあるか。その内容は、どこが相談窓口で、どのように処理を行なうのかとのご質問であります。白馬駅について相談を受けたことは近年ではありませんが、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会では、ダイヤの改善やイベントの開催、地域開発、誘客施策、施設整備等についてJR西日本及びJR東日本に対して毎年要望活動を行っており、村ではPTAと村内関係各所からの意見や要望を集約して同盟会へ提出しています。

その中には、通学時間帯の列車の接続の改善や増便、駅舎のバリアフリー化といった要望等がありました。なお、JRの利用促進という観点では担当課は観光課になりますが、まずはお手軽に総合案内窓口で相談頂ければと思います。役場に相談があった場合には、主管課を経由してその内容を白馬駅に伝えますが、白馬駅で対応できるもの、長野支社判断になるものに大別され、内容によっては先述した期成同盟会からの要望に盛り込むといったことも考えられます。

次に、2つ目のみどりの窓口の閉鎖（機械化）や駅員配置の削減・時短等の連絡をJRから受けているのか。その場合、どこが窓口でいつ受けたか。また、3つ目の連絡があった場合、庁内で情報共有や対策方法を検討したかとのご質問は併せて答弁させていただきます。

みどりの窓口の閉鎖については2020年の秋に、駅員配置の時間変更や人員削減については今年の3月上旬に、それぞれJR側から村長と副村長、観光課長が口頭で説明を受けました。こうした情報につきましては、交通政策担当課である総務課及びJR関連の担当課である観光課で共有しましたが、庁内全体の共有までは行っておりません。

また、対策方法の検討としては、この機械化や職員配置といった効率化が白馬駅の無人化への布石ではないことをその場でJR側に確認しましたが、住民利用という面での対策検討はしておりません。

最後に、2022年11月末より白馬駅内の観光案内が休止になっているが、その際に打合せを行なったか。また、今後の方針はとのご質問ですが、2022年11月末から12月中旬までの間、駅中の観光案内所を休止した経過があります。その理由は、観光案内所の運営業務委託先である観光局職員の突発的な退職による人員不足と、ちょうどその時期に新型コロナウイルス感染症が職員間で発生したため、感染予防も含め、休止を判断しました。

現在も観光局職員の人員不足の解消はされておらず、この4月以降の駅中観光案内所の業務については、過去の利用者数の実績から土日祝日の対応としています。なお、不在の間の対応は、スノーピーク内の案内所の電話番号と場所を案内して対応しています。いずれも、白馬駅との打合せ

を経て決定したものになります。

今後の方針について現段階で明確なものはありませんが、アフターコロナに伴い、利用者が増加して必要性が増す等の状況が見込まれば、検討する必要があると考えます。

以上、尾川議員の白馬駅の利便性の向上は誰が考えるのかに対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 庁内、JRのほうから連絡はいろいろあったということで、それでは総務課なり観光課なりでは情報は共有されている。けども、全体では共有されていない。そういうことの答弁であったと思います。

ここは、やっぱり少し残念なことだと思います。やはり、こういう問題は観光とか総務課でもいいのかな、ちょっとそこは疑問なんですけども、福祉の関係とかにも十分関係ありますし、教育関係、学校教育、大町に行ったり松本に行ったり、通う方々もいるので、そういう方々には不便が生じるんじゃないかと。そういう意味では、やっぱり全庁的に話し合う場所を作ったほうがよかったんじゃないかなと感じます。

あと、また直接的にいろいろな相談を受けたことは役場はないとおっしゃっていますが、私のところには幾つかお話を伺っております。例えば、高齢の奥様でコロナ禍以前は大町の病院まで電車で通っていたと。けど、この方は免許を持っていないんですね。コロナになったんで、電車が心配なのかどうかちょっと分からないですけれども、旦那様に車で大町まで送ってもらった、送迎してもらっていたと言っていました。

今回コロナが落ち着いたのかどうか分からないんですけれども、そういう意味が分からないんですけれども、それと併せて旦那様がけがをなさって車で送迎できないと。電車に乗って大町に行って病院に行きたいと思ったんですけれども、はたと時刻表が分からないと。

以前は、このB4サイズぐらいで時刻表を各家庭に配っていたと思うんですね。これはJRさんに聞くとJRのほうに配っていたと言っていました。それが、なくなりました。ということで、多分各家庭に、大体うちの家なんか冷蔵庫の横にこう時刻表が貼ってありましたけども、それを見て電車に乗るという行為はしていました。子供の帰りが何時になるか、そういうのを見ました。

それが、分からないと相談があったんですね。こういった場合、役場に電話をかけるのかどうか分かりませんが、どうやった対応をしたほうがいいのかと思いますかね。村長どうやって対応しますか。その場合、時刻表が分からない。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

村のほうでJRのほうにも確認をさせていただき、確かに時刻表の配布というものはやめたというふうに伺っています。大糸線沿線沿いでいくと、松本市はもう既に数年前に取りやめているということで、現在JRの考えとすれば、QRコードのカードを用意をして、それから今スマートフォ

ンの普及率も高くなっているのです、そのアプリについて推奨しているというふうには伺っております。JRのほうでは、直接社員に聞いていただければ、ダウンロードの仕方とかアプリの入れ方については対応しているというような話は伺っております。

それがJRの方針ということでもありますので、住民の足としてどう考えるのかというふうになりますと、観光面では皆さんそれぞれいろんなツールを使って認識できると思いますので、その点については村として何らかの対応は考えなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そうなんですよ。白馬の駅ではQRコードを配布して、それをスマホでかざして時刻表をダウンロードしてくれというふうに言われます。そこには、その紙には時刻表の本当の時刻は書いていません。スマホをやらないといけないんですよ。

そうなってくると、スマホが使いにくい高齢者の方とかはどうするのか。そうなってくると、スマホ教室みたいなことをやらないといけないという体制を整えていく必要があるんじゃないでしょうか。そういった取組を始めることはあります。これは、誰が答えてもらえるんですかね。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 吉田です。

ただいまの、いわゆるスマートフォンの取扱いとかというのは、それぞれ包括支援センターであり、公民館であるとかいろんな講座もありますので、そういう幾つかの受講の機会を増やしながらかやっていくというところは、それこそ全庁を挙げてやっていく必要があると思います。

どういう対象者に対してどういうアプローチをかけていくのかというのは、それぞれ対象とする方が変わってきますので、高齢者に向けて丁寧な対応というのを考えなければいけないかというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） スマホ教室については、ちょっと調べました。今回、これは公民館事業になるのですかね。シニアのためのスマホ超入門教室とかというのがあって、今年は15名の参加者を集めて5回シリーズでやっている。アンドロイドの端末のみ対象ということです。これも、アンドロイドだけでなくて 아이폰とかの対応も必要じゃないかなと思います。

このJRの問題について、スマホでやればいいってJR側は安易と言ったら失礼ですね、そういう時代の流れからすれば必要なことなのかもしれませんが、高齢者の方はどんどん今からまたさらにお年を召していくわけですよ。彼らが、やっぱり先ほどの1つ目の質問のDXを進めていても、そういったスマホの扱い方というのがなかなか慣れていないと、せっかく役場のほうがDX化ということでいろんな利便性が上がったとしても、使いにくいと思うんですよ。

そういうのも含めて、スマホ教室をしっかりとやっていくというのはアイデアとしてぱっと浮かばないのかと。今回のJRの問題で、人員が削減されて時刻表がなくなった。そういったときに、庁内でそういう情報を共有したときに、みんなでうちの課の問題として捉えることができるんじゃないかなと思います。

僕の今の見解について、いかが思いますか。

議長（太田伸子君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 吉田です。

各課横断的にやらなきゃいけないというところは尾川議員のご指摘のとおりで、総務のほうで扱っております防災アプリ、これについてもまだ普及の数、率的には多いとは言いながらまだまだ数が充足されているという部分ではありませんので、これらの幾つかの村民の使うツールとして普及していくというところについては当然取り組んではいかなければならないことでありますので、その点についても横断的に取り組ませていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、次の質問です。

高校生とかの定期購入の問題があると思います。これは教育課になるのか分からないんですけども、最近白馬駅で定期券を購入したことがありますか。そういう事例を聞いたことがありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） そういった事例は聞いたことございません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 聞いたことがないということですけども、なかなかこれも、これは役場に相談したほうがいいのか、JRに文句言ったほうがいいのか。なかなか多分使う側は悩むところだと思います。

定期券を使って白馬駅から乗車する人は、高校生を中心に100人ちょっといます。これは、乗車する方です。だから、大町から来る方も含めれば120人やそこら、130人ぐらいかな、はいなのかと想像します。

初めて定期券を購入する場合や、春休みなどうまく継続して更新できない場合は新たに身分証を提示して定期券を買う必要が出てきております。それができるのは、話せる指定席販売機でしか買えません。そこにこう身分証明書をスキャンして、じゃあオペレーターが出てきてそれを見て買えるようなことになっております。

これで、これは僕自身が実は経験したんですけども、高校生の息子の定期券を買おうと駅に行きました。夕方4時頃だったかな。行くと、既に前に購入をされている方がいました。オペレーター20人待ち、書いています。その人と話すと、もうずっと待っているんですよ。だけど、20人か

ら下がっていかない。30分以上かかることもあるようです。

僕は、そのときにもう諦めちゃって家に帰りました。8時までしかオペレーターがいない。だから、8時までしか定期券が買えないということがあったので、8時直前に行ったらどうなるかなと思って行きました。1番目だったんですけども、それでも20人待ちでした。

20人待ちでもずっと待っていて、8時を過ぎてカウントダウンしてきて、5人、4人、3人ってなつてようやく自分の番になって買えたんですけども、僕の後ろにまた定期券を買おうとする人が並んでいました。

さらに、そこに外国人の人が現れて、クレジットカードしか持っていないから買えないような状況も生じていました。駅員もいません。どうやったら駅に、勝手に入っちゃっていいのか、勝手に乗っちゃっていいのか、外国人の人が分からない。そういうパターンもあります。

こういった問題を現に僕は感じたから、この場で白馬駅のことを言っているんですけども、こういうのはほかの村民、ほかの住民、観光客はどこに相談すればいいんでしょうかね。総合窓口ですか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、JR自体が対応している話なので、相談をどうするのかというところになるかと思えます。

実際、私も出張の際、4月の頭に白馬駅で切符を買うときに、まさしく入学式のその日で、確かに10名ぐらい並んでいて、なかなか進まずに私も待っていたというのは記憶をしております。

定期を買うのは、白馬駅に限らず、どこでも生徒、新しく高校であれば高校1年に入った生徒というのは電車を使って通学する場合には定期が必要かと思えます。

これ課題とすれば、同じような現象というのが出ているのではないかというふうには思います。そこら辺については、通学等のことを考えれば市町村教育委員会または県の教育委員会とも相談をしながら進めていくべき部分かと思えます。

その際に私も感じたのは、観光客のお客さんも並んでいて、通学に限らず切符の買換えをするのにも、確かに尾川議員おっしゃるように、クレジットカードが対応できないというようなこともあって諦める方もいらっしゃいました。

観光面で考えると、それはそれで沿線の市町村であるとか観光地を抱えている自治体としてどういうふうにお問い合わせをするのかというところは、そこら辺はまた情報共有であり村長答弁にもありました同盟会等で活動すべきものかなというふうには思いますので、端的に白馬村だけの話ではないのかなというふうに感じてはおります。

ただ、実際の意見として伺わないと、そこは体験談でなければ分からない部分だと思いますので、今回本会議の中でも具体的なお話をお聞きしましたので、担当課等とも連携を図りながら改善に向

けて進むべきかというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、次に神城駅があります。白馬駅ちょっと離れたところですけども、五竜の下ですよ。神城駅があります。その業務体系が、どのようになっているか御存じですか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

神城駅の業務体系、つまり切符の取扱いとかそういうことだと思んですけども、存じております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。存じていますというのは、どういう体制になっているのですか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） そういうご質問だったんですね。失礼しました。

神城駅では、白馬村五竜観光協会があので駅舎内に入っております、その観光協会が切符の販売をJRから受けていると。対面で販売しているという体制になっております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そうなんですよ。神城駅のほうは五竜の観光協会さんがやっているということ。これも僕も人から聞いてやっと分かったんですけども、年配者の女性から聞きました。「ちょっと東京に行くという用事ときは、実は私は神城駅に行くんだわ」っておっしゃるんですよ。「なんで」って聞くと、「いや人がいて対応してくれるから、機械で買わなくていいので分かりやすい」と。「丁寧に説明してくれる」というようなことを言われました。だから、あえて神城駅に行くんだということを言われました。

それを聞いた上でほかの人に聞くと、「あ、私もそれ使っている」とかというのも結構話がありました。全然基本的に僕も車でしか動かなかったので列車は使うことなかったんですけども、神城が使いやすいんだなということが分かりました。

それで、ちょっと神城駅のほうにインタビューに行くと、夕方の5時ぐらいまでは大体人がいると。お客様が多い時には、6時、7時、8時居残りをしてサービスをするということをおっしゃられていました。神城駅の場合は、もう30年ほど前からそういった、当時も無人化になると言われて、いやいやオリンピックがある。その後はオリンピックのシーズンです。オリンピックがある、降りる駅なのに神城駅なのに無人になっているのはどんなものかということで、それを防ぐために

初めは振興公社がやったのかな。その後、五竜観光協会が引き継いで切符の販売を行なっているというふうに聞きました。

そこで、こういった事案もあってかどうか分からないんですけども、国交省のほうは2022年、去年の7月に駅の無人化に伴う安全円滑な駅利用に関するガイドラインというのを書いて発表しております。その中には、自治体が自ら駅を運営するという事例も紹介されています。自治体が行うのも、例えば観光局であったりとか、振興公社であったりとか、商工会であったりとか、はたまた駅前にある蕎麦屋さんが切符を販売しているとか、そういうふうに事業委託をして地域内のできる人たちがやるというシステムを構築するというふうに書かれておりました。

そこで、白馬駅も将来的にどうなるか、無人化はないとは言っているんですけども、そういった神城駅のような体制をちょっと考えていく必要があるんじゃないかなと思いますけども、見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） いろいろと現状をお調べ頂いて、大変ありがとうございます。貴重な意見を頂いたと思っています。

その上でですが、白馬駅についてですけれども、現段階で将来的な部分に関しては実際の話が出ているわけではございませんので、ちょっと仮定に基づいた答弁というのは控えさせていただきたいと思いますが、まずは我々のやることとしては活性化について取り組んでいくことが大前提だと思っておりますので、それについて引き続き、検討・実施してまいりたいというふうに思います。

そうした中で、先ほど来出ております各課題等のいわゆる要望については、JR民営でございますので、先ほどお話しした期成同盟会等を通じ、要望活動を引き続き、行なってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は、答弁も含め、あと3分20秒です。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） あと3分なので、端的にいきます。

例えば、時刻表を印刷で配る、例えば、機械で切符が買えないとか高齢者に対しては神城駅を案内する。観光局の案内書の常駐時間を増やす、期間を増やす。駅員がいない4時以降のサポート体制をJR白馬駅とともに一緒に考える。こういった取組をやっていただけないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今おっしゃっていただいたことは、住民向けにも及び観光客向けにも有用な情報であると思っておりますので、そうした情報発信といったところに関しては行政としても各種ツールを使ってやることは職務だと思っておりますので、取り組んでまいりたいというふうに考えます。

時刻表等の印刷ということになりますと、一民間のものに対して行政で実際にお金をつけて印刷

というようになると検討の余地があると思いますが、例えばSNS等を使って行政サイトもしくは観光局サイトといったところで情報発信ということは可能であると思いますし、あとは広報はくぼ等を通じて住民向けに少し分かりやすいような、簡単な時刻表をつけるといったことは検討できるかというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 最後ですけども、質問ではないんですけども、白馬駅はやっぱり村の玄関口で村の顔です。だから、そこをしっかりと利便性が上がって、しっかりと活用できる。一般住民も観光客の方も白馬駅、来て楽しかったな。白馬駅降りると今電柱を無電柱化して山がぼんと見えます。せっかくすばらしい風景が見えるような駅に仕上がってきております。

だからこそ、駅の利便性をどんどん追求して行って、各課横断的にいろいろなアイデアを出して行ってサポート体制を作っていくってほしいと思いますという要望で締めさせたいと思います。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番尾川耕の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番切久保達也議員の一般質問を許します。第4番切久保達也議員。

第4番（切久保達也君） 第4番切久保達也です。

今日、朝、出てくるときに家のポストにこれが入っておりまして、外来植物ハルザキヤマガラシについてというのが入っておりました。黄色く一面に、畔に咲いていまして、私は車で走っててきれいだなと思いながら見ていたのですが、実は外来植物だったということで、それを知った瞬間にあまりきれいに感じなくなるという、情報は恐ろしいなというふうに感じております。

それでは、私の質問をさせていただきます。スポーツツーリズムについてです。

長きにわたるスキー産業の低迷から、インバウンド観光により明るい光が見え始めていた白馬村の観光産業も、新型コロナウイルス感染症により、厳しく我慢の3年間を経験し、ようやく5類感染症に変更されたことにより、コロナ前の活気に戻りつつあるところでございます。

今回は、白馬村の主産業である観光を支えているスポーツツーリズムの推進についてお伺いさせていただきます。

スポーツツーリズムは、地域の観光振興や地域経済の活性化にも寄与することで、地域のスポーツ施設やイベント会場の利用促進、地域資源の活用、地元のコミュニティーとの交流など、地域におけるスポーツ産業や観光業の発展に貢献することが期待されるものであります。

白馬村は、主産業である観光によって大きく発展を遂げてまいりましたが、特に登山や冬のスポーツが盛んであることにより、多くの村民や観光客に親しまれ、自然を生かしたスポーツ環境づくりによって観光産業が大きく発展してまいりました。

そこでお伺いします。

(1) スポーツツーリズムに寄与していると思われる白馬村で開催されるイベント等はどのようなものがあるのか。

(2) スポーツツーリズムに寄与するイベントや大会等において、今後、さらにスポーツツーリズムを推進するために、白馬村が考える手法を具体的にお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 切久保議員から、スポーツツーリズムについて2項目の質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

1つ目のスポーツツーリズムに寄与していると思われる白馬村で開催されるイベント等はどのようなものがあるかのご質問ですが、まずスポーツツーリズム、スポーツ観光についての観光庁の考えは、地域活性化の観点から、見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツの3つに分類されています。

見るスポーツは、プロ野球、Jリーグ、バスケットのBリーグ等のビジターの観戦者が周辺地の観光を楽しみ、観光客が競技観戦を滞在プランの1つに加えることで、旅そのものの充実や各競技の振興、地域活性化を目指すものです。

するスポーツは、マラソン、サイクリング、スキー等を行なう観光客が、家族などと一緒に周辺地域の観光を楽しんだり、入浴前のひと汗としてテニスなどを楽しむなど、世代を超えて人気を集めるものです。これは、旅そのものの充実だけでなく、健康の増進やスポーツ施設の有効利用、スポーツ用品、ファッションの需要喚起、地域活性化も目指します。

支えるスポーツは、国体、インターハイ、ワールドカップ等、地域が一体となって携わり、交流人口の拡大や地域活性化、地域・国の観光魅了の効果的発揮を目指すもので、スポーツチームの地域経営や住民ボランティアとしての大会支援、地域や国を挙げての国際競技大会、キャンプの誘致などが挙げられます。

ご質問のスポーツツーリズムに寄与していると思われ、白馬村で開催されるイベント等としては、見るスポーツとして、2年前から開催しております信州ブレイブウォリアーズのサマーキャンプに、会員サポーター限定のイベントではありますが、県内外から多くのサポーターが公開練習の見学に訪れております。

するスポーツとして、多くの観光客が村内において、登山、スキー、スノーボード、トレッキング、マウンテンバイク、サイクリング、パラグライダー、ラフティング、トレイルラン等のアウトドアスポーツやイベントを楽しみ、また体育施設を利用したバレー、バドミントン、サッカー等の

スポーツやイベントを楽しんでいただいております。

支えるスポーツとして、白馬村が実行委員会の構成員である等、村が関係するスポーツイベントでは、スノーハープクロスカントリー大会をはじめ、JOCジュニアオリンピックカップマウンテンバイク大会や、現在はコロナ禍を経て中止しているサマーグランプリジャンプ大会、そのほか各種のスキー大会等がございます。

また、民間でもサッカー、サイクルスポーツをはじめとする様々なスポーツイベントやアウトドアイベントが開催されており、官民によりスポーツツーリズムが推進されております。

次に、2つ目のスポーツツーリズム推進のために白馬村が考える具体的手法はとのご質問ですが、白馬村におけるスポーツツーリズムの推進は、地域の観光振興や経済活性化に大きく貢献することが期待されており、一層のスポーツツーリズムの推進が必要となっております。

ツーリズム推進に向けては、関係機関との検討や財政措置が伴い、早期に実現が難しいものもありますが、まず、スポーツイベントの充実として、白馬村では様々なスポーツイベントを開催することで地域の魅力を引き出し、観光客を呼び込んでいます。

例えば、各種スキー大会、スノーハープクロスカントリー大会、サイクリングイベントなど、官民において、地域の自然環境やスポーツ施設を生かした大会やイベントの運営について、参加者目線で充実することが求められます。

2番目に、スポーツ施設の整備として、白馬村ではスキーリゾートやトレッキングコース等のスポーツを楽しむための豊かな自然環境やグラウンド、体育館等のスポーツ施設や環境があります。これらの施設等を、官民それぞれで整備し、利便性や安全性を高め結びつけることで、スポーツ愛好家やアウトドア派の観光客を引きつけることができます。

3番目に、スポーツに関連する観光施設の充実として、観光客がスポーツに関連する施設や体験を楽しめる環境を整えることが重要です。例えば、トレーニング施設、レンタルショップ等の充実、観光客がスポーツに親しむことができる場の提供と情報発信が必要です。

4番目に、白馬村の地域の人々や関係機関との連携が重要です。地元のスポーツクラブや団体と協力し、地域のスポーツイベントやプログラムを共同で企画・実施することや、地域住民と観光客の交流を促進することで、スポーツ力の向上や地域経済にもプラスの効果をもたらすことができます。

5番目に、スポーツツーリズムを推進するためには、効果的な情報発信とマーケティング戦略が必要です。ウェブサイトやSNSを活用し、白馬村のスポーツイベントや魅力を、マーケティング戦略の立案と、この戦略を生かしたイベントを積極的に発信する必要があります。また、国内外のスポーツ愛好家や旅行者に向けたプロモーション活動を行ない、白馬村のスポーツツーリズムの知名度を高めてまいります。

このように、スポーツツーリズムの推進には、地域の資源や特性を生かした戦略的な取組が必要

であり、白馬村の魅力を最大限に引き出すことによる地域の経済発展と観光振興による地域の活性化を目指してまいります。

以上、切久保議員のスポーツツーリズムに関する質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） スポーツツーリズムというのは、見る、支える、するとそれぞれ重要な部分があるかと思っております。そして特に、この白馬村では地域の特性を生かすということが、このスポーツツーリズム推進にはとても大事だということかと思っております。

その中で、白馬村ではアウトドアスポーツを体験する、そういったスポーツツーリズムが、最近特にグリーンシーズンに多くなってきているというふうに感じております。訪れるお客様に様々なコンテンツを楽しんでいただいているというふうに感じております。

その中で、やはり自然体験を、自然の中で体験するようなコンテンツがやはり多いわけなんです。が、むやみに山林や河川の自然資源を利用して行なうということは、環境破壊にもつながってしまうかなと、そのように感じております。

最近では、インバウンド向けの法人も大変増えてきております。過去には、許可なく河川の中にアトラクションのようなものを作って、大事故が起きた例がございます。村では、そのような業者をどのように把握して、また指導をしているのか、その辺についてお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） アウトドア事業者の把握と、それに対する安全対策の指導というご質問だと思います。

まず、アウトドア事業者の把握ですけれども、登録制とかではありませんので、実際に事業を行なっている方を観光局でありますとか、後は地域の観光協会、そういったところに登録あるかないか、それと実際の活動をしている状況を見て把握をしております。

もう一つ、安全対策の指導については、村からの指導は特に行なっておりません。ただ、安全対策ということではないんですけども、自然の中でやるスポーツですので、いずれの事業者もガイドというものを、安全対策、それから救命、救急なんかの資格を持った方がガイドをつけているというふうに認識をしているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 今、登録制ではないと、どちらかという周りの情報から把握していくというようなことでございます。

私も、白馬村内の業者、全部把握しているわけではございませんが、やはり、特に春先の山菜を取りに山に入った方なんかから、こんなところにこんながあったとか、そういった人伝いに聞いております。

ぜひ、その辺の情報はしっかり村のほうで把握をしといていただきたいというふうに思っております。

本当に、大きな事故が続いてからでは遅いかなと、そんなふう感じておりますので、徹底してやっていただきたい、そんなふう思っております。

次の質問ですけども、登山の関係ですが、白馬村周辺には多くの登山ルートがありますが、中には技術的なスキルや経験を要する難易度の高いルートも存在します。初心者や未経験者にとつては挑戦が難しい場合もありますが、適切なルート選択と適正判断が必要であったり、山小屋や宿泊施設などの数には限りがあるわけでございます。安全に楽しく登山をしていただくために、村ではどのような取組、情報発信をしているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 登山における安全対策というご質問にお答えいたします。

まず、村では登山道の整備、ハードの部分でしっかりと、けがをしないような、できるだけ安全を確保できるような形で登山道整備を行っております。

また、登山に行かれる方については、白馬村山案内人組合という組織がありますので、そういったガイドをつけていって、登山、実際にしていただくようなご案内もしているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 安全対策等については、しっかりやっていただくということをお願いしたいと思います。

ほかに、山小屋、宿泊施設のことでよく耳にするといいですか、言われるんですけども、ほかの山岳リゾートでは食事等も含めて、大変グレードアップしているというようなことをお聞きしております。

これは、どちらかというハード面の部分になりますので、難しい部分もあるわけですけども、白馬は大変見劣りするというようなことを山岳関係者からよく言われます。ぜひ、ほかの山岳リゾート全般、施設も含めて視察等をやられたらどうかなというふうに思っております。

次の質問をさせていただきます。

過去のゴールデンウィーク、毎年、塩の道まつりが行なわれ、多くの参加者が訪れ、大変なにぎわいとなっておりました。新型コロナウイルスで、ずっと中止というふうになっておりましたけども、今年はウオーキングイベントとして有料で開催されました。参加者は少なく、期待外れの面もあったようでございますけども、村民からは私のほうにも様々な意見をいただいております。

「小谷村は塩の道まつりとして開催し、3,000人近くの参加者に対して、白馬は少なすぎた。元に戻したほうがよいのでは」や「いっそ、行なわないほうがよいのでは」など、様々な意見を伺っております。

当然、村にも多くの意見が寄せられているのではないかというふうに感じておりますけれども、来年以降のような計画を考えているのか伺いたと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 塩の道まつり、ウオーキングという点でスポーツツーリズムに関連するということでお答えさせていただきます。

塩の道まつりは、スタートは当時の白馬村観光連盟が実施しまして、それが観光局が引き継いで、今回やっていたら44回目を迎えるという事業になります。

今年度、コロナ禍を経て、今年はウオーキングイベントというような形でやったんですけども、実情を申し上げますと、塩の道まつりに参加する方が何を一番楽しみにしているか、それは地域の方の振る舞いであったり、地域の方に協力いただいているエキストラであります。そういった方々、地域の方々の、なかなか協力を得られる状況にはないということが分かっておりましたので、今年度はウオーキングイベントというような形でやったというのが経過であります。

ただ、来年度に向けては、観光局の中でも話があったんですけども、目標としまして、コロナ禍前の塩の道まつりレベルの規模での開催を目指していきたいと。ただし、地域の方々の協力は、ゴールデンウィークでありますし、なかなか得られないということも分かっておりますので、運営のスタッフまたはエキストラとして参加していただける方、こういった方を募集して運営体制をとっていくようなことも考えていきたいというふうに思っています。

したがって、来年度は、目標としましてはコロナ禍前のまつりレベルの開催規模を目指してやっていくということになります。また、完全に地域の方にご協力を依頼しないということではございませんので、依頼した場合には、ぜひ、可能な限りでご協力いただくと、よいまつりにできるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 塩の道まつりというのは、白馬の塩の道の歴史や各地区の振る舞いサービズ、地域との触れ合いを楽しみながら、それを楽しみに長い距離を歩くという意味で、重要なスポーツツーリズムだというふうに感じております。ぜひ、もう一度、コロナ前のようなにぎわいのあるスポーツツーリズムイベントとなるように期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですけども、同じく5月のゴールデンウィークですけども、日本の中ではスノースポーツが楽しめる白馬村として、スキー、スノーボードファンには認知をされて、多くのお客様が訪れていたわけでございます。

しかし、今年は雪不足により、スキー場のゴールデンウィークの営業ができませんでした。私の記憶するところでは、史上初めてじゃないかなと、そんなふうに思っております。五竜や八方地区

の観光関係者には大きな痛手だったのではないかなと、そういうふう感じております。

1998年の長野冬季オリンピックを開催して、ウインタースポーツの聖地というようなことをいわれて発展したこの村にとって、温暖化によるスノースポーツツーリズムの衰退、これを招くことは大変な脅威であり、このようなことは今後多くなってくるのかなと、そんなことを感じています。

そこでお伺いしますが、今後スノースポーツを楽しむ期間が短くなることを、白馬村としてどのような影響が出てくるというふうにお考えかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

白馬村にとって、スキー、スノーボードを中心にした冬のスノースポーツというのは、大事な経済基盤だというふう考えております。そうした中で、温暖化によってシーズンの日数が少なくなってくるというのは、つまり収入が少なくなってくるのかなというふうに思いまして、非常に危機感を感じております。

今年の春のような3月の暖かさに対して、なかなか、何をというふうなことはできないんですけども、シーズン入る11月、12月、気温が下がれば、各スキー場では人工降雪機をしっかりと稼働して、開始からゲレンデコンディションを整えていただいております。そういった部分の整備を促進するというのが一つの方法かなと。シーズンの日数を、スタートを早くして、できるだけ確保するというふうなことになるかと思っております。

国では、スノーリゾート形成促進事業でしたと思うんですけども、国際観光旅客税を財源に、人工降雪機とかリフトのかけ替え、こういったものに対する補助を今年度もやっておりますし、来年度以降も恐らく継続されると思っております。

そういった利用を働きかけていしつつ、村としても、国に対して継続とさらになる補助率の充実というふうなんでしょうか、拡充、こういったことを要望していきたいと考えているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 今、答弁いただきました国際競争力の高いスノーリゾート形成計画促進事業というので、近くの野沢温泉スキー場のほうが高性能人工降雪機の導入によって、成果として営業日数が1か月延ばすことができたというふうにあります。

豪雪地帯であるイメージの野沢温泉ですら、高性能の人工降雪機を導入するというふうなところまで来ているということだと思います。雪の降るのが当たり前という考えは、もはや捨てていかなければならないかなと、そんなふう考えております。

次、令和2年度の白馬村宿泊事業者実態調査報告書。これによりますと、白馬村の宿泊施設は、2020年時で919件あり、総定員数が2万9,680名分のベッド数という調査結果でござい

ました。また、稼働率も明記されているんですけども、稼働率で冬季を夏が上回ることはない。旅館やペンションでは、その差はさらに大きくなるというふうにされています。

先ほどの雪不足ということで、仮に1か月、冬のシーズンが短くなってしまうと、やはり稼働率という部分ではさらに落ち込む可能性があります。宿泊業をはじめとする観光業は、大変厳しい状況になっていくのかなというふうに思っております。

グリーンシーズンが冬を抜くことはないという調査結果なんですけども、グリーンシーズンでの稼働率、これをやはり高めていくということの努力が必要になるのかなというふうに感じております。

次の質問ですけれども、昨年9月の定例会の一般質問で、私がスポーツの取組という質問をさせていただいたときに、村長のほうに、村長の自らのキャリアの中で見るスポーツ、スポーツツーリズムについて、どう感じているかという質問をさせていただきました。

これは残り20秒というところで、村長に質問させていただいたんですけども、答弁で、定着していかない、持続可能になっていないという答弁がありました。

今日の質問の冒頭では、見るスポーツという部分の答弁をいただいているわけなんですけれども、改めて白馬村の見るスポーツツーリズムをどう感じているのか、考えを伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） こちらで便宜上、見るスポーツ等と分類分けをしているところではあるんですけども、例えば、するスポーツの中にも応援等に来ていただければ、見るという概念も入ってくると思いますので、総合的にそうしたスポーツツーリズムの推進という意味では非常に重要だと思っております。

あえて分類するという意味での見るスポーツとなりますと、非常に興行的な要素が強いものになるかなというふうに思いますし、先ほどもご紹介させていただいたように、現在ですとブレイブウォリアーズの、会員制のところになってきますけれども、こうしたものがもちろんより普及してくれば先ほど来ておりますグリーンシーズンの活性化ですとか、冬季シーズンが短いことによる、より雪にとらわれないスポーツを通年で呼ぶことによって、観光にも資するということには非常に貢献すると思われまますので、ぜひこうしたものがより活発になってくることはいいことだというふうに思っておりますけれども、先ほども申しました事業性が非常に高いものにはなりませんので、村として先頭を切って推進というよりは、各企業、事業者さんといった要素も非常に強い部分ではあると思いますので、そうしたところとの連携を図りながら、ぜひこれが活性化していくことは村としても非常にいいことだと思いますので、今後そういったものが進められるような検討はしてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 見るスポーツといたしますと、やはり興行性という部分になるかと思えます。

先ほど答弁で、バスケットボールのウォリアーズ、キャンプを誘致というお話もありました。ぜひ、そういったことは、じゃんじゃんやっていただきたいというふうに感じているところでございます。

白馬で、現状見るスポーツツーリズムで代表的なスポーツは、やはりジャンプ競技かなというふうに感じております。オリンピックレガシーで大変立派なジャンプ競技場があるわけでございます。

皆様のところにお配りしました参考資料1なんですけども、これを見ていただきたいと思いますが、これは2018年の韓国のピョンチャン冬季オリンピックの会場でございます。

アルペンシアジャンプ競技場といたしますけれども、このジャンプ競技場が、このブレーキングトラックの位置にサッカーコートを造っております。写りがちょっとしかないので、スタジアムの感じはちょっと分かりづらいんですが、スタジアムになっております。チケット収入ということで、大変大きな収益を得ているところでございます。

見るスポーツツーリズムを考えたときに、ジャンプじゃなくてサッカーと組み合わせることで大変話題となりまして、スキー関係よりはむしろサッカー関係のほうで大変話題になって、ここで行なわれるサッカーの試合には多くの観客が訪れるということでございます。

仮に、白馬のジャンプ競技場にこのように造るということは大変難しいことだと思うんですけども、このスタジアムに2万人、2万人はちょっと言い過ぎですが、1万人仮に収容できれば、白馬の3分の1のベッド数が埋まるのが可能なかなと、そんなふうに私は考えておりました。興行収入も期待できる、見るスポーツツーリズム、こちらのほうも推進を考えていただきたい、そんなふうに思っております。

次の質問なんですけども、これも昨年9月の定例会の一般質問にて質問させていただきましたスポーツコミッション設置の考えはないかというお伺いをしたんですけども、答弁でスポーツコミッションについて大変詳しく説明をしていただきました。

地域のスポーツコミッションの定義は、スポーツと景観、環境、文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域経済活性化につなげる取組を行なう組織というふうに冒頭で答弁いただきました。

最後には、白馬村は様々なスポーツ振興活動を行っており、今後もこの分野はツーリズムと連携した推進を白馬の大きな誘客の強みとすることから、スポーツコミッション設置は効果があると答弁いただいております。

そこでお伺いしたいんですけども、改めましてスポーツコミッション設置について、検討といたしますか、その後どのように考えているかというところをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 前回の答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、現在、白馬村では役場でいいますと生涯学習スポーツ課、また観光局、それからスキークラブ、各観光協会、また索道事業者、あとはイベントごとの実行委員会といったところが、スポーツイベントを年間を通じて数多く開催しているところではありますが、今後のツーリズムということを考えて場合に、スポーツツーリズムのさらなる振興は、先ほど来、非常に重要であるというふうに考えまして、その際に例えば施設のより有効的な活用、混み合う時期でない時期に使うですとか、またイベントそのものも時期を調整して、なるべく閑散期に開催するといったようなことをすると、非常に通年型滞在観光を目指すという白馬村のビジョンとしては有益であるというふうに考えますので、そうしたものをコントロールできるようなスポーツコミッションというような組織がありますと、将来的に非常に効果があるというふうにはやはり考えます。

一方で、現状、数あるそうしたそれぞれの組織が、スポーツの推進やスポーツイベントを行なっております背景もありますので、実際にスポーツコミッションを立ち上げるということになりますと、各組織の綿密な調整が必要でありますし、また、県としても現在長野県スポーツコミッションという組織がありますので、白馬村も会員に入っておりますので、県との連携ですとか関係性といったところの検討も必要であるかと思えます。

また、先ほどの話とも少し重なる部分があるんですけど、どこが音頭を取るかというところで考えた場合には、やはり熱意や能力のある実際の人物なのか組織なのか、そういったところが音頭を取っていかないとなかなか実現していきませんので、そうした部分を一つ一つクリアしていく必要があるので、時間としてはもう少し要するのかなというふうなことを感じております。

一例としてなんですが、近隣ですと松本市にスポーツコミッションという形で松本観光コンベンション協会があるんですけども、こちらは大規模イベントの開催ということを目的としておりまして、松本市自体が社会体育が非常に活発でありまして、合宿等も多いんですけども、いわゆる室内の施設というのはほぼ埋まっていて使えない状態にありますので、先ほど白馬村の例も上がりましたが、野外型で自然環境を生かしたスポーツイベントを開催するために、この協会が立ち上げられたというふうに伺いました。

これまで自転車ですとかロゲイニング、またウオーキング等を開催しまして、県内外から多くの参加者を集めたりというところなんですけれども、こちらの場合は将来の目的として、そうした活動を通じて事業者を育成して、事業者がその組織のスポーツの誘致ですとか事業を担っていくことを目的としているというふうに伺いました。

このたびなんですけれども、4年間その組織の中で活動していました担当の方が独立しまして、そうしたスポーツ誘致関係開催事業を行なう会社を立ち上げたということで、むしろそのスポーツコミッションとしては、この協会は組織の規模を縮小することになったというふうに伺っています。

ですので、白馬村の場合は先ほども言ったとおり、索道事業者がそれぞれフィールドを持ってい

たりして、事業者やメーカー等と連携して行なっているような実態もありますので、そういった部分ももう少し他社の事例というのを参考にする必要はあるのかなというところを改めて感じたところでもありますので、非常に効果的なものであるというふうには考えは変わりませんが、進め方に関してはもう少し時間をかけていく必要があるかなというふうに感じております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 質問はもう終わりなんですけども、最後に提案のほうさせていただきたいなと思ってるんですけども、今の答弁でスポーツコミッションは他の機関との連携が一番大きな特徴かなというふうに思っております。

村内であれば索道事業者やスポーツ協会だと思んですけども、それ以外に、やはりいろんなスポーツ団体、それから大手企業なんかとも連携してやっていけるのかなというふうに感じております。

私は、このスポーツコミッションが設置されれば、村長おっしゃるとおり、多くのアイデアや経済的な可能性が実現していけるというふうに感じております。

見るスポーツという観点では、やはりプロスポーツチームの誘致、プレイブウォーリアーズのキャンプ等になろうかと思えますけども、私は白馬村だからできることとして、オリンピックレガシーであるジャンプ台を利用して、ジャンプ競技をスポーツ振興投票の競技種目の中に組み入れて、新たなスポーツくじを目指していく政策、施策ができるようになるのではないかとというふうに考えています。

スポーツくじに代表されるtotoですけども、これはヨーロッパや南米ではとてもポピュラーな娯楽であります。日本ではふるさと納税が寄附をするという文化、地域振興に寄附をするという文化だと思んですけども、ヨーロッパではtotoはスポーツ振興に寄附をする。返礼品は夢つということだと思んですけども、こういう文化が根付いているそうでございます。

日本では、JOCや日本スポーツ協会が1992年に要望書を文部科学省に提出してから、くじ導入まで7年間かかったそうでもありますけども、施設の維持、スポーツ振興、こういったところの財源不足は、これで大分補えて解消していったということでございます。併せて、サッカーJリーグの人气が格段に上がっていったというふうに聞いております。

最近では、サッカーとバスケット、WINNERというくじができましたけども、これは新型コロナウイルスで、大打撃を被ったスポーツ団体、プロチーム、そういうチームが雇用をしていけないといったところからの救済処置として、バスケットボールを組み込んでWINNERというくじにしたということでございます。

ウィンタースポーツでは、スイスでサッカーとアイスホッケーという組合わせでくじがございません。これも大変長い歴史で、スイスに行くといろんなところにも当たり前のようにくじを売ってい

る、スキー場のレストハウスにもあります。こういったことがもう当たり前の文化のようになって
いるわけでございます。

日本では、特にスノースポーツではこれがないんですけども、今後、気候変動で、スノースポ
ーツというのは大変苦しめられるかなというふうに思っております。白馬だからこそ、できる提案と
して私考えております。ぜひ、スポーツコミッション設置を検討していただきたいというふうに願
っております。

私の質問は以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番、日本共産党、加藤亮輔です。

空を見ると何かもってね、夕方から雨が降るといような予報です。先週も、愛知県のほうで
大きな災害がありました。また、この週末も何か台風が来ているようで、また災害が起きないこと
を願っています。

では、質問に入らせていただきます。今回は、村の存続に欠かせないJR大糸線と村内公共交
通網の在り方について質問します。

国土交通省の有識者検討会「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討
会」は、昨年7月、利用者の少ない61路線100区間について廃止などを含めた協議会を設置さ
せる提言を公表し、今年の4月の国会で「地域公共交通の再編関連法」として成立しました。

これからは、事業者から要請が出れば、国主導の「再構築協議会」を設置し、その協議会は3年
間で鉄道を存続させるか、バスなどに転換するかを議論することになります。

南小谷以北の大糸線は待ったなしの状況で、白馬村も加盟している「大糸線利用促進輸送強化期
成同盟」の中に、「振興部会」を設置し対策に取り組んでいます。

また、要望の高い村内の公共交通の運行については、「白馬村地域公共交通網形成計画」の課題
解決と実施に向け、今年度は約5,000万円の予算で4事業が進行中です。

持続可能な北アルプス地域づくりを進めるためにも、大糸線の維持・活性化と村内の移手段の
整備が重要です。

そこで、5問質問します。

1、白馬村民の大糸線の利用が少ない理由を伺います。

2、現在、大糸線の活性化について、期成同盟会の「振興部会」で議論されていますが、白馬村

は「振興部会」でどのような提案をしているか伺います。

3、路線ごとで存廃の議論を始めれば、全国の鉄道網が寸断されます。地方再生と脱炭素社会を目指すには、鉄道網として維持することが重要です。国が線路と駅など、鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行なう「上下分離方式」の提案についての見解を伺います。

4番、白馬村地域公共交通網形成計画の問題点・課題解決に向けて、約5,000万円の予算で4事業が行なわれていますが、その進捗状況を伺います。

5番、AI（人工知能）活用型のオンデマンドバスが県下の自治体で運行しています。村は、冬にこのAIを使ったナイトシャトルバスを運行しました。それに続き、今後どのように活用するか伺います。

以上5点、よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤議員から、JR大糸線と村内公共交通網の在り方について5項目の質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、白馬村民の大糸線利用が少ない理由は、とのご質問であります。この理由につきまして、白馬村地域公共交通網形成計画の策定にあたり、平成30年7月に実施いたしましたアンケート調査の結果から推察いたします。生活の場面での移動手段を見ると車での移動が、通勤通学では77%を占め、また、通院や買物でも86%を占めています。一方で、鉄道での移動はいずれも4%以下となっており、生活の中での鉄道利用は極めて低い状況でありました。つまり、住民の生活は車中心のものになっており、これが大糸線利用の少ない主な理由であると考えます。これに加えて、村内の主な外出先や大糸線のダイヤ、駅からの移動、費用等を考え合わせますと、村内での移動手段は車が圧倒的に便利であると考えられます。

一方で、大町市や松本市方面への移動手段については、鉄道が便利な面もありますが、やはり普段から車で移動している方にとっては、鉄道は自由度が低いことから、敬遠されがちであると考えられます。

次に、現在、大糸線の活性化について期成同盟会の振興部会で議論されているが、白馬村は振興部会でどのような提案をしているか、とのご質問であります。大糸線利用促進輸送強化期成同盟会では、大糸線沿線の活性化及び持続可能な路線としての方策を検討するため、振興部会を設置しました。期成同盟会の会長であります牛越大町市長からは、「まずは利用促進を優先的に取り組むように」との指示があり、白馬村からは、冬季における利用促進策として、糸魚川シーフードトレイン事業を提案いたしました。

これは、これまでシーフードシャトル事業としてインバウンド観光客が糸魚川で日本海の魚介類を味わうための交通として、夕食の時間帯に白馬と糸魚川間を貸切バスで往復運行していましたが、行きまたは帰りをJR大糸線に変更して実施する事業になります。

インバウンド観光客にとっては、雪化粧の姫川溪谷をぬって走る大糸線が、日本のかつ魅力的であろうと考え提案した事業になります。

次に、路線ごとの存廃の議論を始めれば全国の鉄道網が寸断される。上下分離方式の提案についての見解は、とのご質問であります。答弁に当たり、ここでは列車の運行に必要なインフラ施設を鉄道輸送事業者が自ら所有している場合を上下一体、その鉄道輸送事業者以外の組織が所有している場合を上下分離方式と定義いたしますと、日本国内の鉄道会社は、土地、線路やそれに付随する鉄橋、トンネル、駅施設など、鉄道の運行に必要な基盤の部分と、車両など運送に直接必要な部分の両方を所有することが一般的で、上下分離方式を採用しているケースは少ないと解釈しています。鉄道の運行に専門知識を持つ鉄道会社が運行に必要な全てを所有することは、設備や装置、そして人事などに統一性を持つことができ、安全運行という点においては、大変優れた方法だと思えます。一方で、輸送の小さいローカル線などは、運行経費以上に施設の維持費の負担が大きくなり、鉄道会社の経営を圧迫することになることから、施設の維持費は企業努力で削減することは難しく、運行にかけられる経費が少なくなり、結果的に減便などのサービスの低下につながっている現状だと感じています。

さらには、増客のための営業時間に割く経費も少なくなり、利用者減でさらに運行経費を削減せざるを得ず、最終的には廃止に至るパターンも存在し得ると考えます。

一般論になりますが、上下分離方式のメリットとしては、鉄軌道事業者が経営を継続した場合と比較し、経費や人件費の縮減により収益性が高まり、累積損益が好転するなど経営の安定強化を図ることができ、また、鉄軌道業者は運送事業に特化した経営に専念できるなど、経営の効率化に取り組むことができることだと考えます。

デメリットとしては、鉄道の専門家でない組織が施設を保有することで安全性の低下と、地方自治体では数年おきに担当者が入れ替わることから、専門の人材が育たないことが挙げられることに加え、異なる主体の上下間の調整が必要となることから、認識の違いなどで重要事項の伝達がうまくいかない可能性があることが考えられます。そして、上下分離方式を採用する鉄道の場合、下、つまり鉄道施設経費は地方自治体が負担する形となります。つまり、税金で鉄道施設を維持することを意味していますので、鉄道を利用しない人にも間接的に負担がかかることとなりますし、その負担は鉄道が存在する限り続いていくものと認識しております。

次に、4つ目の質問であります4事業の進捗状況について答弁する前に、今年度、行政が実施する公共交通政策全体の考え方について触れさせていただきます。

まず、実際の地域交通として運行する事業としては、教育課所轄のスクールバス事業、健康福祉課所轄のデマンド交通「ふれ愛号」事業、及び観光課所管の観光A I デマンド交通事業の3つの事業を予定しています。

また、この3つの事業では、次年度の構築目標として掲げる持続可能で効率的な交通体系を実現

するため、実証運行を兼ねた事業として実施することとしており、それぞれの交通体系を関連させ、ドライバーの確保と適正車両の検証、年齢制限の撤廃による登録者数及び利用者数の動向検証、料金体系とルート検証といったそれぞれの調整事項の検討と検証を行ないながら、次年度の実施方針を見出すこととしています。併せて、総務課所管の公共交通最適化委託業務では、昨年度の分析結果と提言に基づく実現可能性の検討と、今年度の併用実証事業の動向を踏まえつつ、理想の交通体系実現に向けた提案業務を実施していくこととしております。

それでは、個別事業の進捗状況等についてそれぞれお答えさせていただきます。

最初に、令和2年度から開始した教育課所管のスクールバス事業ですが、3年間の試験運行期間を経て、運行ルート、停留所、時刻表などを確認しました。

令和5年度は、その試験運行を踏まえてスクールバス運行のために確保する車両やドライバーが、登下校時以外の時間帯で他の事業として活用できないかを検討する実証運行期間として位置づけています。また、新たな課題として、中学生についても検討していくと教育委員会から聞いております。

なお、令和5年度も夏・冬で約80日間の運行を計画しているところであります。

次に、健康福祉課所管のデマンド交通「ふれ愛号」事業ですが、高齢者や障害のある方を中心に、デマンド型乗合タクシーとして運行してまいりましたが、平成31年3月に策定した、公共交通網形成計画の重点施策として、運行日・運行時間の見直しをはじめ、利用条件の見直しの検討を行なうとしておりました。また、計画の目標として、タクシーの年間利用者数を8,100人と設定しておりましたが、翌年度となります令和元年度の年間利用者数は8,676人と目標を大きく上回りました。この年度には、5月から10月までの期間限定にはなりますが、土日の運行や17時発のダイヤも試験的に実施しました。利用者の増加はその成果のようにも思えますが、実際は土日の利用者は256人、1日あたりにすると5人の利用しかなく、17時のダイヤについては64人の利用と、16時のダイヤの4分の1程度の利用者にとどまるという結果があり、これらの結果から運行日や運行時間については現在の形態をとっているところであります。

利用条件の見直しにつきましては、この6月から50歳以上という年齢制限を撤廃した運用を始めています。

広報はくば5月号や、行政公式ホームページでも告知していますが、まだ始まったところで、今後の利用状況、登録状況について注視していきたいと考えております。

観光課所管の観光A I デマンド交通事業は、最後のご質問と関連がありますので、後ほどまとめて答弁することとし、先に、総務課の公共交通最適化委託業務の状況について申し上げます。

昨年度、これまでの交通体系の分析と今後の交通体系最適化への提言業務を委託しました、一般社団法人長野ITコラボレーションプラットフォームと今年度も引き続き、委託業務を締結することの調整が事務レベルで整っており、間もなく正式契約を締結する運びであるというのが現時点で

の進捗であります。

最後に、観光A I デマンド交通事業の状況とA I 活用型オンデマンドバスを今後どのように活用するか、とのご質問であります。観光課では、昨年度の12月下旬から2月末までの延べ72日間、A I によるオンデマンドタクシーの実証実験を行ないました。利用実績につきましては、過去のナイトシャトルバスの利用実績とインバウンドの回復予測から設定した目標値5,146人を大きく上回る1万2,000人という結果で、目標達成率は233%となり、海外のお客様を中心に住民の皆様にも利用していただきました。

利用者が多かった理由としては、好きな時間に予約ができる利便性の高さとアプリの使いやすさが挙げられます。この結果は、今後の観光交通以外にも活用ができる見込みがあると期待しているところです。

今年度の本格運行に向けましては、まずは昨年度の実証実験の課題を整理する中で、冬の本格運行に向けて準備を進めてまいりたいと考えています。具体的には、バス停の増設、予約が取りにくかった時間帯の改善、そして料金・周知システムなど、持続可能な運行方法を目指し、現在準備を進めています。

また、観光地経営計画で示すオールシーズンマウンテンリゾートを目指す取組の一環として、グリーンシーズンの昼間の運行につきましても実現したいと考えています。

この夏、村内運行事業者を含む協議会では、冬のデマンドと同じA I デマンドシステムを用いた実証運行を計画しており、村としてはこの取組を全面的に支援したいと考えています。

この実証運行のターゲットは、J Rやバスを利用して訪れるお客様をメインとするものの、住民の皆様にも利用していただけるように考えており、中央観光施設やスーパーマーケット等といった冬とは違った停留所の設定を計画しています。

運行期間は7月から9月の土日・祝日とお盆期間中の運行を予定しています。この実証実験に対する支援に要する費用につきましては、本定例会に補正予算案を提出しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今回のグリーン期での実証実験の結果も踏まえ、観光A I デマンド交通で得られた実績、評価を俯瞰的に見極めることが前提ですが、令和6年度以降に構築する最適化される交通体系において導入を前向きに検討するとともに、持続可能な運行方法について併せて検討していくべきと考えています。

それぞれの事業の進捗状況、A I デマンドの考え方につきましては以上のとおりですが、これら4つの事業実績を踏まえつつ、附属機関であります白馬村地域公共交通会議及び白馬村地域公共交通検討委員会におきまして、それぞれ協議を進めてまいりたいと考えています。

以上、加藤亮輔議員の一般質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも答弁ありがとうございます。それでは、まず振興部会、それから大糸線の活性化について再質問させていただきます。

この質問を始める前に、この4月に共産党の白馬支部で村民アンケートを実施しました。ようやく集計も終わって、皆さんに先日その結果を新聞折込でお知らせしました。その中で、交通対策の設問結果を見ますと、大糸線の存続については84%という多数の方が存続してほしいという要望でした。それで実際、先ほどの村長の答弁にあるように、マイカーが主流で使われていて、鉄道を使う人は4%しかいないと、そこら辺のギャップはもちろんあるんですけども、やっぱり鉄道に対する思い入れが強いのと、鉄道を使いたいという考えが村民の中に多いと思います。

また、国土交通省の有識者会議で、ああいう形で、廃線も検討するというような提言に対して、全国知事会の平井知事は「ポストコロナにおける地域公共交通ネットワークの維持・確保に関する要請の中で、生活の足の確保は国家的な課題で、単純に採算性だけで議論するのは納得できない。もっと地元寄り添った慎重な議論が必要。国鉄改革から30年以上経過した状況を踏まえ、分割民営化が地方に与えた影響、分割保護の妥当性、国鉄改革の精神などを改めて検証して、日本全体として鉄道ネットワークを維持するためのあるべき姿を守りながら、国がきちんと責任を取ることが必要」というふうに述べています。

その考えに私も同感です。まず、最初に、白馬村も期成同盟会、それ以外にも活性化委員会にも入っています。今、振興部会も開催されていて、大糸線については存続のほうだと思えるんですけども、改めて、白馬村はこの大糸線に対してどのようなスタンスで対応していこうというふうに考えているのか、一言ご発言願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどのちょっと大糸線でも少し触れてはおりますが、あくまで存続ありきということで、まずは活性化に関して取り組んでいくという姿勢であります。各会議のほうでも発言の機会がある際には、その旨を白馬村としても強くお願いしておりますし、JR各社と話す機会があるときも、その点に関してはお願いベースになってしまいますが、存続していく方向でぜひよろしく願いますということを常々伝えております。

やはり住民の足としてもそうですし、観光客の移動手段としても非常に重要な路線であるというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 存続していくために力を注ぐことにやぶさかでないというような考えだと思います。それで、この鉄道に関して言うと、先ほどの答弁にもありましたように、現実と、それから本音のところで大分ギャップがあることは、これは皆さん誰でも感じていることだと思います。でも、いろんな公共的な施設について、採算性だけで考えては維持できない地域もたくさん出

てくると思うんですね。これで考え方ですけども、鉄道も含めてですけども、電気とかガスとか、それから通信、水道、それから介護保険とか、そういう健康保険などを含めて地域に格差をつけてはいけないというようなユニバーサルサービスの立場に立てば、鉄道もその中に当然、私は入ると思うんですけど、そういう立場で立てば、もっと積極的に、これは国が第一義的にきちっと整備していく、保管していくという立場に立つべきだと私は思うんですね。そういう中で、国が有識者会議という組織を使って一方的な結論を出した。で、知事会のほうは、それに対して地域を守るという立場から、幾らなんでもそこまではやりすぎだろうということで異議を唱えているのは現状だと思います。だからこれは、国に対して働きかけることを絶えずやるということが非常に、第一義的に重要かと思えます。

それで、このJRの考え方も、どっちかというとな活性化策よりも体制のほうをこの振興部会で話し合っしてほしいというようなことを言っています。それで牛越市長は、取りあえず活性化を図る方策をやれというような指示を出して、目標も設置しています。

そんな中で、白馬村は先ほど村長答弁にありましたように、このシーフードトレインの参加目標170名の事業、1本だけが取り上げられ提案されています。

この1本で年間取組として、ちょっと私は弱いような気がするんですけど、これで本当に目標が達成できるのかどうか、これは振興部会の副部長の課長のほうから答弁願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

それで目標が達成されるのかということとはなかなかすぐにはお答えできないんですけども、白馬村の位置、それから南小谷以北の利用を考えると、一番確実に数字を取れる方法かなというふうに提案いたしました。

この事業については、どの市町村もそうなんですけれども、基本的に既存事業の延長線的なところがあつた中で、延長線上なんですけれども、JR利用の促進に結びつくような形で、新たな事業としても取り上げていただいて今年度実施することになりましたので、振興部会の中でも有力な事業として採用いただいたのかなというふうに私は理解しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今は、確実に乗車が見込める事業ということを見込めるでしょう。でも、あんまりにもちょっと目標からいったら人数がちよつと少ないかなと。1年間かけて170人の乗車を見込むというのがちよつと少ないような気がします。それで、この振興部会、いろいろ糸魚川のホームページを見ると詳しく載っていますけれど、その中に26名でしたか8名の方が一同に集まって議論しているということなんですけど、こんな言い方はちよつと失礼かもしれないけども、私がこの問題を質問するに当たって白馬駅前まで営業しているお店の方と数人お話ししました。その

中で「加藤さん、その質問をするんだったら、取りあえず大糸線に春夏秋冬4回ぐらいはお乗りになってから発言してほしい」というようなことを言われました。私も恥ずかしく、今までに1回、それでこの前こういうことを言われたもので、先日、大糸線南小谷から糸魚川のほうも乗ってきました。でもやはり、行きは割合少なかったんですけど、5人。帰りは二十数名の方が乗って、南小谷までそのまま来ました。割合乗るんだなと感心した次第ですけれども、実際、この振興部会の26名、28名の方が、はっきり言ってこの大糸線を利用したというか、乗ったことがあるかどうか。どんな場所のほうに鉄道がとおっているか、それを確認したのかどうかということも含めて、私は会議、まあ2時間ぐらいの会議をやるんだったら、1回ぐらいは大糸線に1つ車両をつければ、大体1つの車両に40人ぐらい乗れますから、そこで乗りながら会議をするとか、そういう大胆なアイデアで大糸線をする。それから、周りの住民に対してもっとアプローチをかける、それから、話題性をつくるというような観点から、そういうことも提案すべきだと思うんですよね。だからその辺、副部長をやっている観光課長として大町市の会議室か糸魚川の会議室でやるんじゃないかと、そういうところでやってはどうかという提案をするようなことはできませんかね。ちょっと伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

会議をしましょうという提案はちょっとできないですけども、皆さんで大糸線に乗りましょう、例えば、糸魚川で会議がある場合は大糸線を利用して会議に参加しましょう。そのような形は提案させていただきたいと思います。

ただ、会議をしましょうというのは、やはり移動に利用されている方も確実にいらっしゃるわけで、その中で会議をとというのはなかなかご迷惑になるというほうを私は気にしますので、その提案はちょっとできません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 先ほど言いましたように、ワンマンカーの1両編成なんですね。だから、後ろにもう1両つけば28人全員が乗っても何ら乗車の方には迷惑はかからないと先ほど言いましたけど、そういう形でいろいろ工夫する。1両つけたらどれぐらいの費用がかかるのかということなどもそこでまた提案、いろいろ知ることができると思います。

ちょっともう一つ提案なんですけど、白馬高校生と糸魚川の高校生が、この大糸線の活性化について議論しています。

その中で一つ気になったのが、高校生16から18歳の青年でしたけれども、その人が「私は今まで大糸線に1回も乗ったことがない」というふうな発言をしながら、でも大糸線を存続させたいというような意見を述べていました。

白馬にしてもそうだし、この池田、松川、それから大町にしても、小学生、中学生、それから保育園児も含めて、どれだけの人が大糸線に乗った体験があるかというところをちょっと考えたんですよね。そうすると、やっぱり大糸線を使った校外授業というんですか、そういうものをやってはどうかと。

昔、私が白馬に来た35年くらい前かな、糸魚川へ海水浴に行くというような授業があったというようなことを聞きました。今は、そういう授業が行なわれているかどうか。それから、この前話題になったブラタモリが糸魚川、フォッサマグナの特集で糸魚川を特集して、これ2週に渡ってテレビ放映されました。それぐらい糸魚川のフォッサマグナ、静岡糸魚川断層線ですか、その動きとか勉強については、非常に勉強のしがいがあると思うんですね。そういうところは小学校のレベルで、中学校は中学校のレベルで、あそこには断層が見える場所がありますから、そういうところへこう、ただ白馬の小学校だけじゃなくて、大糸線境界の全ての小学校がそういうところへ体験するようなことを提案して乗車していただくと。それは勉強にもなるし、大糸線に乗るという体験ができる。移動は子供なのできつと、電車で移動するという考えはなかなかないと思うんですよ。移動するのはマイカーと、そういう考えが非常に多いから、やはり小学校、中学校、保育園の時代に大糸線にいったん乗車体験をするということは、やはり非常に重要なことだと私は思います。そういうような小学校、中学校、保育園などを体験させるような提案を、これも大糸線の活性化の一つに私はなると思うんですけど、その辺の提案は振興部会に提案できないかどうかちょっとお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

まず、現在、子供に無料乗車券を配付するという事業を昨年度から実施しております。それは、未就学児限定ですけれども、そういった事業を行なって、小さいうちにJR大糸線に乗ってもらうということは取り組んでおります。

小学校、中学校の学校教育での利用について振興部会で提案というお話なんですけれども、ちょっと中身考えて。ただ、こういう項目はどうですかという提案だけではなくて、内容伴った提案にしたいので、少し時間をかけて考えたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 私としては内容をよくよく考えて、それで一定の人数が乗車する方法として何があるかというふうに考えると、やはり、大人の方ははっきり言ってマイカーでもう移動することにどっぷり浸かっちゃって、なかなかそこから脱皮することが難しい。しかし、まだ子供たちはそういう経験が少ないから、それから、また集団行動で列車を乗ることにに対して非常に興味と喜びもあると思うんですよ。そういう体験は非常に私は重要だと思う。だからそういう提案をしま

した。ぜひとも一度、振興部会のほうでも提案してほしいと思います。

それから、JRのことはちょっと取りあえずこれぐらいにしまして、この村内の二次交通についてちょっと質問したいと思います。

先ほどの答弁にもありましたけど、JRで白馬駅まで来ると。来たあと白馬駅が目的の白馬町の住民はそれでいいですけども、みそら野へ行くだとか、それから北大出のほうへ行くだとか、それから観光で落倉へ行くだとか、そういう方にとっては白馬駅で止まったらもう何にもならないんですよね。そこから20分、30分かけて歩いて目的地へ行かないかん。だから、村内の二次交通網が完備していなければJRの輸送も伸びないと、これは持ちつ持たれつの私は関係だと思えます。

そういう中で、その二次交通の質問に移りますけど、先ほど健康福祉課のほうから、この6月から年齢撤廃にしたと、それは広報はくばにも載っています。今までの40歳でしたか、その年齢制限があったやつを撤廃してどういう調査というか、この撤廃した狙いは何かまず教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） お答えします。

デマンド型の乗合タクシーふれ愛号につきましては、当初からの目的であります高齢者、障がいのある方など、移動制約のある方に対する福祉施策としての位置づけ。また、先ほどの村長の答弁と重なる部分もございますが、村の公共交通施策の一事業として、持続可能で効果的な交通体系を実施するための実証運行を兼ねた位置づけ、この2つがございます。

今回の年齢撤廃は、年齢制限の撤廃による登録者数及び利用者数の動向検証を行なうことで、次年度の実施方針を見出すことが一つの大きな目的となっております。

一方で、この年齢撤廃によりまして、もう一つの位置づけであります福祉施策としても広がりがあると思われまます。

私たちが行なっております乳幼児健診ですとか、予防接種などに赤ちゃんを抱えたご両親が来るわけですけれども、その中にやはり外国人夫婦ですとか、県外から転入されてきた方々の中では運転免許証を持っておらず、そこの事業に来るのにタクシーを利用したり、わざわざご家族の方が仕事を休んでお越しになるというケースもありますので、そういった方々の支援にもつながるものと思われまます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） ただ次に、先ほど4事業、3事業について特に念入りに説明いただきました。それでまず、最初に、今のデマンド型のこの「ふれ愛号」ね、これは一日2台運行ということで間違いないかどうかお尋ねします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） お答えします。

（「マイクをもう少し近づけてください」の声あり）

健康福祉課長（工藤弘美君） 失礼しました。お答えします。

現在のデマンド型乗合タクシーですけれども1日8便運行しておりますが、南から北へ向かって出るバスが1台、それから北から南へ向かって出るバスが1台と合計2台という形ですけれども、例えば、乗車希望の方が多かったり、あまりに遠方の方同士の申し込みがあったりしたような場合で効率が非常に悪いような場合については事業所の判断によりますけれども、予備の車を出していただく場合もございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、観光が今年の冬というか今年の冬に運行したA I型のデマンドタクシー、これは3台運行したということでもいいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） ジャンボタクシー3台で運行しました。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、教育課にお聞きしますけど、この冬、スクールバスとして運行したタクシー以外の乗り物は、大型バスが何台、中型バスは何台でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 台数ですけれども、大型バスが3台、マイクロバスが1台です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今お聞きしました。ふれあいのほうが2台、それから観光課のほうが3台、それ以外に大型が3台と中型バスが1台。それ以外にタクシーがありますけど。こういう形で村内の公共交通のバスが、名前はタクシーという場合もあればいろいろな名前の呼び方がありますが、運行しています。

それで、これらをどのように効率的に村民が利便性が高め、もちろん観光客も利便性が高まる形で運行するかというのが、今年220万円かけて、プラットフォームですかね、名前は、そこで協議していくと。もちろん、協議するのは公共交通検討委員会が協議するんですけども。いろいろデータをそろえてくれるのは、このプラットフォームだと思うんですけども。プラットフォームの会員は、去年と、今年の3月に行なわれて、その後はもう3か月たってまだ行なわれていないと。今準備していると思うんですけど。これはいつ頃、この辺のまとめも含めて、いつ頃この会議は行なわれる予定でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

当然、来年度からの3つの効率的な運行を目指すには、今年度スタートしてからということもご

ざいます。

検討委員会の予定ですけれども、第1回、今年度の第1回につきましては、6月の末を予定しております。こちらについては、既に日程が決定をしまして、間もなく通知を出させていただくという運びでございます。第2回目につきましては、今9月の末を予定しております。その2回の検討委員会での結果をもちまして、その上でございます地域公共交通会議、こちらを10月末には開きたいというふうに思っております。

といいますのも、来年度の予算編成が始まる前に公共交通会議の結論を出しまして、それをもって予算編成に臨みたいと、そういうスケジュール感でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、A Iを活用して、観光課からいろいろ資料を頂いて調べましたけど、思った以上の効果があったなというふうに私も感じています。担当課もそのように感じていると思います。

そういう中、私、実はA Iの活用型のバスの運行が長野県下でもいろんな自治体が行なっているということで、茅野市と、それから塩尻市、この2つの自治体へ見学に行ってきました。事務所が地元の交通会社4社で、共同で7人乗りのバスを1台と10人乗りを5台、14人乗りを2台の8台を運行しています。運行する代わりに13バス路線が廃止になったということです。もうその廃止になったところの住民からも今回のA I型のバスのほうが乗りやすい、それから使いやすいという好評の判断を頂いているというふうなことをおっしゃっていました。

また、塩尻市には10人乗りのハイエース、平日4台、土日が3台運行しています。この半年で乗客は1万3,600人、1日平均すると80人を超えて、これも予想値を上回るということで、担当の方がいろいろ、いろんな説明をしてくれました。

ちょっと白馬村の場合をこのA Iで考えますと、幹線道路だけに定時定路線のバス、これはちょっと今、今の情勢の中ではちょっと時代遅れかなと。やはり自由に動ける、それから利用できるバスが必要じゃないかということでいろいろ説明を聞く中で、茅野市は市内全域、8,000か所の停留所を設けたと。今までは100か所ぐらいしか停留所がなかったんですけど、8,000か所に停留所を設けたと。どういうふうにしたかと聞いたら、300メートル置きに網をかぶせて、全部、点のところには架空停留所という形のを置いたと。だから、停留所へ行くのが遠いという住民の不満をそれで解消したと。誰でも、最悪の場合でも300メートル歩けば停留所があるというような状況にしたというようなことを言って、私もちょっと目からうろこで、そういうやり方もあるかというようなことを感じました。料金のことも。

それから、予算的なものも今まで使っていた、先ほど茅野の場合、13路線をバス8台に代えたというように、やはり経費的にも既存の予算よりは少なく済んでおると、今のところは、これから

地域を拡大し、両市とも拡大していく中で予算がどう変わるかちょっとまだ分かりませんが、その辺も含めて茅野市、塩尻市でこんなもん半日もあれば行ってこれますから、総務課長、担当者の方をぜひとも派遣して、ちょっと行ったほうが、今後、6月、9月の会議の中でももう少し前向きな方向性を示して、より早く来年の方針案ができるかなと独りよがりで思ったんですけど。一遍、研修に担当の方を行かせるような気持ちはありませんかどうかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 貴重な情報をありがとうございます。一度、もしあれでしたら行政として先方に電話で少しヒアリングをさせていただいた上で、ぜひそれはということであれば検討させていただきたいと思いますので、貴重な意見として預からせていただきます。ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと6分です。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） あと、次に、今、今年の白馬村の運営方針ですかね、を見ますと、総務課が一番、事業名として多く運営方針が載っています。ゼロカーボンビジョンのアクションプランの策定、それから地域公共交通網のもう一つ運行方針の決定、自治体DXの推進、これ全部、企画調査係というふうになっています。これ以外にも観光課のところを見ると、観光財源導入に向けた本格的議論と、これも総務課、税務課、観光課の共同目標というふうになっていますよね。そうすると、これもきっと企画調査係がやるのかなというように思うんですけども。これ全部、はっきり言って、今、企画調査係の係長が、はっきり言えば1人で、ほかに補佐はもちろんいると思うけれども、頭に立ってやっているのは、この2つ、3つ、4つ、全てその人がやっているか。それとも、いや、そんなことはない、分散してやっているか、そこをちょっとお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま加藤議員おっしゃったのは、各課の今年度の目標というふうになるかと思いますが、これにつきましては、4月の年度当初に、これ人事評価の各課の目標設定というものも含めて、各係、課の中に係がどういうものを目指すのかというものをまとめさせていただいた資料になります。

これ白馬村役場の中での一般論になりますけれども、企画というのは、やはり、全体の企画立案をした後にそれぞれ所管の課に渡すというのが企画の範疇になってまいります。

例えば、今の例でおっしゃったのは、観光の観光財源というところも、観光財源の在り方について検討したのが、それぞれ所管する課がなかったので、その当時の総務課の企画で行ない、これからはリスタートするというので、観光地経営計画に関する部分もありますから、観光課の目標設定に加えた。

ただ、こちらも観光課だけの目標にはならないことから、いわゆる共同で進めるべき課の名前を加えているということですから、それぞれの課が連携して入っているというような見方をしていた

できればと思います。

ですので、繰り返しになりますが、企画である程度方針が決まったら、その事業を、もちろん既存として所管する事項があれば、そこの所管に事業が移るということになりますが、ない事業をどうするのかというふうになれば、全てを総務課で所管するというわけにはなかなかまいりませんので、場合によっては機構改革を含めながら、事務の平準化というものも図らなければならないと思いますので、まさしく今の交通の面においては、今後においてこれをどうするのかというのは庁内の的に考えなければいけないかなというふうを考えているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。あと2分です。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） ただ最後に、私からの要望なんですけれども、白馬村はやはり全国的にも注目されているし、それからいろんな事業にも手を挙げている。それからオリンピックもやって、インバウンドも盛んになってテレビやニュースにも出るというような形で事業内容も非常に多いと思います。そういう中で職員の方本当に大変だと私も思っています。ご苦労さんと思っています。そういう中で、総務課の調査課の係長ですかね、これ担当しているのは。一応、概要ができるまではきっとこの方が非常に仕事量が増えると思うんですね。ゼロカーボンの問題についても、ビジョンができて、今度、進行表といおうか、スケジュール表といおうか、ちょっと言葉を度忘れしましたけど、その実行する表がなかなか出来上がってこないというようなこともあります。やはり、いろんな重要な問題を1人の人ないしがかぶると両方とも遅れちゃうから、これどっちも目玉政策ですから、やはりきちっと割り振りをやって、1人に専門的にある程度やらせて、一定の形ができるまでやらせるような、人員体制も含めて、機構改革までは行かなくてもやってほしいと思いますけど。そのほうが結果的には、住民サービスもよくなるし、早くなると思います。よろしく願います。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 7番太谷修助でございます。本日、最後の質問者になります。

今回、私は1問だけの質問なんですけれども、非常にこれから国民の皆さんが非常に直面する厳しい内容の制度ができたということで、割と知られていない部分があるかと思っておりますので、提案をさせていただいた次第です。

それでは、質問に入らせていただきます。

相続土地国庫帰属制度について。

増え続ける所有者不明土地の解消に向けて、4月より新制度として、相続土地国庫帰属制度がスタートしました。所有者不明土地とは、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない土地または所有者が判明しても所有者に連絡がつかない土地のことです。総面積は2016年度で410万ヘクタール、これは九州と東京都を足したくらいの面積だそうです。それから、2020年には460万ヘクタール、九州と東京に愛知県を加えたくらいの面積になると思います。さらに、2040年には720万ヘクタール、これ北海道が780万ヘクタールだそうですので、大体、匹敵するくらいの面積になるかと思っています。ということで、推測されています。これらの土地や空き家が地域に悪影響を与えている例が増えています。不法投棄、景観美化の悪化、公共事業が実施できない、台風被害等の急傾斜地の整備困難、不審火や害虫、害獣の増加、家屋倒壊のおそれ等があります。

一方、この制度は、土地を相続したものの、利用できずに手放したいというような方から土地を引き取る制度でもあります。2024年4月、来年の4月からです。登記の義務化が実施され、不動産を取得した相続人は、その所有権を取得した日を知った日から3年以内に相続登記の申請を行わなければならないということです。

以上を踏まえまして、この白馬村の所有者不明土地について、以下を質問いたします。

1、村内の所有者不明土地は、面積として、所有者の判明しない場合の面積と所有者が判明しても連絡がつかない場合とそれぞれがどのくらいの面積がありますか。

2、所有者が判明しても、所有者に連絡がつかない場合は、どのような対応策を考えていますか。

3、中でも、今現在、危険な倒壊を招くケースの場合、どのような対応策を講じていますか。

4、不要な土地を引き取っていただく場合、建物がある場合は、自己負担で解体撤去しなければ引き取ってもらえない。抵当権が設定されていたら外しておかなければならず、自己負担が増えて、せっかくの制度が十分機能しないのではないかとされています。こうした費用の一部を補助する考えはありますか。

5、国庫に帰属する前に、村に寄附をしていただく方法は考えられないでしょうか。

このことについてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太谷議員からは、相続土地国庫帰属制度について、5つのご質問を頂いていますので、順次ご答弁申し上げます。

1つ目のご質問であります、所有者が判明しない土地の面積と所有者と連絡が取れない土地の面積につきましてお答えいたします。

ご質問にお答えする前提として、免税店以上で現に固定資産税の納付を要する土地についてお答

えさせていただきます。

固定資産税は、地方税法第359条の規定により、1月1日に土地家屋及び償却資産を所有されている方を納税義務者とする規定となっております。

土地家屋の納税義務者は、登記簿または土地及び家屋の補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方が納税義務者となりますので、所有者が誰なのか不明な土地につきましては、ないということになります。

次に、所有者と連絡が取れない土地についてですが、今年度は12名で、面積は10万6,724平方メートル、税額にいたしますと49万7,600円となっております。

なお、地方税法第355条では、納税義務者が納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所または事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、その市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を選任する旨を規定しており、白馬村税条例においても第64条で、村内居住者等から選任する旨の規定をしております。

現在、納税管理人を選任している納税義務者は191名で、選任された納税管理人は79名となっております。

次に、2つ目のご質問であります、所有者と連絡が取れない場合の対応策につきましてお答えいたします。

納税通知書を発送した後、宛先不明で返送された場合には、住所ほか、失礼しました。住所地、本籍地等に住所確認の調査を行ない、新たな住所が分かれば再度発送し、白馬村で記録している住所と同じ場合には、地方税法第20条の2の規定に基づき、公示送達を行なうこととなります。

公示送達は、掲示板に掲示を始めた日から起算して7日が経過した時点で、納税義務者に通知書類の配達が行なわれたものとみなされます。

以降、督促状、催告書につきましても同様の処理を行なっていくこととなります。

次の段階では資産の差し押さえを行ない、最終的には、公売または不在者財産管理人を選定しての財産処分を行なっていくこととなります。

次に、倒壊を招くような場合の対応は、とのご質問ですが、現況の家屋が倒壊するおそれのあるときや建材の剥落、飛散および野生動物の侵入による周辺への悪影響につながるおそれがある状況を近隣住民や地区が発見し、村へ相談があった際には、現地調査を行なった上でその該当する家屋の所有者に対して、白馬村美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称マナー条例に基づいて適正管理を促すようお願い文書を送付し、あくまでも所有者による解決を図るよう促しています。

また、村では、白馬村廃屋対策事業補助金交付要綱を平成18年に制定し、行政区が環境の保全及び景観形成に資することを目的として行なう廃屋の解体撤去事業に要する費用の経費の一部を補助する制度を運用しているところですが、今年度、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策協議会を立ち上げ、空家等対策計画を策定することとしていますので、将来的には空家

法を活用した空き家や不良住宅の除去等の事業にシフトしていけるように、庁内体制を含めて準備を始める予定です。

次に、国庫帰属制度を利用する際の建物の除去費用、抵当権の解除費用に対する補助の考えについてお答えいたします。

初めに、相続土地国庫帰属制度について、若干、触れさせていただきます。

本年4月27日から開始されたこの制度は、土地を相続したものの、遠くに住んでいて利用する予定がない、周りに迷惑がかからないように管理するには経済的な負担が大きいなどといった理由で相続した土地を手放したいときに、その土地を国に引き渡すことができるようにした制度です。

これまでは相続財産の中に使用しない土地があったとしても、その土地だけを放棄することはできず、使用しない土地や債務も含めた全ての資産を相続するか、全ての資産の相続を放棄するかの二者択一でした。これが相続の際に登記がなされないまま放置され、所有者の所在が分からない土地が発生する一つの要因と言われています。そのようなことから、所有者の所在が分からない土地の発生を予防するため、相続登記の義務化等と合わせてこの制度が創設されました。

この制度では、相続人が国に帰属させたいと考える土地の全てが帰属できるわけではなく、太谷議員のご質問にもありますが、家屋などの占有物件がある抵当権、地上権などの担保権、使用収益権が設定されているといったことのほかに、境界が不明となっているなど、帰属申請に当たって10項目ほどの要件が定められています。

抵当権、根抵当権などの担保権は金銭貸借に伴い設定されている場合が多く、返済が完了すれば抵当権は解除されますし、地上権などの使用収益権については、設定した方から金銭的な支払いもあろうかと思えます。

また、家屋が廃屋化し相続人に資力がない場合には、先ほど申し上げた行政区に補助する廃屋対策補助金も白馬村にはありますので、行政区と相談していただければと思います。

なお、不要な土地を処分する方法としましては、この国庫帰属制度以外にも民と民との売買といった方法もあろうかと思えます。

以上のことから、ご質問の土地を国庫に帰属するに当たって支障となる物件、権利を除去、解除するための補助といったことは、現在、考えておりません。

最後に、国庫に帰属する前に村に寄附をしていただく方法は考えられないかのご質問ですが、現在、白馬村への土地等の寄附については、寄附金審査委員会での審査を経て寄附を受けるかどうかの判断をしているところでありますが、やはりその際には、その土地が将来も含めて公共のために必要な土地であるかどうか重要な判断基準となっております。

したがって、相続土地の村への寄附につきましても、もちろん現所有者が特定され、その方から寄附を申し出ただくことということが大前提ではございますが、その土地が白馬村にとって真に必要なと判断されるものであれば、寄附を受けることになろうかと思えます。特に住宅地にお

ける土地であれば、村有の住宅土地として活用することにより将来の移住・定住の推進につながる可能性もございますので、その活用も含めて今後研究してまいりたいと考えております。

以上、太谷議員の相続土地国庫帰属制度に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。

1番から3番のところまでは、大体、今、村長にご説明いただいた分で納得ができたんですけども、その中で1番の所有者不明の土地の面積という中で、所有者が判明しても連絡が取れない方が12名で10万6,720万平米ですか、49万7,600円というような査定が出ているんですけども。連絡が取れない方の面積とそのあれは分かったんですが、この土地を村がどうにかしなきゃいけないということで、例えば、法務局なんかと連動して処分をするというようなことは、実際、そういうことで活動はされているんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 法務局と連携しての措置というものは行なっていません。

ただ、行政執行として、公示送達をした方の中に既に財産を差し押さえている方も数名いらっしゃいますので、あとは先ほどの村長答弁のように粛々と進めていくという形になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そしたら今、12名のうちの中でもう既に数人やっていらっしゃる、残りは粛々とやっていくという考え方でよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 最終的にはそのように進めてまいりますけれども、県の県税事務所にも聞きましたけれども、要は、換価する際に税額と見合う部分がなければ、先ほど村長のお話にもありました行方不明の方の財産を管理する管理人を選定しての処分ということにも移行していく場合もあります。公売にしますと、換価するべき対価よりも多い場合、また少ない場合も想定されますので、逆に相続人等を見つけられない場合はそれでできますが、出てきた場合のことを考えますと、行方不明の方の財産を管理する管理人を選任しての財産処分というほうがいいのかということで提案は頂いておりますが、中信県税事務所におきましても、過去に1件しかそのような処分はしたことがないと。その辺はしっかりと調査をして、処分をする必要があるでしょうと。また、そういう事案があれば、幾らでも相談には乗りますということでお話を頂いておりますので、事案を見ながら対応していきたいというように考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ご丁寧なご説明ありがとうございました。

いずれにしても、不明の土地がずっと継続してあるというのはあまりよろしいことではないのと、それから、今回の民法の改正も含めた中での相続土地国庫帰属制度ということで非常に、国も危機感を感じて、どんどん高齢化してお一人でお住まわれている65歳以上の方の人数は数百万人というようなことを考えると、その方たちの相続人という方たちがいらっしゃって、それを放棄してはいけないというようなことでいろいろな法律もできていますので、なるべく皆さんの持っているものを有効活用できるような形で国に帰属できればいいというように考えていますけれども、この帰属制度はちょっと後でまた触れさせていただきたいんですけども。これは分かりました。ありがとうございました。

荒廃した家屋、倒壊寸前のような家屋に対しての対応ということの中で、先ほど村長もお話されていましてように移住・定住問題なんかもありますので、倒壊するような建物がもし何らかの形で手を加えることによって、また、住宅として復活できるようなケースが見受けられた場合には、その所有者の方との連絡もあれだと思いますけれども、それを有効活用するような考えというのは持っていただきたいというように思っているんですけども。移住・定住に関しては、倒壊家屋との関連で、結構、件数的には、想像的にはたくさんあるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） まず、一般的な空き家という中にも、いわゆる空き家法の中にも一般でいう空き家、それと、特定空き家という廃屋に近いというようなものについては特定空き家という言い方になります。件数が多いのかというと、空き家の定義も人によっての解釈がいろいろと違っておまして、1年に1回来るだけでも使用しているんで空き家とは言わないというような、過去にも調査をやっているんですが、所有者の認識というのはそれぞれまちまちなものですから、数として示すことはちょっと現状では難しいということになるかと思います。

ただ、特定空き家については、村内においては幾つかの家屋が存在しているというのは行政にも相談がありますので、そこは把握しているというところと、村長の答弁にもありましておき、それについては、マナー条例に触れているように、適正に管理をしていただきたいという通知については出させていただいているというのが現在の状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、特定空き家の場合はともかく、ちょっと手を加えたらできそうな、あるいは所有者との連絡が取れて、ちょっとこれもうちょっときれいに整備してほしいとかというお願いをされているんだと思うんですけども。言うことを聞いてくれる方たちはいいんですけど、例えば、経済的に逼迫していて、とてもお金をかけられないというようなケースもあろうかと思うんですね。そういうときは村のほうとしては、なるべく頑張ってやってくださいというお話ししかできないと思うんですけど、それに少し何らかの補助金を使ってちょっときれいにして、人に

貸せるというようなことができるような方策というのは考えられるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 先ほどの村長答弁にも若干ございましたけれども、空き家の政策につきましては、正直言いまして、我々も、若干、遅れていたところがあったんですけども、今年度、空家特措法に基づきます、まず協議会を立ち上げる予定にしております。第1回の会議につきましては今月中にということには考えております。その協議会をもって空き家の計画というものをこれからつくっていくと。その中で空き家の利活用、要するに、空き家バンクというようなこともよく聞かれると思いますけれども、そんなものも協議していきたいと。また、その計画とつくりますと、国の補助を受けることもできます。補助メニューの中には、空き家の利活用のために、例えば、今建っている空き家を除去をして、その下の土地を使う。あるいは今おっしゃいましたように、空き家自体をリノベーションして何かに使うと。そんなようなメニューもございますので、これからそういうことを研究しながら、早速のほうに展開してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 隣の大町市なんかはもうご存じのようにシャッター街になって、もううちの裏はずっと、もともと大町というのは全国でも3つの大町があって、広いメインストリートの後ろに1の番、2の番、3の番というまちがずっとできてるほど大きなまちだったというのは過去のあれだそうですけど、そういうところ全部、メインストリートから奥へ縦長に土地を持っていらっやって、それでたくさん土地が余っていて、空き家もあってということで、大町逆に、移住・定住のバンクなんかつくっているらしいんですけど、借り手がないというようなね、そういう実績の中で、白馬村の場合は、探してもなかなか空き家に当たらないということで苦労されている方たちが、特にお若い方たちがいらっやって、それで、若い方たちはそんなに大きい建物は要らないんだけど、探してみたら、昔、民宿をやっていたとか、旅館をやっていたとかで大きなもので、ちょっと借りるには大変だというようなお話も聞いたりしていますもので、シェアハウスのような形でお借りするような考えをお持ちの方はいいんですが、例えば、ご夫婦でご家族、お子さんを育てながら、もう少しこぢんまりとしたものを借りたいというような方の中には、そういう特定空家ではない建物を少しリノベーションしたら、できるというように考えている方たちもいらっやると思いますので、行政の皆さんにその点をお願いをして、1件でもそういう復活させて、若い方たちがこの村に住み続けていただけるような方策をぜひ続け、やっとならしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、一番大事な今日のメインになるんですけど、相続土地国庫帰属制度の制定は、この4月27日でまだまだ生まれたばかりの制度なんですけれども、先ほどご答弁いただいたように、撤去の費用が大変、いろいろなことのお金がかかって大変だということで二の足を踏んだりしている

んですけれども。今ここには幾つかのちょっと問題点が私もあると思うんですけど。

お年寄りでもともと外から来られた方たちはそんなに財産を持っていらっしやらないとは思いますが、ご先祖、あるいは親から頂いた不動産なんかを相続で、あるいは遺贈で頂いたというだけでも、結果的には、もう年も取ってきたし、私の代で何とかしないと子供たちに迷惑をかけるというふうに今、私と同じように考えている人たちが大勢いらっしやるんですが、そういう中でどうしてもお金がかかるものですから、年金暮らしの私たちではとてもじゃないけど、自分の家の建物があってはいけない、抵当権設定したら抵当権あれだ。それから、現地との争い事があったら、それも全部処分しなきゃと。もろもろの複雑な問題が絡んでいるので、一見、国はいい制度として、逼迫してこの制度が出てきたんだと私は思っているんですけど、なかなかこれ前に進まないような気がするんですね。もうちょっとハードルを下げるなり、あるいはもうちょっと、来年の4月から登記法なんかであれするのを含めてですけど、もうちょっと緩やかに、何ですか、国庫に帰属できやすいような仕組みをこれ考えていかなきゃ私はいけないと思うんですけども。

この中で、例えば、建物を実費で処分して更地にした。それから、隣のあった抵当権も設置外したというような、そういうことの物理的にやったほかに、今度、10年分の管理費用に相当する負担金というのを払わなきゃいけないという、ここはすぐ私もこれ大変だなというふうに思うんですけども。

例えば、粗暴な管理でされる原野で10年間分で20万円、それから市街地の宅地、200平米ですから、約60坪の土地で80万の負担がかかるということになると、建物を壊して、いろんなことにお金がかかって、専門家をお願いして、その費用も払って、なおかつ、こういうお金を出すということになると、これ進まないと思うんですが、どう思いますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） この法律についてどう思われるのかと言われると、地方自治体としては苦しい部分はありますけれども、やはり、いろいろ手がけて、さらに国に帰属ということを考えるのであれば、民と民との売買を進めるべきかというふうに思います。

ただ、相続の関係に関しましても、これは相続税の金額の多寡にもよりますが、中には物納という制度もありますし、その制度をどれに照らし合わせて、その個人としてどのやり方が適正なのかというのは、もちろん資力の問題もありますから、その人によってどう考えるのかというところをそれぞれ法律の中でしっかりと解釈をしていただき、対応するというのがベストではないかというふうに言わざるを得ないのかなというところであります。これはもう個人的な主観ですけども、我々からすると、法律で定められたものを超えてはできないので、その法律に従って個人が考えていただくというのが筋だと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 副町長のおっしゃるとおりで、それを行政側に聞いたところで正しい答えが出てくると、個人的なお話はできるかと思えますけど。

そこで、例えば、帰属に申請をしたい方がいて申請をしたと。ほいで法務局や法務大臣のほうでそれを審査した中で、この土地は、先ほど村長の答弁にもありましたけど、村に寄附したというような形で、これが村にとって有効な土地として活用できるというようなものであれば積極的に受け入れてもらえると思うんですけども、この制度の中には、何ですか、地方公共団体と情報を共有して土地の寄附受けとか、それから地域での有効活用の機会を確保するとあるんですが、これは、村としては、そういうように国がそういう人から頂いて国庫に帰属させた。それで、白馬村にこういう人から寄附がありましたということで情報の共有をする中で、この土地は白馬村にとって非常に有効な土地だから、これは皆さん、村のほうでも検討して、よかったらお渡ししますというふうに解釈してよろしいんでしょうか。ちょっとそのことが分からないので教えていただいて。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

この相続土地国庫帰属ほうですけれども、先ほどからおっしゃいましたとおり、4月27日ですか、に施行されたということで、私も3月まで税務課におったわけですけれども、実際、法務局のほうからどのような照会が来るかという事前の情報もなかったですし、どんなふうなことをこちらでも調査しなきゃいけないかというのはまだ分かっていない状態です。

想像するに、今こういう申出があったんですけれども、村としては村民に対してどうですかと。要は、村としてこの土地を寄附を受ける予定がありますかというような協議が来るのではないかなと。あるいは登記、登記簿に載っている所有者以外に村のほうで、課税上で、実際、じゃあ、誰が税金を納めているのかというのが分かりますので、そういった情報の照会、住所の照会、こういったものが想定をされているところですけども、実際にまだ来ていないので、今のところはこのお答えしかできないというようなところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） まだほやほやの制度ですので、村のほうにもいろんなものは、打診とかいろいろあったかと思えますけど、まだまだはっきり分からない部分があるものを質問する私もちょっとまずかったなというふうに思っているんですが、分かる範囲内でお答えいただくからということでお願いしたわけなんですけれども。いずれにしても、国庫に帰属した土地は、公共施設とか住宅用地なんかの整備だとか、あるいは農林業の振興などで公共の目的にされるものでしたら大いにそれを使っていただくというような形になるかと思うんですが、そういう中で今、中学校の横の第三の居場所のトレーラーハウスの設置場所だとか、それから、名鉄地区に、現在、建設中の障がい者グループホームの、ああいう村有地の有効活用というような意味でも、もしそういう方々が帰属

させていただいて、村にそういう有効な土地があれば、手に入れば、また、そういう村の村有地としても有効活用していただけるかと思えますので、ある意味、積極的にというか、そういう帰属させたいというふうにお考えの方たちはまだまだこの情報を知らないと思えますので、もっと知らしめて、それで、自分たちの土地は将来、いけなければこうしなきゃいけないよ。だけど、こういう方法もあるよということをやちょっと、何というんですか、村民に知らしめる何か仕組みをもうちょっと進めていったほうがいいんじゃないかなというふうには思っています。

それで、国庫に帰属する前に村に寄附していただく方法は考えられないかということで先ほど村長からご答弁いただいたんですけども、不要な土地を手放す方法としては、民と民の売買とかいろいろあると思うんですけども、本当にもう私、先祖から預かったものだけですけども、独り身だし、そんなにお金に困っていないし、あれだけ、村には寄附をして、村で有効に使ってくれたらいいよねというような非常に殊勝な方は私、中にはいらっしゃると思うんですね。そういう人たちが1人でも2人でも出たら、やはりそういう人たちの土地はすごく有効に使わせてもらえると思うんで、そのあたり、村長、ちょっとどんな考えを持っていらっしゃるかお答えいただけたら。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今の太谷議員の話ですと、現在、自分が持っている土地でこういうのがあるから寄附したいというふうに聞かれたんですが、そうしたものであればもちろん、先ほど言った議会にかけた上で村にとって有益なものであれば積極的に寄附を頂くというような方向だと思いますし、こちらで話しているのは、実際に相続を受けた際にそういう土地があった場合というお話は先ほどの答弁のとおりでありますので、現段階で寄附行為として受けるのか、国庫帰属制度に寄附した後に、それがかかる前に寄附として受けるのか、ちょっと当事者が変わってくるのかなというふうにお聞き受けするんですけども。答えとしては同じかと思えます。それが村にとって有益な土地であれば、積極的に検討して活用していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうですね、ちょっと寄附のことについて混同してしまった部分はあるんですけど、単純に、私はもう土地要らないしあれだから、村で有効に使ってくれるならいいですよという寄附があれば、これ一番いいんですけども。そういう方が1人でもいたら、声をかけて言ってもらえばいいかなと。いらっしゃるとは思うんですけども。そういうことです。

将来的に有効な土地や公共的に利用できる土地なら積極的に受けるという考え方がおありだということがちょっと分かりました。

それから、先ほど村長の答弁の中に物納というようなお話もありましたけど、この物納なんかも相続税に関しての支払い、相続税が払えなかったときの対応として物納という仕組みがあるというように私も過去に聞いたことがあるんですけども。この物納というのは過去に、どの過去でもい

いんですが、最近でも結構ですから、物納で土地を提供してもらったというのは、どのくらいかありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 相続税に関しては国税になるので、こちらには情報、全てが入るわけではございませんから、国のほうでの判断ということになろうかと思えます。

ただ、物納についても、どの土地でもいいということではありませんので、ある程度換価ができる土地を、土地等を国がどう判断するのかということになりますので、ちょっとそこら辺の資料について、私どもでは把握はできないということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、相続税が払えなくて物納となったものは国のほうということなんですが、村には多少の情報が入るだけで、こういうものがほかの1年間でこれだけありましたよとかいう提示はないということですか。

議長（太田伸子君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） お答えします。

まず、物納かどうかということとはともかくとして、所有権が移るという意味では、国の所有から、例えば、それを売買して民間、民に売った場合には所有権が移りますので、登記済み通知書というものが村に届きますから、一定の期間で国に移り、民に移ったということになれば、それはそういう処理をしたと、こういうふうになろうかと思えますけれども、その要因が登記簿の中でどういう登記原因事項が出てくるのかということころまではちょっと把握はしきれないとは思いますが、情報が来るとすれば、登記済み通知で把握するしか方法はないかなというふうに思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） よく分かりました。

そのあたりの仕組みはちょっと私も物納という、単純に村に対するあれかなと思ったんですが、国のほうの関係もありますから、分かりました。ありがとうございました。

それで、相続土地国庫帰属制度のメリットとデメリットということで考えますと、先ほどから出ていますように、メリットとしては、引取り手を探すあれはなくて、国が相手だから安心だとか、それから、農地も山林も何も関係なく、みんな対象になるという部分。それから、要件を満たさなくても国のほうが引き取ってくれるとか、そういうようないろいろ、何ですか、損害賠償なんかの限度が限定されるとかというのは、いろいろメリットがあると思うんですが、一番大事なのは、デメリットのほうで、これやはり先ほどから言うように、お金がかかる、時間がかかる、手間がかかるという意味では、非常にデメリットがネックになって、この制度が前にすぐにさっさといかない

ような気がしています。それで、国としては、これはもう今立ち上げて、今までもずっと議論してきましたんで、これをもっともっと進めるために少しハードルを下げてくるのではなかろうかなというふうにちょっと思ったりするんですけど。これもまだ国のほうから村に来ていないそうで、そういうものが出てきた時点でまた、何というんですか、詳しい情報なんかまた出てくると思いますんで、そういう意味でいったら、また村民のほうにも知らせるような方法を取っていたいただければと思います。

それで、ちょっとこれ関連といえば関連なんですけど、特定所有者不明土地法という法律ができた中に、特別措置法の中にその土地を有効に活用するために地域福利増進事業ですか、というのがあろうんですけど。それが、一見、その土地を有効にみんなで使うならいいよという制度だと思うんですけど。昨日もちょっと説明がありましたけど、太陽光発電の設置場所にもそこを指定してもいいというような国交省か何かのあれがあって、1,000キロワットですか、以上の大型のあれが対象だと思うんで、白馬村によもやそんな土地が出てきても対象にはならないと思うんですけど。そのあたりお分かりになる方がいたら、ちょっとご説明いただければいいんですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） お答えします。

まず、今の話、議員おっしゃったのは、多分、空き家の特別措置法の関係で、いわゆる所有者、所有者不明であるものを地域が扱うときには国土交通省で地域利用を認めるというふうに、私の通知等の記憶で言うと、そう。

ということに基づいてお答えをさせていただきますと、地域がどういう利用をするのかという形態があるかと思えます。太陽光という話は例示だとは思いますが、地域がその土地をどういうふうにするのかということ、法律上可能だということは私もとりあえず資料等で確認はしておりますが、どういう、具体的にどういう手続をもってどういうふうにするのかというのは、先ほどの空き家の協議会等がありますので、その中で議論すべき項目には上がってこようかなというふうには思っていますので、その中でも少し勉強させていただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） その制度は、先ほど副村長が説明していただいたとおりのものなんですけれども、要は、所有者不明の土地の中の特別と言われる土地は相手の条件があって、その条件をクリアしたら、その土地は公共団体だけではなくて、地元の自治会でも、NPOでも、あるいは民間の企業でもその地域の公民館、ですから、自治地区ですか、そういったところでも申請すればできるというような、フレキシブルな対応をするものだと思うんですけど。空き家のことに関しては、そういう土地でも有効に若い方たちが住んでいただくためにそういうところの土地をきれいにして、提供するというようなことでやったものだというふうに思っていますけれども。そういうのは、こ

の村の中に特定所有者不明土地といって、レッテルを貼ってもらわなきゃその対応にならないと思うんですけども、そういう土地は今後はたくさん出てくる可能性はあるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

全国的な流れを見ますと、冒頭におっしゃいましたとおり、この空き家問題が非常に問題になっているということで、不動産登記法の改正、民法の改正、それと帰属制度、この三本の矢ということで今、国のほうでは考えていると。そういうことを考えますと、遅かれ早かれ村もそのような課題が出てくるのはでないかということで、今回、協議会を立ち上げるということに至っております。

先ほど副村長が答弁したように、空家特措法のことであれば、その協議会の中で空き家を除去した後の土地の有効利用ということで、例えば、防災広場ですとか、ポケットパークですとか、駐車場ですとか、そんなことにも使えるというようなメニューがございますので、副村長のほうの答弁とかぶりますけれども、協議会のほうでも研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） この制度が成功する鍵というのは、相続人制度への関心や理解度がまだまだちょっとスタートしたばかりなんで、ほとんど、これテレビ見ていらっしゃる方たちも、分かっている方は分かっているかもしれませんが、まだまだ周知が徹底されていないようなものだと思いますので、これをさらに継続的にやっていただいて、周知をして、みんなもこれは大変だというように気がついた時点で、来年に向かって進んでいくではなかろうかなというふうには思っています。

そういう制度をどんどん生かしていくためにも、私どもはいろいろな勉強をしていかなきゃいけないというふうに思いますし、いつまでも先送りする問題ではないために国がこうやって重い腰を上げているわけですし、先ほど言ったように、非常に不明の土地がこれだけ増えてきますと、これ日本の国土のどのくらいになるのかちょっと私も計算してみましたら、日本の国土は、大体、3,500万ヘクタールですか。ちょっとすぐ、だそうです。それに対して、今持っておる国の国有地が877万ヘクタールで、国土の約4分の1がまず、今の国有地。その国有地から除いたものについては、一応、民間のものになっているんですけど、これが先ほどの2040年にはもう720万ヘクタールになって、北海道に匹敵するくらいの土地があれしちゃうと、これから国の土地の在り方はどうなっていくっちゃうんだろうなとちょっと心配してしまいますんですけども。いずれにしても、自分の与えられた土地や自分が購入した土地なんかは、きちんとやはり登記をして、次の世代に迷惑をかけないような方法でやっていってもらえれば、みんなのためにハッピーになるかなと思うんですけど。

今回、私、こういう質問をさせてもらったのは、私自身もちょっと分からない部分があってお聞

きしたりしているんですけど、こういうものは転ばぬ先の杖になればいいかなというのと、それから、今テレビを見ていらっしゃる方たちも何か提案してくれたことをちょっと勉強してみようという方が1人でも出てきて、自分が困らなければいいかなというふうに思いますので、そういう一石が投じられればいいかなということで、私のこれで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月9日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） ご異議なしと認めます。よって、明日6月9日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

令和5年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和5年6月9日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和5年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和5年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

第5番加藤ソフィー議員が、産休のため欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は3名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 8番津滝俊幸です。

昨日、関東甲信は、梅雨入りをしたということでありまして、これから本格的な雨のシーズンに入っていくかなというところであります。

白馬村においては、農業法人の一部を残して、あらかたの皆さんの田植えが終了し、非常に緑も濃くなって、水鏡のように山が映し出される、とてもいい季節になりました。

我々農業をやっている人間は、五風十雨という言葉があります。これは、五日ごとに風が吹いて、十日ごとに雨が降るという意味であります。

気候が穏やかで、順調に豊作の兆しとされているという言葉のようであります。この言葉を流用すると、世の中が平穏無事であるということの意味のようであります。

世界を見ると、非常にきな臭い、非常に危うい状況になっています。ウクライナでは、何者かによるダムが決壊事故があって、農作物も含め、多くの皆さんの被害に遭われているというようなニュースも聞かれています。

日本でも、線状降水帯というものが多発し、先週も大きな災害が起きていますが、白馬村でも、大きな災害がこれからなく、無事に夏のシーズンを迎えられることを願っているというところであ

ります。

それでは、一般質問のほうに移らせていただきます。

今回は1問であります。多岐にわたっているため、非常に多くの時間を押さえていただくというようなことになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

人材と財源の確保とPPP/PFIの活用について。白馬村の将来へ向けて、いずれの事業を実行していくにも、人材確保と育成、財源確保に対する政策は急務です。

国では、新しい資本主義に向けた改革の取組（骨太の方針）として、PPP/PFIの活用等による官民連携の推進を強化していく方針が、昨年、閣議に決定されました。村では、PPP/PFI手法導入優先的検討規定を制定し、その活用に向けて動き出したところです。

また、昨今の行政業務の煩雑化による市町村における人手不足・人材不足が大きな課題となっております。村民の付託に応えられる人材確保と育成について、次のことについて伺います。

PPP/PFIについて。

1つ目、村で導入するに当たってのメリットとデメリットは何か。

2つ目、過去2回、サウンディングによるPFIの導入を検討された経緯があるが、その検討結果は。

3つ目、現在、図書館複合施設と八方池山荘について、PFIによる建設を検討しているようです。その進捗状況を伺います。

4つ目、その他、施設建設や業務運営について、今後PFIの導入について検討していくものがあるのか。

人材確保と育成について。

1つ目、どのような対策をとっているか。また、早期の中途退職者が続出している状況をどのように捉えているか。

2つ目、正職員に対して、会計年度任用職員の割合が多いが、その理由は。

3つ目、新規職員に地元出身者が少ない状況を鑑み、地元のことをどれだけ理解しているか。また、地元の者がいないことに将来に不安を感じているが、村長の考えを伺います。

財源確保について。

1つ目、当初予算から補助事業が不採択となり、観光関連の予算が大きく減額となりました。従前より自前の観光予算は乏しく、観光振興のための新たな税を創設していくこととなっているが、今後の対応について。

2つ目、白馬村都市計画税条例について、賦課徴収が延期され現在に至る状況だが、その理由と今後の対応について。

3つ目、ふるさと納税について、当初の想定をはるかに超え、昨年度も5億円余りの納税があり、ありがたいことだが、事務委託料手数料について納税額の1割を充てる契約となっている。このこ

とについて検討していくとしているが、具体的な対策はあるか。

4つ目、新たな財源確保についての考えはあるか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、津滝議員から、人材と財源の確保とPPP/PFIの活用について、3つの大項目に、全部で11項目のご質問をいただきましたので、少々長くなりますが、順次ご答弁申し上げます。

最初にPPP/PFIの活用についてお答えします。

初めに、官民が連携して公共サービスの提供を行なうことをいう、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆるPPPと、公共施設等の建設、維持、管理、運営等を民間の資金、経営能力等を活用して行なう手法をいう、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、いわゆるPFIを導入するに当たってのメリットとデメリットでございますが、議員がおっしゃるとおり、村では、平成29年7月に、白馬村PPP/PFI手法導入優先的検討ガイドラインを策定し運用してまいりました。

この中で、PFIのメリット、すなわち効果を、村民サービスの向上、事業の効率化及び財政負担の縮減や平準化、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図ることを目的として掲げています。

国では、人口20万人以上の地方公共団体に対して、多様なPPP、PFI手法導入を優先的に導入するよう促したわけですが、本村のような小規模自治体にとっても、民間のノウハウの活用によるサービス水準の向上や効率化、競争原理の導入による事業コストの縮減や財政支出の平準化は大きなメリットであります。

一方、デメリットではありますが、煩雑な手続と事務量の増大が、我々のような小規模自治体では大きなネックであるといえます。

また、PFI事業の導入に当たっては専門的な知識が必要であるため、コンサルタント等の助言を得て進めていくのが一般的であり、そのために事業の準備にかかるコストが、従来型の公共事業に比べて高くなってしまうということも挙げられます。

次に、過去2回、PFIの導入を検討した経緯があるが、その検討結果はとのご質問であります。まず総務課におきましては、平成29年度に国土交通省の先導的官民連携支援事業を活用し、新道の駅整備に係るPFI方式の活用可能性調査を実施した経過があります。

この調査の中での結論は、維持管理、運営期間を10年・15年・20年の3パターンを想定した場合、いずれのパターンにおいてもPFIの基本原則となるVFM、バリュー・フォー・マネーは3.4から5.0%という結果が示され、新道の駅整備については、資産上VFMがあるとみなして、PPP/PFIの導入可能性が確認できるという結果が得られました。

一方で、この手法を用いての新道の駅整備構想の具現化については、同時期にスノーピークによ

る平地観光拠点施設が整備されたことで、その後の構想実現には至っておりませんが、コロナ禍を経て、現在、道の駅の経営状況が向上してきている現状等を踏まえ、今後その結果を活用し、実現に向け検討していくことも考えられます。

次に、生涯学習スポーツ課では、図書館等複合施設において、昨年度に同じく国土交通省の先導的官民連携事業の採択を受け、サウンディング調査を実施しました。

従来方式で実施した場合の事業費を算出した上で、PFIや公共が資金調達を負担し設計、建設、運営を民間に委託する方式のDBO等の官民連携手法で実施した場合の事業費の削減率を比較したところ、試算によるVFMのメリットは、余り生じない結果となりました。

ただし、案件に対して参入意欲を持っている民間事業者は複数存在することが確認できたため、従来方式と同程度のコストで官民連携手法を選択できる可能性があることを把握できたところであります。

次に、図書館等複合施設と八方池山荘におけるPFI導入の進捗状況はとのご質問であります。図書館等複合施設については、村の財政状況から事業費を精査しているところであり、事業費を抑えても官民連携手法が実現し得るのか、民間事業者の参入条件等を確認しながら基本計画の見直しを進めているところであります。

八方池山荘のリニューアルにつきましては、昨年度、基本計画を策定し、本年度は官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査を行なうこととしており、国土交通省の先導的官民連携支援事業に申請し、現在はその結果を待っている状況です。

今年度の調査結果により、今後の作業内容が変わってきますが、官民連携手法による有効性が得られれば、来年度以降、特定事業の選定を行ない、業務概要、実施方針、業務行程、業務組織計画の設定、事業者の公募及び選定、選定された事業者との協定、契約締結等のアドバイザー業務に入っていくという流れになります。

最後に、今後、PFIの導入について検討していくものはあるかのご質問であります。本村の優先的検討ガイドラインに従って該当する公共施設整備事業に対して検討することになるわけですが、事業費の基準として、設計と建設を含む施設建設費がおおむね10億円以上、維持管理費、運営費が単年でおおむね1億円以上のものが対象というのが原則ですが、ほかの自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、PPP、BFI手法の活用について検討可能としております。

現在のところ、先ほど申し上げました八方池山荘リニューアル事業以外に、PFIの導入を検討している事業はございません。

続いて、大項目の2つ目、人材確保と育成について、順次答弁いたします。

最初に、人材の確保と育成に対しどのような対策を取っているかのご質問に対してお答えします。

将来の白馬村を背負って立つ人材の確保は、大変重要な課題であると認識しており、様々な手段

をもって人材確保に努めてまいりたいと考えております。

特に新卒者に対しては、通常の募集広報のほか、リクナビなど新卒者向けのサイトを活用し、学生が気軽に白馬村役場への就職に興味を持ってもらえるような窓口を整えているほか、保健師、社会福祉士など専門職については、大学・専門学校を積極的に訪問し、リクルート活動を実施したいと考えております。

また、来年度採用の職員募集案内では、一般事務職員の受験資格を30歳まで引き上げて募集中ではありますが、40歳前後の、いわゆる就職氷河期世代の方についても募集の検討をしているところであります。

一方で、少子高齢化が一段と進む中、なかなか新たな人材の確保が難しい状況が続いているのも現実でございます。いかにして白馬村役場を働く場として選んでいただけるのか、職場としての魅力ややりがいなどを、今後さらに発信していく努力が必要であると考えております。

次に、早期の中途退職者が出ている状況についてのご質問ですが、私としましては、職員には長く勤めていただき、白馬村を支えていく人材へと成長していつてもらうことを常に願っておるところ、早くに退職してしまう職員がいることは、とても残念に思っています。

退職されます職員には、それぞれ様々な事情があることは理解しておりますが、仕事上の悩みを抱えていた職員には、職場でのフォローアップを、もう少しできればよかったのではないかと反省するところもあります。

現在も、職員が仕事や健康上で抱えている問題を把握するためのストレスチェックや、安全衛生委員会での気になる職員の勤務状況の確認、問題を抱えている、抱えていそうな職員の早期把握など、職員が安心して仕事ができるよう、職場環境を整える取組を続けております。

職員が気軽に悩みを相談できるような風通しのよい職場づくりを進め、人材の確保と併せて長く安心して仕事ができる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、正職員に対して会計年度任用職員の割合が高いが、その理由はとのご質問ですが、白馬村役場における4月1日現在の職員数は、正規職員が102名、会計年度任用職員が139名で、会計年度任用職員の割合は全体の約58%となっており、非常に割合が高くなっているのは事実であります。

これは、行政が担う業務が、現在、非常に多岐にわたっており、正規職員のみで業務に当たることが事実上困難な状況にあることが原因であると考えております。

特に教育、保育など、専門性かつマンパワーが必要な職場に139名のうちの90名を配置しており、これは全国的にも同様かと思いますが、現場で必要とされる職員数を正規職員のみで満たすことは非常に困難であり、資格をお持ちの方を、数多く会計年度任用職員として雇用し、業務に当たっていただいているのが実情です。

白馬村といたしましても、専門職を中心に多岐にわたって業務を担っていただいている会計年度

任用職員の雇用は、今後どうしても必要でありますので、何とぞご理解をお願いいたしますとともに、正規職員を含め人材の確保に、引き続き努めてまいりたいと思います。

3点目のご質問、新規職員に地元出身者が少なく、村をどれだけ理解しているか、また将来に不安を感じる事への考えについてお答えします。

地方公共団体における職員採用試験の受験者数は、近年、民間企業の採用意欲が高いことや、学生が早期に内定をいただいた会社を優先するといった傾向などから、全国的にも減少していると聞いています。

地方公務員法における職員の任用は、受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づいて行なわなければならないと規定していることから、その職務の性格上、質・量ともに優秀な職員の確保に向けた取組が必要であることは言うまでもありません。

このため、質・量ともに優秀な人材を確保するためには、まず多くの方に職員採用試験を受験していただく必要があると考えます。そのためには、白馬村の魅力や白馬村での仕事のやりがいを第一に考えていただくことが重要です。

そういった点では、地元出身者も地元以外の出身であっても、公務員として必要とする人材の確保を最優先することが大切です。

しかしながら、津滝議員ご指摘のとおり、村のことをどれだけ理解しているのかといった点では、地元出身者は地域との関わりが少なからずあることは、地域の理解ということでは有利であると考えます。

地元の者がいないことについて不安という点については、白馬村人材育成基本方針に基づき、採用した職員を育成することにより補うことが必要と考えます。

人材育成基本方針における人材育成の目的は、職員一人一人の資質の向上にあり、さらに職員同士が連携することにより組織力の向上を図り、最終的に村民サービスの向上へつなげていくことを目指しています。

人材育成を効果的に進めていくためには、常日頃から個々の職員が積極的な自己啓発に努め、人材育成を推進することにより、職員の業務に対する知識や意識が高まり、よりよい業務遂行につながるほか、職員個人にとっても業務へのやりがいや、働きがいにつながるものと考えます。

全ての職員が、白馬村の人材育成システムを理解し、職員として必要な能力と意識、果たすべき役割、目指すべき方向性を自覚するとともに、長期的な視点で自身のキャリアを考え、効果的かつ効率的に自身の能力開発を行なうことを目指すことが、何より大切であります。

行政の業務を円滑にするためには、業務量や内容に対してきちんと職員を配置することや、白馬村役場の魅力や仕事のやりがいを広く知っていただき、そして地域からも働きやすい職場と呼ばれることをさらに目指しつつ、本村の多様性に対応できる優秀な職員を確保したいと考えます。

最後に、大項目の3つ目、財源確保について、順次答弁いたします。

最初に、観光振興のための新たな税を創出していくとなっているが、今後の対応はどの質問にお答えします。

今回のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）「恋人の聖地」広域市町村連携によるサステナブルな交流人口拡大事業につきましては、不採択ではなく一部採択という結果で、共同で申請を挙げた17市町村全てが同じ結果でありました。

採択となった共同事業部分については、今回採択にならなかった部分がなければ事業全体としての効果を期待することができないことから、代表団体が実施計画全体の取下げを行なったものであります。

この計画では、地方創生推進交付金を活用しながら、主に観光事業におけるDXの推進と国内外プロモーションの充実による交流人口の拡大を計画しており、コロナ禍からの観光再生が求められる一方で、労働力不足やデジタル化、環境対策といった課題が明確になる中、必要不可欠なものとして計上していました。

今回の申請取下げに伴い、財源と組立の両面からの再検討を行ない、事業を取捨選択しつつ事業費の圧縮も行ないながら、可能な事業は観光庁と国庫補助事業への応募を進め、予算の再構築を行ないました。

村が負担すべき金額につきましては、本定例会に補正予算案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今回の経験からも、交付金、補助金等は今後も積極的に活用する一方で、安定した自主財源の確保は重要であると改めて認識をしたところであり、3月議会定例会でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一時中断をしていた観光振興のための新たな財源確保について、本年度より準備を再開してまいりたいと考えています。

再開に当たっては、以前に271の施設から提出された要望書と417の施設から提出された決意書に正面から向き合い、まずは村の考えを示し、丁寧に意見交換を重ねることを最重要視してまいります。

それが整った上で、財源確保検討委員会から答申された報告書を尊重しつつ進めてまいりたいと考えており、それに備えて総務課には意見交換会の開催と新たな財源、観光財源の決定などの全体調整を、観光課には報告書の内容に記載されている使途決定組織の構築を、税務課には税の制度設計についてそれぞれ指示し、関係参加が連携して行なうように指示したところであります。

私としては、新たな観光財源の導入目標時期は定めてはいるものの、それにこだわることなく、たとえ時間を要したとしても、住民や事業者の皆様との意見交換を重ね、何よりそこを大事に丁寧に進めてまいりたいと考えています。

次に、都市計画税の賦課徴収の延期の理由と今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、都市計画税とは、住民税や固定資産税などの税収の使徒が定められていない税である普通

税とは異なり、一定の政策目的を遂げるために税収の使徒が定められている目的税でありますので、都市計画事業として実施する道路等の整備や、土地区画整理事業といった決められた一定の事業に使われる税金となります。

過去に、白馬村において都市計画税を財源として、都市計画事業として実施した事業は、昭和38年10月から昭和41年3月まで行なわれた白馬駅前広場の駅前商店街街路整備、及び昭和41年10月から昭和47年3月まで行なわれた白馬駅前から八方口までの県道白馬岳線の街路整備の2事業です。

都市計画税は目的税であると先ほど申し上げましたが、白馬村では2つの都市計画事業の財源とするため、昭和38年度から昭和47年度までの10年間、都市計画税を賦課徴収していました。

都市計画事業が終了した時点で目的税である都市計画税の賦課も終了となり、現在は、白馬村都市計画税条例第7条の規定により、課税猶予としております。

都市計画税は、地方税法第702条において、市町村は都市計画法に基づいて行なう都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行なう土地区画整理事業に要する費用に充てるため、土地または家屋の所有者に都市計画税を課することができる、できる規定として規定されており、また、国土交通省関東地方整備局のホームページには、都市計画事業とはという記載があり、内容は、都市計画事業とは国土交通大臣または都道府県知事の認可を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業を都市計画事業といいます。

さらに、都市計画施設の整備は全てを都市計画事業として実施しなければならないというものはありませんという記載があります。

以上のことから、今後の白馬村における都市計画税ですが、事業認可を得た上で実施する都市計画事業等を実施する場合には、税の賦課についての検討も必要と考えます。

次に、ふるさと納税の返礼品事務手数料の具体的対策はとのご質問ですが、まず、現状の指定管理者業務仕様書に定める、ふるさと納税返礼品業務の事務手数料については、寄附金額の40%を上限とし、原則として返礼品代金を30%、事務手数料を10%とするが、返礼品を希望しない寄附は対象外とすると定めております。

したがって、指定管理者の委託契約期間中の事務手数料の取扱いは、納税額の1割ではなく、この定めに基づいて支払い事務を行なっておりますのでご承知ください。

一方で、ふるさと納税寄附額は、平成26年度に初めて1億円を超え、以降、右肩上がりですべて寄附額が増加し、直近の令和4年度では、5億5,000万円を超える寄附額となっています。

こうした中、事務手数料の取扱いの見直しについて検討を始めているところですが、現時点での見直しの考え方は、一定の寄附額に達したときは、それ以降の寄附分の事務手数料については、支払い基準率10%分を減額するという方向で、委託先とのシミュレーションと調整を行なっているところでもあります。

最後に、新たな財源確保についての考えはあるかのご質問であります。観光財源のご質問に対する答弁のとおり、報告書において財源の候補として挙げられております。登山協力金、別荘等所有税、リフト利用者への課税などにつきましても、宿泊税の検討と並行して、意見交換や先進地の事例調査などを通じて、その可能性について探ってまいりたいと考えています。

また、企業版ふるさと納税の推進など、現在運用しています財源確保手段の強化のほか、ガバナメントクラウドファンディングの活用、ネーミングライツの検討など、新たな財源確保に向けた研究も、引き続き実施してまいりたいと考えています。

以上、津滝議員の一般質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私のほうで、質問事項は1項目なんですけど、実質的には大きく3つ聞いているということで、答弁のほうも、当然長くなるということになりましたが、いわゆる、今ここに掲げたことというのは、行政が抱えている一番大事なことを私は聞いたつもりで、1つまとめて聞いたということでもあります。

俗に言う企業経営をしていくときには、人・物・金ということが非常に重要視されていて、これがうまくリンクしないと経済を回していけないというような形になっています。

最近、そこには情報というものが入ってくるということになるわけですが、当然行政だっと同じことだと思えます。

PPP/PFIについては、結局、行政は福祉のために存在するわけですから、地方体は、ですので稼ぐという言い方が合っているかどうか分かりませんが、どういう手法で財源を求めていくかということは大事なことであって、そういうことで、ここで聞かせていただきました。

白馬村がこれからやろうとしている、例えば大きな施設としては、この図書館複合施設であったり八方池山荘、さらには公共施設でいくと小学校の統合の問題、少子化による学童が少なくなっているというような状況があります。それから地域交通網、これも非常にお金のかかる話かなと。

プラス観光というのは、私は、いわゆる招致産業だというふうに思っています。インフラがきちっと整っていないと、当たり前のことなんですけど、観光客の足は遠のいていくのかなと。

そこには当然、お客様がサービスを受ける、泊まっていただく施設であったり、見るべきもの、楽しんでいただくべきものがちゃんと整っていなければなりませんし、当然、輸送する交通手段もきちっと整っていなければいけないと。

今どきのことなので、情報関係についても、特に通信です。通信インフラについても、ある程度整っていかなければいけないのかなと。

それを、またサービスしていく側の人間、ここでは行政のことを聞いていますが、一般民間でも、やっぱり人の確保、人材の確保というのは、非常に大変な状況にはなっているかなと思います。

せっかく応募してきて、その組織に入っていて、これは官も民も同じなんですけど、入っ

てきていただいて途中で辞めていくという、ここには何か問題がそれぞれあるわけで、やっぱりこの問題をどういうふうに捉えていくかということが大事なかと、私はそんなふうに考えています。

今回、ある意味でこういったものを、行政側のほうは、私が一般に質問で聞くことによって、課題を抽出し整理をしていただいて、何をしていくのか、何をやっていかなければいけないか。それは、去年やっていたことと今年やっていることでは、私は違うと思っているんです。

ですから、これから先、今をどういうふうにやっていくのか、去年考えていたPFIと今年の考えていくPFIでは、私は違うと思っているし、PPPも同じだと思っています。

ですから、やっぱりそういうことを、私が一般質問で聞くことによって、皆さんも整理されていくと。

議会側は、特に私なんですけども、聞いている私としては、こういった課題があるんだけど、このことについて世の中はどういうふうに動いているのかと。やっぱり私自身がいろんなものを調べ、それを読み解く、読み解いていく。そして、住民の代表である我々が、いろんな場所でそういったことを、行政とともに新たな視点で考えていくというようなことが必要になります。

今回、私もいろいろ勉強させてもらいまして、PFI事業の導入の手引きというのがありまして、これは内閣府で出しているんですけども、読むだけで、もう本当に訳分からなくなって、さっき言った村長も、いつもスラスラとお話ししていただくんですけども、VFMですか、バリュー・フォー・マネーなんていう言葉もいっぱい出てきたりとか、これすらもよく理解できていないところがあつたりなんかするわけです。

さらに、後で聞きますけれども都市計画税についても、非常に……。

議長（太田伸子君） 津滝議員、質問に入ってください。

第8番（津滝俊幸君） 聞きます、聞きます。

ですので、都市計画税についても、非常に、何でこういうものがありながら、我々は勉強してきたこなかったというのも、一番大きな理由なのかなというふうに思っています。

そういう中で順次聞いていきますので、時間もありますから、簡潔に答弁のほうをよろしく願いしたいなというふうに思います。

それで、まずPFI/PPPは官民連携ということになるので、手法としてはPFIということになりますが、民間からのサンディングによる提案ということがあります。

一番大事なのは、庁内に対して、こういう推進体制が整えられるかどうかということなんですけど、これは総務課長か副村長にお答えいただくかなと思うんですけど、どうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 庁内の推進体制でございますけれども、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、いわゆる規定と、それとPFIの手法導入の優先的検討ガイドラインというのを独自に定めております。

特に関係してくるのは、このガイドラインの中にも触れているとおり、公共施設の、いわゆる再編整備計画であるとか、公営企業に当たっては、経営方針が固まった段階でどうしていくのかというテーブルにのせるというのが、ガイドラインで定めておりますので、それを、庁内全体的にどう考えるのかというものは当然のことながら、庁議の中で進めていくというようなことを考えているところです。

ただ、具体的な整備のターゲットとする施設というのは、先ほどの答弁にもありましたとおり、数がまだ少ないものですから、これをどういうふうにしていくのかというのは、国の内閣府の定めているガイドラインの規定等も直近で改正されておりますので、それを見ながら改正を加え、庁内での作業を進めていくという考えでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 1事業だけでも、例えば図書館複合施設、既にサンディングが終わっていて報告書も出ています。このVFMでどれだけの基準に基づきながらやっていくのかと。要するに、村では何%以上だったらPFIを導入する、導入しないという話になるかと思えます。

これから八方池山荘ですか、改修事業でやるということなんですけど、これ、2つ同時にやっていくことが可能でしょうか。例えば図書館複合施設は2028年、もしくは2029年、八方池山荘は2029年、5年後というような話になっていますけど、それまでに庁内を整えて、今言うような民間企業を導入して対応していくということは可能ですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） お答えします。

可能かと言われれば、先ほどの答弁にもありましたとおり、バリュー・フォー・マネー、いわゆる内閣府の指針でいくと2.6%というような基準もあります。それを超えるようであれば、いわゆる効果があるということになりますから、これは、もう全体的に進めるべきということになってこようかと思えます。

私も関わったことがありますけれども、サウンディングでマッチングするかどうかというところが一番大変であるというふうに、私も認識をしております。

それから先の作業というのは、事務量は多かったとしても、相手方との調整事項もありますが、それは事務量が良かったとしても進められますけれども、まずはサウンディング調査から浮き出てくる事業者さんがどれだけあるのか、どれだけ交渉ごとが必要なのか、そこら辺がマンパワーは必要だと思いますので、そこら辺に対して、しっかりと職員、また全庁で整えていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 先ほど、デメリットの中で事務量が大変多くなるという話がありましたが、事務量大けではなくて、結局新たな組織も、いわゆる民間と行政で新たな組織をつくらなきゃいけないということに、PFIを導入した場合、なっていかなきゃいけないわけですが、それでもやっぱり、そこでお金は必要になるわけですよ。

それで、国ではPFI推進機構、民間資金等活用推進機構というのがあって、この活用を促されているというような形になっています。

ちなみに、もう既に図書館についてはサウンディングが終わっているの、これで実際にどこの企業というか、民間でやるかどうかという話になっていくかと思えますし、八方池山荘については、今どういう状況ですか。サウンディングを今年やることになっていますけど、どういう状態になっていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 答弁にありましたが、現在、国土交通省の先導的官民連携支援事業、そういう補助事業に申請を出しているところであります。

実は1次で出したんですけれども、1次では通らなかったものですから、2次、6月の23日が締切りだったんですけれども、2次募集のところ、それまで国土交通省の担当の方とコミュニケーションを取りながら、いろいろアドバイスをいただいて、2次募集に手を挙げて、現在はその結果を待っているというところであります。

今年度、その採択の状況にもよりますけれども、サウンディング調査をやっていく予定にしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 1回目の、また、補助事業を落としてしまって、今、2回目挑戦しているという話ですけれども、先ほど言った、推進機構の助言を頂きながら、お金を出してくれるところになるんですけど、1,000億円ぐらいの資金を、この中で持っているというような話を、これはネット上に載っていますので、見ていただければいいかなと思います。

そうは言っても、やっぱりお金はどこからか持ってこなければいけないわけで、そういう、まず当てがあつての話で進めているのか、どうなのか。

先ほど、VFMについて、2.6%以上という話がありましたけれども、これというのは、実際には算定基準があるようでないということで、どれだけのサービスが受けられるかどうかということが、最終的な結論になっていくわけですけれども、結局、最後は行政単独でやるかどうかという話に、最後はなるかなというふうに思うんです。民間を入れるか入れないかというところも含めてです。

これは、村長にお伺いするんですけれども、図書館についてもそうですし、それから八方池山荘、

さらには違う市町村等では、学校の建物なんかも、このPFIを導入してやっているというところもあつたりなんかします。

一番多くは、ごみ処理施設とか、そういうような形が一番多いわけですが、そういうようなことについて、いやいや、もう民間入らなくても単独でも、VFMが上がらなくても、やるかやらないかというところだと思うんです。

このところの最後の決定権は、やっぱり村長の腹一つかなというところなんですけど、どういうふうなお考え、お持ちですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 対象とする施設がどういったものかというところによると思うんですが、まず、最優先すべきは住民福祉というところになると思いますので、住民の安心安全な生活にとって最低限必要なものから、こういう優先順位をつけていく中で、判断すべきものかと思います。

そうした中で、今、実際に例として挙がっている図書館、小学校、八方池山荘というものがあるんですが、図書館に関しては、言い方としては難しいですけど、もしなかったとしても命に関わるようなものではないというところで、いう意味での優先順位としては高くはないかもしれませんが、やはり住民の豊かな生活というようなところで考えた場合には必要な施設だろうと思いますし、学校については、これは教育を受ける上で必ず必要な施設ですので、優先順位としてはもう最上のところに来るのであるというふうに考えます。

八方池山荘に関しては、観光施設ということになるろうかと思いますが、それに対して行政でどこまでというお話になりますが、一方で、こちらは白馬村施策として、世界水準のオールシーズンマウンテンリゾートというところを目指す中では、非常に誘客効果の大きいものにはなってきましたので、そこによって多くのお客さんが来てくださることによって、いわゆる住民の皆さんが、観光事業者が多いですので、波及効果という意味での経済的メリットという意味では、非常に多いかと思います。これがないと命に関わるかというところではありますが、経済的な基盤がきちんとあるというのも住民生活にとっては非常に大きなものになってきますので、そういったことを総合的に勘案しながら判断するべきだとは思いますが、限られた財源の中で、そうした観点に基づいて、優先順位をつけて決定していくといったお答えになるろうかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 時間がありませんので、PFIについてはこのあたりでやめにしますけれども、導入において注意する事柄の中に、もちろんパートナーの選択というのは大事な仕事の中にあるんですけど、監視と評価の体制ということがあるかなと思います。これは行政側も、当然、一緒にタッグを組んでやっていくということになるんですけど、私たち議会もしっかりとその様子を、中身をきちっと理解しながら進めていかないと、これはうまくいかないのかなと。ですので、これ

行政にお願いになるわけですが、そういったようなことを、随時、進めていく中で議会側にもいろいろ情報を流していただいて、この監視と評価の体制をつくっていきたい、いけたらなというふうに思います。

また、さらに、よきパートナーが今後見つかることを期待していきたいなというふうに思っています。

それから、次に、人材の確保と育成についてです。

この中で一番私が申し上げたいのは、やはり試験を受けて正職員として入ってきた人間と会計年度任用職員と、やはり我々窓口というか、フロントで見ている側からすれば、どの方も同じにしか見えないということでもあります。ましてや、先ほど申し上げたように、村外、県外からお見えになられた方については全くもって面識がないわけでありまして、村民からすればどうなのという意見が多いかなというふうに思います。

ここのところで、これ総務課長にお伺いしますが、いわゆる責任ですよね。会計年度任用職員と正規職員、やはり当然正職員のほうが責任はもちろん重いということが当然あるわけですが、この中、庁内の中でどういうふうな区割りで行なわれているかどうかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 責任の関係についてお答えいたします。

ご承知のことかと思いますが、過去には臨時職員ですとか、嘱託職員ですとか、自治体によってもいろいろな呼び方があったんですけども、今全て会計年度任用職員ということで統一をされております。

そのときの地方公務員法の改正、これまであった、いわゆるサービスの部分なんですけれども、会計年度任用職員も正規職員と同様に、例えば、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務に専念する義務、政治行為等の制限、我々と全く同様なサービス規定が地方公務員法のほうでうたわれております。ただ、パートタイムに関しましては、営利企業への従事等の制限という部分はないわけでございます。

そういったことで、ほぼサービスについては同様であると。それに伴いまして、じゃあ、実際にやる業務はどうなんだろうというところでいきますと、例えば、上司の決裁を受ける仕事、村長決裁、副村長決裁、総務課長決裁等がありますけれども、これは全く会計年度任用職員も正規職員も自分の権限にないものは上司の決裁を仰ぐということで全く同様でございます。

あと、窓口等で現金を取り扱っている職員がいると思いますけれども、これも村のほうでは白馬村出納員及びその他会計職員設置規則というものを設けておりまして、会計年度任用職員にも現金取扱人ということで命じておりますので、これも全く同様でございます。唯一違うのは、税務課の職員には徴税吏員という業務を村長から委任をしています。

この徴税吏員というのは、滞納処分をしたり、質問検査をしたりと、そういった公権力の行使というものがあるんですけども、これは会計年度任用職員には充てられないということになっておりますので、この辺が明確に違うところでございます。

あと、同じ責任ということで、保育園の保育士なんですけれども、産休等で正規職員が欠けた場合、担当が欠ける場合がございます。こういうときには国の制度の臨時的任用ということにしておりますので、今年まで会計年度任用職員だった職員が、次の年には臨時的任用ということで身分を変えて、全く正規職員と同様の給与体系になっていくということで取扱いを分けているというところがお答えでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 俗にいう、内規、コンプライアンスについては、正職員は当然ですが、会計年度任用職員の皆様にもしっかりとご理解をしていただいて、努めていただくと。

他方、保育園等でいろんなそういう、車の中に置き去りになったり、それから間違っただけを誤飲させてしまったりというような、間違っただけということが起きたりなんかしています。ですので、内規では規定できない、やはり一般的に、最近では常識というような言葉もちょっと増えてきていますけれども、やはりそういうことも、これは正職員からちゃんと伝えていかないといけないのかなど。そういう意味では、正職員に対して大きな責任があるかなというふうに思いますので、そここのところはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それで、もう1つ、やはり中途退職の人たちに対しての対応ということなんですけれども、いわゆる新卒で入ってくる人たち、最近、Z世代というような言い方をされていますけれども、30歳以下ぐらいの、さっき30歳まで一応広げたというような話もありましたけれども、募集で入ってくる人。この世代の人たちには、非常に具体的な指示が必要ですよとされています。

もう何かというと、ここに書けとか、これをここからここへ動かせとかいうような、本当具体的な指示が必要だということです。5W2Hという言葉がありますけど、いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どうして、幾らというようなことになるんですけども。こういうような、いわゆる報告、連絡みたいな、相談みたいなことというのは、これとても大事で、先ほどの村長答弁の中にも、職場環境をしっかりと整えていくというような話がありました。

それから、属人化させない組織ということ。組織の向上力アップというような話がありましたけど、属人化というのは、1人の仕事に全てお任せして、その人がいなくなってしまうとほかの人がその仕事ができなくなるという、そういうことなんですけど。そうさせないために、白馬村では人事異動とかというようなこともあったり、最近では、任用職員についても異動させたりなんかするというようなことをやられているので、それはとても評価するに値するんですけど。この組織力をどのようにアップさせていくかというのは、とても大事なことなのかなというふうに思うんですけ

ど。

これ再度、お伺いするんですけど、今新しく入ってきた若い世代の人たち、それから今いる人たちに、先ほどいろんな、こんなこと、あんなことというようなことを言っていましたけど、これは村長、副村長どちらもでもいいですが、属人化させていかない組織運営というのは、これとても向上させていくために必要だと思うんですけど、どうですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 組織のいわゆる持続的に行なっていくためには、先ほどZ世代というお言葉もありましたが、白馬村の職員の年齢構成を見ますと、非常にピラミッドが崩れているという現状です。特に国のほうでも言っている、いわゆる就職氷河期世代、国では35から55というような定めもありますけれども、この年齢の中を見ても、男性でも5人、女性でも9人ということで全くいない年層がいる。これも埋めていかなければ、いわゆる職務、職能という、いわゆる肩書のところでしっかりとそれを受けながら、上司が部下に、部下、係長職から下にというような体制が整えられなくなりますので、その辺についてはしっかりと職員体制を整えるということが、先ほどの村長答弁にもありましたとおり、空白の年代を埋めていくということも必要かというのが組織力の強化になろうかと思っておりますので、その辺についても今年度しっかりと検証しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） よろしくお願いいいたします。

次に、財源のところに行きます。

先ほどの都市計画税徴収猶予が続いていて、今後は、今のところ、徴収猶予を続けていくというような話だったかなと思います。いわゆるこれも目的税でありまして、私も知らなかった、10年間は徴収した経緯が過去にあったなんていう話も今、聞かせてもらいました。

それから、村長答弁にもありましたようにふるさと納税だとか、それから、新たな観光税ということこれから考えていくというような話になっているんですけど、これも一応目的税で。それ以外に、白馬村では入湯税が目的税の中に入ってくるかなというふうに思うんですけども。やはりこの辺しっかりともう一回見直しをかけながら、さっきそういうようなことをやりながらという話がありましたが、それで新たな税をどういうふうに構築していくかということが必要なのかなというふうに思っているんですよ。

それで、再度、都市計画税についても一度お伺いするんですけど、これ徴収してもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 都市計画税の賦課の再開というご質問であります。国土交通省

のほうで都市計画運用指針というものが今年の5月に第12版が策定されております。

その中で、都市計画区域、都市計画税の賦課について述べられている部分がございます。村長答弁にありましたが、大臣または県知事の認可を受けて行なう都市計画施設の整備事業がこれに当たるわけですが、その整備の中について、通常の保守点検または清掃といった簡易的なものはこの整備には含まないというふうに規定されておりますので、通常の維持管理にその費用を充てる。要は、都市計画税を充てるということは、国としては認めないという書き方がありますので、新たに認可を受けて道路を整備するまたは整備した道路を再構築するといった事業があれば、賦課が可能かというように解釈をいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は……。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 都市計画税の考え方については、ただいま税務課長が申したとおりなんですけれども、現状での国全体での都市計画税の考え方について今、各自治体が、いろいろ賛否があるという部分をちょっとお伝えをしたいと思います。

というのも、都市計画税については、都市計画区域内における土地建物について賦課をかけるということになるんですけれども、それが固定資産税との関わり方がよく分からないということで、その賦課自体を二重課税じゃないかというような判断を住民の方がされかねないというところがあります。それを対応するために、とある自治体では、いわゆる都市計画税を廃止をして、固定資産税に上乘せをするということで超過課税で取っているというような自治体もあります。先ほど津滝議員がおっしゃったとおり、宿泊税の関係と入湯税の関わりのように、固定資産税と都市計画税の関わりということも検証する必要があるというところだけ申しさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと1分13秒です。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 質問が多岐にわたったので、もう時間がありませんので、これで終わりにいたしますけれども、私はやはり、最終的には白馬の経済を回すことが財源を豊かにすることにつながるのかなということであります。ぜひ、そのあたりのところを中心に据えながら、行政運営に努めていただければなというふうに思います。私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 11番丸山勇太郎です。村長冒頭のご挨拶にもありましたとおり、この6月議会で定例会一巡、また、4月に大きな人事異動もございましたことから、私の今日質問するこの質問は、3月議会前にもうつくってあったんですけども、この6月にしたという次第です。満を持してやらさせていただきます。お願いいたします。

お題目は、村の姿勢を反映する条例についてです。

美しい自然環境を有し、外国人が多く訪れ、また居住するようになった白馬村は、他の自治体に増して、観光、環境、景観、共生には特に配慮する必要があり、これ4つともローマ字表記でどれもKなので、4Kとさせていただきます。幾つか独自条例を持っています。それらを持つことは村の姿勢を内外に示すことであり、自らの規範とする意味もあります。

しかし、現実には多くの条例やその他例規は、役場職員であっても常日頃それを丸ごと暗記し意識しているというものでもありませんし、村民や事業者、また観光客への浸透は、意識的に繰り返し、繰り返し啓発しない限りほぼあり得ません。また、村の姿勢を反映する条例こそ定期的に検証して、必要なら改正する心構えが必要です。

一方、諸般の情勢を踏まえ、新たに制定することによって、改めて村の姿勢や考え方を示す必要があると考える条例もあります。

次の条例について、改正または制定、及び普及・啓発についての村長の考えを伺います。

1、制定から8年目となる「美しい村と快適な生活環境を守る条例」の改正。

2、前半部分が愛知県半田市の同名条例に酷似した「多文化共生社会の推進に関する条例」の改正。

3、否決から廃止の道をたどった「環境基本条例」の再制定、あるいは環境保全や気候変動への取組姿勢を示す新条例の制定。

4、遭難事故が相次いだバックカントリー滑走に対して、野沢温泉村の「スキー場安全条例」と同等条例の制定。

5、これらに加え、景観条例や開発行為の調整条例、開発指導要綱など、白馬村の大切なルールや村の姿勢をきちんと示す必要のある例規の啓発と、より浸透を図る施策展開の考えを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山勇太郎議員から村の姿勢を反映する条例について、5項目の質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、制定から8年目となる美しい村と快適な生活環境を守る条例の改正についてのご質問でございます。

通称マナー条例につきましては、関係する全ての人々が責任を持ち、相互に協力して、幸せを感じて快適に過ごせる村づくりを目指すことを基本理念に、平成27年に制定しました。

本条例では、8項目の禁止事項などを規定しており、罰則規定こそございませんが、特に冬季

シーズンに多く発生する迷惑行為に対しては、本条例を根拠に村はもちろんのこと、警察等も現場対応に当たっていると聞いており、迷惑行為防止に対して一定の効果があるものと考えております。

また、チラシやポスターに掲示する文言や内容についても、限られたスペースにその時々的事象に合わせた重要事項を中心に多言語で記載するよう努めており、同じマナー条例を根拠にした上でも見せ方については、状況に合わせた変更を加えてきており、一定の効果を発揮していると考えております。

この5月30日には、白馬村交番、関係行政区の役員、観光事業者の皆様にお集まりいただき、マナー条例等情報交換会として、先シーズンにおける迷惑行為や、今後懸念される事柄などについて情報、意見の交換を行ないました。頂いた情報、ご意見につきましては、関係者、関係団体で共有し、今後の対策にも生かせるものと考えております。

現在のところ、同情報交換会でのご意見も踏まえた上で、本条例の今すぐの改正は考えておりませんが、コロナ禍を経て、これまでとは違う状況が発生してきているという現状もあり、一方で、警察の負担等も考慮しながら、内容については状況に応じ、ある程度の頻度で検討する必要があると考えます。

本条例にも規定されているように、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、去るシーズンも新たに長野白馬線の車内での映像やYouTube、ユーテレ、大使館を通じた発信などを始めましたが、今後もさらに広報等による啓発活動、そのほかの施策を引き続き、関係機関と連携、協力しながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、白馬村多文化共生社会の推進に関する条例についてであります。

この条例は、白馬村において、外国人住民と白馬村の住民が互いの文化を認め合い、人権を尊重し、その文化や習慣のもとで共に生きていく多文化共生社会の推進に寄与することを目的に制定し、個人の能力を発揮する機会が確保されること。一社会の対等な構成員として、様々な活動に参画できるように有意すること及び偏見や差別意識を解消し、外国人住民が持つ多様性を認めることの3つの基本理念を掲げるとともに、その基本理念のもと、村、議会、事業者及び村民のそれぞれの責務をうたっているものであり、現条例が白馬村の現状に鑑みて大きく足りない部分があるといった状況はないと考えられるため、こちらも現在のところ、本条例のすぐの改正等は考えておりません。

しかしながら、私としましては、例えば、「第1条の白馬村において国籍の異なる人々（以下、外国人住民という）と白馬村の住民（以下、村民という）が互いの文化を認め合い」、こういった文言がありますが、外国人住民と白馬村の住民というような表現などについては時代に即していないと感じる部分もあり、また住民構成の変化などから、新たに必要となるものも今後出てくる可能性もあることから、今後は白馬村の現状や時代背景にも合わせて、必要に応じ検討していく必要があると考えています。

また、現在進行中の白馬村第5次総合計画では、白馬村の豊かさとは何か、多様であることから交流し、学び合い、成長する村の理念のもと、将来の白馬村のあるべき姿を想像しながら各種の施策に取り組んでいるところであり、こうした基本計画との整合性を図る観点からも、引き続き、この条例に定める基本理念を推進し、住民への啓発に努めてまいりたいと考えます。

次に、3つ目の環境基本条例の再制定、あるいは新条例の制定についてであります。初めに、環境基本条例とは、基本、地方公共団体が環境の保全に関する基本的事項を定めた条例であり、平成5年11月に国において環境基本法が制定され、地方自治体においても自らの地域における環境行政の基本となる事項を条例として定める動きが進んできたものです。その内容は、国の環境基本法にならい、条例の目的、定義、各主体の責務規定、環境基本計画の策定の位置づけ、基本的施策の提示、環境審議会の設置などが定められるのが一般的であるとされており、本村においても目的や基本理念、村、村民、事業者の責務、さらに良質な景観の形成や開発基準の遵守等を加えて定められた環境基本条例が平成12年に施行されました。

そうした中、昨年11月から景観行政団体に移行することから、白馬村景観条例が制定され、開発については、白馬村開発行為の調整等に関する条例が制定されるに伴い、環境基本条例でうたわれていたそれら部分に関しては個別に条例が制定されることになったため、環境基本条例については、両条例の項目にならない、残る項目についてうたった理念条例として残すものとして提案いたしました。

しかしながら、昨年9月の議会におきまして、理念条例の内容について形式的な書かれ方で心に響くような理念になっていない、白馬村の環境と地球環境を守り、持続可能な社会をつくっていくベースとある心強い条例で、格調高く、品格があるものになっていない等の理由から否決となり、一方で、白馬村景観条例と白馬村開発行為の調整等に関する条例についてはお認めいただいたことから、当初の環境基本条例が残ったままであると重複してしまう項目があり、二重条例となってしまうことから、翌12月定例会で環境基本条例につき廃止を上程し、お認めいただきました。

その上で今後についての考えですが、同理念条例がない状態でも、上位法の環境基本法や他の個別条例等があるため、大きな弊害がすぐに達成するものではないと考えておりますが、白馬村は自然環境の恩恵で成り立っている村であり、また、気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を他の自治体に先んじて発出している村であることから、環境保全や気候変動に対する姿勢は非常に重要であると考えております。そうした中で、環境への取組に対する基本姿勢を示し、行政、住民、事業者、関係者のよりどころとなる思想的な根拠となる理念や考え方の存在が必要であると感じています。

そして、それらがうたわれた条例の制定に当たっては、昨年9月定例会で頂いたご意見も十分に踏まえ、他の地方自治体から先進事例として注目されることにも耐え得る内容で、後世に残すに当たってふさわしいものであることが重要であると考えております。

以上のことから、この制定時期については、なるべく早い段階でとは思っておりますが、スピードを重視するあまり内容が不十分なものになってはいけませんし、これまでの経緯から議会の皆様にもご理解いただかなくてはならない状況もございますので、それらをしっかりとクリアした上で、できる限り早く進めてまいりたいと考えております。

次に、バックカントリー滑走に対する条例の制定であります。まず、近年多発しておりますバックカントリーの際の雪崩等による事故により尊い命を落とされた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

先ほどの答弁でもお伝えしました、先月30日に開催しましたマナー条例等に関する情報交換会議の中で、去る冬シーズンにおける事故等の報告が警察署よりありました。当山岳エリアにおけるバックカントリー遭難発生状況は、道迷い3名、行方不明2名、病気1名、転倒・滑落による負傷4名、雪崩による負傷1名、死亡2名と、バックカントリーによる事故が多く発生している現状があることを事実として認識しております。

その上で、野沢温泉村のスキー場安全条例を見ますと、この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場におけるスキー場利用者と野沢温泉村及び指定管理者の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにするを目的としております。あくまで野沢温泉村の村有地であるスキー場エリアにおける事故防止の内容となっており、当村でいう、スキー場より上部の国立公園等の山岳地帯でのバックカントリーを対象にするものではありません。

また、野沢温泉村はスキー場が村営ですが、白馬村の場合は各事業者がスキー場を運営しています。それぞれのスキー場では、スキー場約款を定めており、その中で野沢温泉村の条例が規定するほぼ全てが網羅されています。ちなみに、八方尾根スキー場約款では遭難救助費用の負担についても触れており、バックカントリーにおいて、スキー場が遭難救助活動を行なった場合の費用負担が明記されています。

また、Hakuba Valleyエリアでは、スキー場とバックカントリーを安全に楽しむために必要な情報を安全上の注意事項、セーフティチップスとしてまとめ、エリア全体でバックカントリーにおける遭難防止に取り組んでいます。

そのほか八方尾根スキー場では、ゴンドラリストの片道チケットの購入には登山届の提出を義務づけし、遭難予防に取り組んでいただいております。

野沢温泉村のスキー場安全条例の第11条では、スキーヤーは、スキー場区域に属さない区域において発生した事故により捜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならないとして捜索費費用便弁償につき記載していますが、場外でのバックカントリーは不可ではなく自己責任になりますというものである旨、野沢温泉村にも確認をいたしました。そのため、単に野沢温泉と同様の条例では、山岳エリアにおけるバックカントリー事故防止に資するものにはならな

いと考えます。

その上で、バックカントリーによる事故が多く発生している現状に鑑みますと、何らかの対策が必要であり、十分な装備や準備をすること、天候に気をつけること、地元ガイドをつけることを推奨することに加え、野沢温泉村のように費用弁償につき、スキー場エリア外については、全て自己負担になる旨、明記することは一つの方法であると考えられますが、これについては、グリーンシーズンの登山も全く同様であるため、長野県登山安全条例の改正で対応していくのが適切であると考えています。

バックカントリーは山岳エリアにおける登山の範疇にあり、また、去るシーズンのバックカントリーによる死亡事故も自治体としては小谷村に当たり、白馬村のみで制定してもその効果が及ばず、県内で多くの遭難があるため、全域での同様の対応が必要であります。

加えて、県には、長野県警察山岳遭難救助隊といった有事に対応できる組織があり、説得力と抑止力を有する条例にすることができ、県としても、この冬の遭難事故の多発に強い問題意識を持っております。

以上のことから、長野県には県条例の改正をすべきとの意見を既に伝えており、県の反応を踏まえ、協議していく予定であります。

また、村としましては、安全対策への周知については、より一層、強化が必要であると考えますので、特に冬シーズンが近づいてまいりましたら、関係機関と連携しながら、各種媒体を通じ、多言語で頻繁に発信する努力をしてみたいと思います。

最後に、例規の啓発と浸透を図る施策展開についてであります。ご質問にあります景観条例、開発調整条例、開発指導要綱についてお答えします。

まず、本年度、景観関係の住民向けガイドラインを作成することで予算を計上しておりますことから、現在、担当の建設課において、その策定作業を行なっているところでございます。

したがって、第一段階としては、このガイドラインを主体的に活用して、事業者や住民への啓発を進めていくとともに、ホームページや広報誌など、あらゆる媒体も使って周知に努めてまいりたいと考えております。

また、これと並行して、村内関係団体、建築事業者、建築士、景観育成住民協定地区などとの連携を含め、条例や計画の趣旨について共通の認識を持っていただくことも重要ですので、連絡会議のようなものを定期的で開催し、情報共有と課題の把握に努めてまいりたいと思います。

以上、丸山勇太郎議員の一般質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 答弁いただきました。

通告書の中で、観光、環境、景観、共生、この4つのK、ローマ字の表記の4つのK、これも大事だということを言いましたけれども、この4つのKを勝手に並べ替えて、この村のありようを一

文つくってみました。ちょっと村長に感想をお聞きしたいのですが。この4つの単語を盛り込んだだけの一文ですよ。白馬村は計り知れない財産である環境や景観を大切に、来訪される内外の観光客や増えてきた外国籍住民との共生共栄を図りながら観光的発展を期すことを最大目標とする村としてみましたが、村長、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 4つのキーワードを見事に今の現状に盛り込んだ文章だというふうに感じました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） そういう中で、今日質問したところの、こういう村の姿勢を反映する条例というのは、私は必要だと思うんですよ。ところが、今の村長答弁では、1問をいわゆるマナー条例、すぐに改正を考えていない。

次の、多文化共生社会の推進に関する条例の改正、これもすぐに改正を考えていない。

環境基本条例は、上位法があるので、直ちに弊害がないが重要であるので、スピード重視ではなく、ゆっくり作りたい。スキー場安全条例は、独自にはつくらないと。何かやらない方向での答弁のように感じました。

1つずつ、ちょっとそれでいいのという部分で再質問させていただきますけれども、まず、美しい村と快適な生活環境を守る条例、これつくったときから、通称マナー条例、マナー条例と。これ平成27年当時、この条例を定めたのは、私が職員を辞めた後、平成26年、27年と2年間八方区長をやったんですけども、2年目の27年の八方区長だった4月の区長会議で迷惑防止条例をつくってくれと区長会で要望しまして、当時、総務課の補佐だった総務課長が、田中総務課長がつくったというふうに記憶しております。同年の12月にこれが議会で制定され、区長会議にも示されました。つくったときから、これは完成版ではないと言っていたんですよ。当時の副村長は、そうはっきり言っています。これは、もうはっきり私、記憶にとどめていまして、議会でも一般質問をしたことがあります。そのときは総務課長だった吉田、今の副村長、シーズンが終わったごとに検証して、見直すところは見直すところ。ところが、7シーズン過ぎましたけど、結局、改正はされていないわけで。直近、2シーズンはおっしゃったシーズンでしたからしょうがないんですけども、その前の4シーズンとこの終わったシーズン、先ごろ、5月30日には意見交換会もあったという話ですので。そういう中で、検証につながるような意見が出なかったのか、本当に見直す必要がないのかということ、再度、お聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

この会議の中では、実際にマナー条例のこの文言、あるいはこの禁止規定のほかにもこういうこと

を盛り込んでほしいというような意見は出ておりませんでした。また、交番の署長のほうからは、このマナー条例があるおかげとちょっと言い過ぎなんですけど、このマナー条例に書いてある行為について我々は指導ができるというようなことをおっしゃっていただきました。

ただ、1点、会議に始まる前の署長との話の中では、実際、アルコール類を販売するのに今、キッチンカーで販売をしているケースがあるということで、このマナー条例のほうでいきますと、あくまでも店舗で午前2時というような規定を設けていて、キッチンカーが当てはまらないというようなことがございまして、そういった細かいところがございました。

また、以前からこの条例について罰則というようなものをとというようなご意見がございましたけれども、この辺につきましても、具体的に罰則をもっと厳しく結論等で法で取り締まれ、あるいは過料にして、役場職員が行なって取り締まれというような意見は特に出ておりませんでした。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 罰則も私は無理につけなくてもいいです。一時期は罰則規定があったほうが良いような考えを持っていましたけれども、罰則規定があってもなくても警察がどれだけ動くかという部分になるんですね。だから、それはいいんだけど、この第2章、禁止行為の中に、何人も何々してはならないというのが幾つもあるわけ。全部で8つですかね。あるんですけど、私はカテゴリーが違うと思うんです。それぞれ。

まず一つ、空き缶、空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻の投げ捨て、それと深夜の花火、路上スキー、歩きたばこ、歩き飲酒、これが1つのカテゴリーだと思うんですよ。ちょっと順序を変えて言いますけれども、飼い犬のふんの始末、車、あるいは廃車の放置、空き家とその敷地の適正管理、これがまた1つのカテゴリー。それにまた、違うのに、違うカテゴリーで飲食店の午前2時過ぎまでの営業。最初の投げ捨てとか深夜の花火、路上スキー、歩きたばこ、歩き飲酒、これは、これこそ観光客に期待するマナーだと思うんです。あるいはモラルといいますかね。マナーとモラルとルールというのは少しずつ違うと思うんですが。それは今、観光客に期待するもの。

次の飼い犬のふんの始末、車、あるいは廃車の放置、空き家その敷地の適正管理、これは村民に期待する環境保全の項目だと思うんですよ。村民に期待するルールだと思うんです。だから、こういうものは、最初のほうのやつはマナー条例でもいい。今のやつは、私は、次につくる環境基本条例だとかなんか盛り込んでいくものではないかと思うんです。

最後、飲食店の午前2時過ぎまでの営業というのは、これは、良質な観光地経営のための営業ルールだと思うんですよ。だから、これは、むしろ、またマナー条例とはまたちょっと違って仮称ですけど、私の考えだから仮称の条例ですが、観光地経営条例とかね、そういうような条例をつくって定めていくべきものではないかと。そういう3つの性質の違ったカテゴリーがこの通称マナー条例と言われている、美しい村と快適な生活環境を守る条例に混在していると思うんですが、

いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

確かに、そのとおりでございます。先ほど平成27年当時の話をされましたけれども、区長会議が終わった後に村長のほうから、何とか次の冬にまでにつくれということで6か月間ぐらいですかね、集中的につくりました。ただ単につくるだけじゃなくて、外国人との共生会議、あるいは先進地の視察、あと村民へのアンケート調査、パブリックコメント、大体、こういった条例をつくる時の手法は全て組み込んでやりました。今おっしゃったとおりです。もっと言いますと、既に刑法等で決まっていることも入っていたり、道路交通法で決まっていることも入っていたりします。この選択というのは、アンケートの中で特に迷惑と感じているものをもう上位から8つ選びました。ですから、今言われたような区分けというものは当然できていなくて、村民が迷惑だと思っていることを並べたと、そういうことでございます。つくった意図としては、本当にまさにそのとおり、関係なく、村民の意図でつくっているというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 先ほどもちょっと言いましたけど、マナーとモラルとルールは少しずつ違うと思います。

迎える側の決まりや守るべきこと、それと観光客、要するに、観光する側の決まりが守っていただくべきことというのは両方あっていいと思うんですよね。それが両方あってこそリゾートだと思えますし。

これちょうど、ちょっと前、半月ぐらい前でしたかね、NHKのクローズアップ現代のオーバーツーリズムの回で、観光する側にも一定の決まりを守ってもらうことはあっていいというふうに識者がおっしゃった。まさにそのとおりだなと思って。だから、白馬村がつくったマナー条例というのはこれあってもいい条例なんだと、そのとき思いました。でも、ちょっと混在しているなという。だから、そのところをちょっと整理する中で、もうちょっと整理する中で、マナーとしてやはりやっていただきたい、守っていただきたいことはまだまだあると思うんですよ。まだまだあると思うんです。だから、さっきの村長答弁書の、まだちょっとしばらくは直さないじゃなくて、せっかく私、こうやって一般質問をするんだから、優秀な田中総務課長、ちょっとまた一肌脱いで直しませんか、これ。

それともう1つ言いたいのは、これもう、通称マナー条例という言い方を最初からして、今その通称すらも取って、マナー条例、マナー条例と言っているんだけど、いっそのこと、白馬村マナー条例というのを正式タイトルにしませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

マナーなのか、モラルなのか、これパブリックコメントのときの意見がございまして、非常にパブコメには、我々、回答するんですけども、非常に回答に苦慮したという記憶がございまして。

当時、外国人の方と打合せとか会議を持つ中で、白馬に来ている、当時、オーストラリア人の方が多かったんですけども、要は、こういったことは日本ではやっちゃいけないんだよ、白馬ではやっちゃいけないんだよということを示せば絶対守ってくれるんだというふうに言われておりまして、つくったというところですよ。

ただ、おっしゃいますとおり、それから何年もたっておりますし、日本、あるいは白馬が外国のお客様を迎えるときのマインドも大分変わってきておりますので、この条例に限らず、後ほど多文化共生のほうのお話もあるかと思っておりますけれども、今おっしゃったようなことも踏まえながら研究していくという気持ちは十分にございまして、ご理解いただきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 私も今、総務課長が言った意見と全く同感です。きちんと示せば都会の人は守ってくれるし、外国人も守りますと私は信じています。示せていないんですよ。普及させていないんですよ、十分に。これに尽きると思っています。この村を一流の観光地、リゾートにしていくなれば、改めて条例をしっかりと整備して、繰り返し繰り返し啓発して、村の姿勢を毅然とした態度で示すことが必要だと、それが一流の観光地、真のリゾートになる道だというふうに私は思っております。

次に、2つ目のほうの多文化共生社会の推進に関する条例ですけども、これは2年半前、委員会の圧倒的否決、当時、私が総務社会委員長でしたけれども、1対4、私を除いても1対4で否決した。私も反対でしたから、1対5で否決したことが最終日の採決で可決に持っていかれた、とても記憶に残る条例です。

私を含め、当時、反対した議員が何に違和感を持ったかということなんですけれども、そのために今回資料を、当日資料をお配りしてございます。見ていただきたいと思っております。これ当時から、どこかのやつを参考にしたでしょうということももうすぐ分かったんですよ。すぐにそれが愛知県半田市のものだということもすぐ分かりました。今、ある課長職の人は、もう今、課長職ではないです。課長職の人が教えてくれましたよ、これ半田市のやつです、をまねしたものです。まねしたっていいんです。優秀なものはまねしたっていいんです。でも、半田市のやつはおかしな部分があるんですよ。それは何かというと、1ページから2ページにかけて、それぞれの責務がありますよね。御覧のとおり、向こうは市だから市、こっちは村だから村ですけども、村の責務、議会の責務、事業者の責務、村民の責務。これも一目瞭然、まるっきり一緒なんですよね。何がおかしいと、議会の責務なんです。この多文化共生社会を推進に議会が特別な役割は私はないと思うんですよ。議会もまた行政組織の一部だと私は思っておりまして、もちろん一定の距離感を持つ

たチェック機関ではありますけれども。だから、議会も村の責務の中に入りますよ。あるいは家へ帰れば、一村民として村民の責務もあるわけですが、この多文化共生社会をつくり上げるのに議会が特別な役割はないですよ。ここがおかしいんです。そのとき、みんなそう思ったんです。何か違和感を持ったんです。この前半部分には、

もう半分は、当時、元気づくり支援金を利用して、外国人不動産情報データベースをつくったり、つくりたい。あるいは情報発信のそういうこととかの仕組みをつくりたい、それは結構だったんです。だから、後半だけでつくったらどうですかなんていうことも同僚議員が、当時、言ったのを覚えています。これやはり議会の責務というのはいけません。むしろ、外国人の責務こそ必要なんです。それは何かというと、外国人の居住に関しては、半田市と白馬村は、根本的に外国人の居住目的が違うんですよ。半田市というのは、これチャットなんかじゃなくてB i n gで調べたんですけども、ちょっと読ませてもらいますけど。

半田市は、酢で有名なミツカングループをはじめとする、伝統的な醸造業や畜産業に加え、鉄鋼、金属製品が主な産業。また、自動車関連産業や航空宇宙関連産業も加わり、多種多様な産業構成のまちになっている。要するに、こういう多種多様な業種につく労働者としての外国人が、多分、多いんじゃないかと思えます。ところが、白馬村の外国人居住者というのは、いわば同業者なんです。いわば。同じ宿泊業や、飲食業や、送客業や、不動産業を営みに来ている同業者なんです。だから、外国人の責務というのは、白馬村でつくる多文化共生社会の推進に合わせる条例が必要だと私は思うんです。

そこで、ちょっと先ほど配った資料の一番最後のほうに私の修正案をつくってみました。ちょっと御覧ください。

したがって、例えば、第2条、現行は、外国人が持つ多様性を認めるじゃなくて、互いに多様性を認める。

村の責務、村は、前条の基本理念に基づく施策を推進し、外国人住民の居住自体や不動産所有の実態などの情報収集に努め、外国人住民並びに村民に対し、多様であることから交流し、学び合う機会を提供するとともに、必要な広報、広聴活動、啓発事業を積極的に展開するものとする。これちょっと第5次総合計画のキャッチコピーも盛り込みながらつくってみましたけれども。

それと、議会の責務はカットする、切る。

村民の責務はいいとして、外国人の責務として新たに、外国人住民は白馬村の文化や風習を尊重し、村が定めた条例、その他の決まりを守り、積極的に地域社会に溶け込み、村や地域の行事や活動にも参加し、村の施策に協力しなければならない。

事業者の責務として、事業者はその事業活動に関し、基本理念に基づき、外国人同業者とも共存共栄に努めるとともに、村が実施する多文化共生社会の推進に関する施策に協力しなければならない。

そんなような改正すべき、私は、白馬村の多文化共生社会の推進に関する条例だと思っていますが、村長、一字一句このとおりにとは言いませんが、このような改正をしませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどの答弁のほうでもお話しましたが、今すぐ変えないというのは、この場で変えますということを言わないという意味での今すぐ変えるような状況にないという意味で言ったつもりでおりますので、現在の白馬村に居住されている海外にルーツを持つ方々の状況というのは制定当時とも違いますし、年ごとに変わってきていますので、そうした中で様々な問題が出てきていると思います。

今丸山勇太郎議員が例としてお示ししてくれた中で言いますと、例えば、第5条にあるような部分に関しては、なかなか区の存続といいますと、区が成り立たなくなっているというような課題もありますので、そうした中でこういった文言がありますと、海外にルーツを持つ方も区に積極的に入るような根拠にはなるかなというふうには感じるころでありますので、現状に鑑みただ中で具体的に、こういうものがあつたほうがいいというご意見がもし頻繁に出るようでしたらやはり検討はしていきますし、実際に改正することによって、それが達成できるのであれば改正すべきだというふうに私も考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ぜひ村長、先ほど答弁は答弁として、もっともだと思ってくれたならば、これもまた改正についての着手をしていただきたいなと思います。

それと、1問目と2問目に共通する質問をいたしますけれども、5月30日の意見交換会にも出たという話ですが、これ観光課長に聞きますけれども、3シーズン前に大騒ぎを起こしたスノーマシーンフェスティバルが次のシーズンに開催されるとSNSで予告されておりますけれども、観光課、あるいは観光局ではどのようにするつもりなのか。好き放題にやらせるのか。今回は何か倉下の村有地を提供するとも聞いておりますけれども、ちょっとその辺のところについてお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） これから来る冬のシーズンにイベントが開催されるという情報は頂いております、それに対しましては、観光課、観光局という枠組みじゃなくて、村、役場全体で取り組む、向き合うということを考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、総務課のほうからお答えさせていただきます。

先月のその会議以降にも交番の署長さんが積極的に動いていただいております、先日、交番の

ほうから私に相談があったのは、先方と7月ぐらい、何か日本のほうに帰国されるということで、7月ぐらいに、では、どんな条件でやるのか。それに対して、警察、あるいは村はどのような要望をするのか。そういったところの最初のミーティングをやりたいので、ぜひ役場の会議室を貸してほしいという連絡がございました。いやいや、それ貸してくれじゃなくて、それは一緒にやっていきましょうよというような話をしたところです。現在の進捗はそんなところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） これとにかく、3年前にはこの大騒ぎには本当にうんざりしているんですよ。あの後、私も一般質問で写真資料までそろえて提供しましたがけれども、馬頭観音がけわれたのはこのときですし、本当に様々、犯罪も含めて、軽犯罪も含めていろいろあったスノーマシーンフェスティバルが同じようにやられたんでは、本当にこれね、白馬の村の名を汚す可能性もありますので、警察、行政のコントロールのもとになされるように私からも強く要望したいと思います。

次に、3の関係です。環境基本条例ですけれども、これ否決から日が浅く、感情的なしこりをつくった行政側にも、賛成した議員にもいまだあると思っておりますので、この場であまり突っ込んだことは言いませんし、私としても慌ててつくってもらう必要はないというふうに思っていて、先ほどもゆっくりつくりたい。スピードを、あんまりスピード感を焦らずにという、そのとおりでいいと思うんですよ。

ただ、昨年9月提出のこの全部改正案に賛成できなかった議員が過半数いたことを冷静に自覚していただいて、先ほど村長の答弁がありましたけど、何がいけなかったのかをやはり分かっているべきではないと思いますので、そこをよく考えていただきながら、来年の6月定例会、ちょうど1年後ぐらいまでの、1年後の定例会ぐらいまでには私としてはつくっていただきたいなど。もっとそれより早くつくってもらえるならそれに越したことはありませんけど。そういうふうに思っております。これはそのぐらいにしておきます。

次の4のバックカントリーの関係に関するスキー場安全条例ですけれども、これも先ほどはつくらないという答弁でしたよね、たしか。つくらなければつくらないでやっていけるのかどうかという。条例なしでも問題なく運用できているということですか、観光課長。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

現状では、県の安全登山条例では対応できていないですので、次の冬に向けて、県の安全登山条例でバックカントリーを含めた安全対策、そういったものも含めていただくように私どもから要望しているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 県のほうの条例にも、実際の費用弁償に関して規定がされていないという

ころではありますが、実際には費用弁償しなくてはいけない状態にはなっておりますので、先ほどのマナー条例と同じ部分になってくるんですけども、やはり周知のほうが特に重要であるかなというふうに私は感じていまして、そういった状況がある前提で入っていくというところと、知らないで入っていくというところに関しては大きな差が出てくるかというふうに感じますので、条例改正もそうですけれども、やはり周知というところがより重要であるかなというふうに感じております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） この野沢温泉村のスキー場は、安全条例の第3条がなかなかいいことが書いてありまして、ちょっと読ませてもらいます。

見出しは、雪上スポーツの特質という見出しになっています。第3条、スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで、斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、事故及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行なわれるスポーツでなければならない。

これ名文だと思うんですね。なかなか名文だなと思って。このくらいの条例で野沢温泉に引けを取らないや、白馬村を持ってもいいんじゃないですか。この名文を聞くと、田中総務課長、何かつくりたくありませんか。忙しい折ですからすぐにはつくらなくても、次の環境保全、あるいは気候変動の条例の中にもこのくらいの名文を入れていただきたいなど、そのように要望しておきます。

最後に、普及の仕方のことなんですけれども、先ほど既に制定した景観条例のことについては、ガイドブックを作成するような話がありましたが、DXの時代が到来しているわけですので、ぜひDX的発進といいますかね、そういうことをやってもらいたいんですよ。

そうは言っても、まだまだ情報発信の手段はメインは紙媒体になっちゃっているんですけども、今ホームページを見ろというのは見にいかなきゃいけないわけで、プッシュ型とプル型というような言い方はよくしますけれども、これからの情報発信というのは、黙っていても目に入るようにするプッシュ型でなければいけないと思うんですね。そういう意味では、やはりスマホへの啓発発進、情報発信というのは本当に大事だと思うんですけども、今スマホに対してはそれができないんですね。防災アプリだけで。ところが、宅内機に対する声の広報、防災はくぼでは、相変わらず今までと同じように声のお知らせ広報をやっているわけです。税金の納期が来ましたとか、今日は何々のごみを出す日ですとかと。それ何かちょっと矛盾していませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

確かに、アプリ等ができる前から村のほうで流していた放送、これについて、ずっと今も変わらず流しているというところは、確かにそのとおりだと思います。今アプリのほかにもSNSの活用ということで、建設課のほうでは既にツイッター等を使った情報発信とかしておりますし、今後、今多くの方が使っているLINEですとか、そういったものをやっていったらどうだというような意見も菅統括官のほうの推進グループのほうでは話されているようなので、DXの検討と同時に、情報発信の仕方、また発信する情報の整理、こういったことをやるにはいいチャンスかなというふうに今、思っているところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） まさにいいチャンスが到来しているのではないかと思います。まだ紹介していただけていない、統括監、また紹介していただけたと思いますけれども。

そういう専門家の前に私みたいな素人が言うのはあれですけども、特にスマホへのプッシュ型の発信というのは、今後、最も有力な手段、手段ではないかと思います。そういう意味で、スマホの防災アプリでそういう利用ができないならば、お知らせの新アプリをつくってもらいたいと。例えば、村男Ⅲ世アプリとか、そういうのをつくって、それを普及させて、そこでいろんなお知らせを出していく。もっと詳しくは、ホームページにリンクを貼るとか。DXの時代と言うならば、そういうことをやってほしいんですけど、いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 菅統括官からの指導の中に、人の意見は絶対否定してはいけないんだというようなことがございましたので、受け止めたいと思います。

今ちょっと思ったんですけども、子育てのほうでは、母子、子育てのほうのアプリを使っておりまして、プッシュ型の通知をしているなど今、改めて思いました。それを他の部門にも生かしながら、そのノウハウを生かしながら、新しいツールの検討も続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 鐘の鳴り終わるのを待っていたんですけど。ぜひ……。もう一回鳴るのかな。

議長（太田伸子君） ちょっとお待ちください。

第11番（丸山勇太郎君） ぜひ村男Ⅲ世アプリをつくってください。統括監、村男Ⅲ世アプリ。

最後、意見で終わりたいと思いますけれども、今日質問した条例の改正や制定は私は必要だと思っています。しかし、条例をつくること自体が目的ではありません。条例で定めて、周知して、自らも自覚し、関係者にいかに協力してもらい、よいまちづくり、観光地づくりをしていくかだと思います。今日のことは予算のかかること、村男アプリは予算がかかるかもしれませんが、条

例を直すことは予算のかかることではございませんので、例によって、私以上の苦言や駄目出しもさせてもらっておりますけれども、過去は過去として直すことをためらってほしくはありません。指摘をしたり、意見をするのがこの一般質問の場です。丸山村政では、ぜひ謙虚な気持ちで受け止めていただくことを要望して、一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番（増井春美君） 2番増井春美です。6月定例会の最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。

このコミュニティ・スクールについては、令和3年の9月定例会におきまして、当時の同僚議員が質問に立っております。ご記憶の方もいらっしゃるかと思います。そのころ私も議員になりたてということもありまして、このコミュニティ・スクールについては認識がちょっと低かったかなというふうに思っております。議員は、自分の質問したことが、その後どのような進展があったかというのが大変気になるところでございます。質問が一部重複するところもございしますが、その点、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、小・中学校の持続可能なコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について質問させていただきます。

小・中学校の持続可能なコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、令和3年11月答申書によりますと、「これからの望ましい学校の姿を考える上で、少子化による児童生徒数の減少が避けられない課題となっている。だからこそ、これからの学校には、少人数なりのよさを生かした魅力ある学校づくりが求められている。地域に学び、地域とともに歩み、子供たちが白馬に誇りを持つ学校」ということが答申されています。

本村は、信州型コミュニティ・スクールから文科省型コミュニティ・スクールへ、令和2年度に導入されました。文科省型コミュニティ・スクールは、「学校運営協議会制度」を導入した学校のことを指します。学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能になる、「地域とともにある学校」への転換を図るための取組です。

主な機能として3つ挙げられています。1、学校長が作成する学校運営協議会の基本方針を承認すること。2、学校運営について教育委員会、または校長に意見を述べるができること。3、教職員任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる

こと、とされております。このように強い権限が与えられています。

そこで、5点についてお伺いいたします。

1、各学校、白馬南小、白馬北小、白馬中学校のコミュニティ・スクールの取組状況をお伺いします。

2、一般教職員、家庭（保護者）、地域住民への周知はどのようにされているかをお伺いいたします。

3、教育委員会ではこれまでのコミュニティ・スクール活動をどのように評価されているかをお伺いします。

4、学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」の役割をどのようにお考えかを伺います。

5、持続可能なコミュニティ・スクールにするために、村が考えている仕組みづくりについてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 増井議員からコミュニティ・スクールに関するご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

なお、用語につきましては、学校運営協議会制度という言い方もございますが、コミュニティ・スクールで統一して答弁をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

コミュニティ・スクールの主な機能は、増井議員がおっしゃるとおりでございます。答弁に入る前に、その目的や意義について少し追加してご説明申し上げます。

まず1つ目は、学校教育の充実ということでございます。教員や地域の大人が子供たちと向き合う時間が増え、多様な知識・経験に触れられるとともに、先生方にもゆとりが生まれ、事業の充実につながります。さらには、子供たちの地域やボランティアへの関心も高まり、生きる力を育成するというところでございます。

2つ目、生涯学習社会への充実ということがございます。地域の住民が自らの学習の成果を生かす場が広がり、自己実現や生きがいがいづくりにつながり、村民の生涯学習への振興を図ることです。

もう1つは、地域の教育力の向上ということがございます。地域住民が学校で教育に参加することで、子供たちの発達段階に応じた適切な働き方ができ、お互いの絆が深まり、地域の活性化につながります。

本村でも、増井議員のご説明の3つの機能と、以上3つの目的から話を進め、各学校におきまして、コミュニティ・スクールを開催しております。

それでは、順次答弁いたします。

まず初めに、各学校のコミュニティ・スクールの取組状況についてです。

現在、村内各学校の委員ですが、南小学校が12名、北小学校も12名、白馬中学校は10名で、

各学校とも今年度第1回の協議会を開催し、私が出席し委嘱状を手渡すとともに、制度の意義についてご説明申し上げました。議員のおっしゃるとおり、コミュニティ・スクールは、学校運営への基本方針の承認や職員の任用について意見を述べるができる機関ですが、それに加えて、地域と学校をつなげ、学校運営への必要な支援を協議する機関でもあります。学校に関わる多くの関係者の間で、ビジョンや目標の共有を通して、幅広い地域住民の参画により、学校の教育活動の活性化につながることを期待されるものであります。

白馬村においては、平成28年度に信州型コミュニティ・スクールとしてスタートし、令和2年度からは、白馬村立小中学校の学校運営協議会設置等に関する規則を制定し、全ての学校に文部科学省型のコミュニティ・スクールとなりました。委員の任命は教育委員会が行ないますが、校長先生の意見を聞きながら任命することになっており、保護者、地域住民や学識経験者などから任命することになっております。しかし、学校の先生方は村内の状況に明るくない場合が多いため、委員の人選については、前例踏襲や充て職による委嘱も多く見られ、制度は変わったものの、大きく内容を前進させるには至っていない状況であると考えております。

そのような状況を変えるために、今年度は、委員以外で学校支援コーディネーターとして、会計年度任用職員を1名雇用し、学校と地域を結ぶ役割を担っていただいております。現在、南北小学校のクラブ活動に対する支援ボランティアを募集し、学校につないでいただくなど、精力的に活動していただいております。白馬中学校のコミュニティ・スクールでは、一昨年度から国際フォーラム、SDGsミーティング、白馬の未来を語る会などを企画していただいております。広く各分野で活躍されている方と中学生が意見交換する場が実現いたしました。白馬の未来を語る会では、丸山村長にも講演をいただいております。

次に、教職員・家庭・地域住民への周知はどうされているか、との質問についてです。教職員への周知は、導入当時、それぞれの学校において制度の説明や意義、目的について、私自身がコーディネーターを務めておりましたので、職員会等で説明をいたしました。その後、年度当初には学校長から、協議会の趣旨や委員構成等を職員に周知しております。また、児童、保護者には、当初には委員を集会等で紹介していましたが、コロナ禍において中止をし、学校だより等で周知しております。

また、コミュニティ・スクールには、学校運営に対する評価も定められており、毎年度末の評価については、学校のホームページや学校だよりなどにより広報しているところでございます。

次に、教育委員会でこれまでのコミュニティ・スクール活動をどのように評価されているかについてです。

取組状況の答弁でも触れましたが、信州型から文部科学省型と、元になる制度は変わったもの、携わっていく方の構成については、大きな変化がなく、内容を前進させたものとは言い難いと思っております。

コミュニティ・スクールでは、年度末に学校運営に対する委員評価を行なう中で、社会で生きる力を身につける、地域への愛着・誇りを持たせる、学ぶ楽しさを身につける等について意見交換をしております。意見として出されたものの中には、各活動を通じて子供たちの姿を情報交換し、課題や手立てを検討することや、学校、PTAからの願い、ニーズを聞きながら、各活動分野に限らず持続可能なアイデアを出していくことが必要、などの課題や反省がございました。このことは、教育委員会としても同様に考えており、改善の道を開くため、今年度の学習支援コーディネーターを雇用したところでございます。

次に、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの役割をどのようにお考えか、との質問でございます。学校と地域をつなぐコーディネーターは、協議会の推進に必要不可欠でございます。以前から、村内3校は委員の中からコーディネーターとして1名を選出しております。私も昨年度、3月まで中学校のコーディネーターを務めてまいりましたが、職務が明確でないため、学校が必要なときに要請されて活動するだけでありました。本来的には、コーディネーターが週1回ほど来校して先生方とコミュニケーションを取り、要望や課題を聞く機会が望ましいと考えます。そのためには、地域をよく知り、情報が入りやすい方であれば、地域の素材や人材を生かす事業が構築しやすくなります。文科省や県でも、コーディネーターの役割を果たすために研修会を毎年開催しており、白馬村でもコミュニティ・スクールマイスターを招いての研修会などを開催してまいりました。

最後に、持続可能なコミュニティ・スクールにするため、村が考えている仕組みづくりについての質問でございます。

平成28年度に信州型コミュニティ・スクールを導入され、令和2年度に文部科学省型となり、既に7年の年月を経ております。それぞれの学校で、学習、ボランティアや地域を知る学習などに取り組んでいただいておりますが、残念ながら活発な活動であるとは言えない状況があります。例えば、校長先生の考え方や地域出身の先生がいるときは活動も活発になりますが、人事異動により先生が変わると活動が縮小する傾向があるように感じます。そういった観点から、コーディネーターの活動が重要であると考えております。

以前から、委員の中でお願いをしておりましたが、仕事として責任を持って活動をしていただくために、委員とは別に、令和5年度は会計年度任用職員として雇用することにし、コーディネーターが学校に足しげく通い、先生方の要望や課題を聞く体制を整えることにいたしました。これは、コミュニティ・スクールを活性化する第一歩であると考えております。

今後、持続可能な仕組みづくりは、というご質問ですが、活動を進める中で学校の求めるものや、どのように学校に関わっていけばいいのか分からない、といった声も寄せられております。文部科学省では、活動を支える仕組みとして、地域学校共同本部という組織が例示されております。その中で、コミュニティ・スクール等をつなぐ地域学校共同活動推進員が示されており、現在のコーディネーターがこの部分を担っております。

白馬村には、以前、地域学校共同本部が存在したこともありますが、休止をしている状況でございます。現在、各学校に登録していただいている学習ボランティアや支援員の方をこの組織で情報共有や活動を連携しながら、ボランティアの輪を増やしつつ、学校とつながっていくことによって、コミュニティ・スクール活動が活性化していくではないか、というふうに考えております。

以上、増井議員のコミュニティ・スクールに対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 答弁ありがとうございました。今、お聞きしまして、印象に残りましたのは、令和5年度、新しく学習支援コーディネーターの方を採用されたということで、大変、私も期待しておりますし、持続可能なことということで、手に入れられれば一歩前進かなというふうにまず感じました。

それでは、再質問に入る前に、まず今回、私、持続可能というコミュニティ・スクールのことを出したのは、絶好の機会かなというふうに思っているわけです。まず、横川教育長が新しく4月から就任されまして、各学校、南小、北小、中学校、新任で校長先生が新しく入られて、これは非常にご縁といいますか、いいタイミングといいますか、これからコミュニティ・スクールを進めるに当たって、これからいろいろお話をまたしますけれども、今、コーディネーターというのが1番重要なポイントだと思っております。そういうことで、私もこの3月議会が終わった時点で、この件については一度質問しようかなと思っておりました。

では、再質問をさせていただきます。教育長からコミュニティ・スクールの取組状況について、今伺いましたが、もう少し詳しく、具体的な活動状況を説明いただければと思います。例えば、各学校が、それぞれやられていると思うのですが、何年生がどういう活動をしているとか、登録者の方はどのくらいおられるとか、そういうことなどを分かる範囲で結構ですけれども、お願いしたいと思います。といいますのも、私はここ3年ほど、広報はくばを見させていただいて、コロナ禍ということがまずあったと思うんですけれども、白馬高校は毎回広報はくばに、白馬高校リポートチャンネルということで出ておりますし、村内の子供たちがどういうふうなことをやっているかというのは、ほとんど掲載されていないと思います、この3年間。ただ、白馬中学校は年2回ほど、学習支援ボランティアということで募集されていますけれども、その辺のところもありまして、どういう取組をされているのか。時間の関係もありますけれども、幾らか詳しくご説明いただきたいと思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 具体的な活動についてということでございます。先ほど答弁した中での体験学習ですとか、教育支援についての部分のご質問ということと解して、お答えをしたいと思います。私のほうから小学校のほうを先に答弁させていただきたいと思っておりますけれども。

新型コロナウイルスも落ち着いておりますので、小学校の方でも本年度からクラブ活動の支援と

ということでボランティアの方をお願いしております、既に南北小学校の方で始まっております。南小では将棋、アウトドア、ダンス、裁縫など、そういったクラブ活動のほうに地域の方からボランティアとして参加していただいているという状況です。北小も以前登録していただいたのですが、コロナウイルスの感染関係でお呼びすることができなかったものですから、再度登録していただいた方にご確認のお手紙ですとかを今作業を進めているところと、新たに活動できる方を募集しているという状況でありますので、ちょっと人数については未確定ということで、今回答弁は控えさせていただきたいと思います。

また、両小学校ともに水稻栽培の指導やジャンプ台やスキー場の整備、これはPTAの方も出ていただいているのですが、そういった方に協力員、ボランティア、こういったことも活動中の1つかなというように思っております。

増井議員についても北小のほうで黒豆の栽培等の講演をしていただいたということで、非常にありがたいことだということで、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

ここ数年のコロナ禍で本当に学校に外部の方を招くことができなかったものですから、これから学校支援コーディネーターを中心に再度体制を立て直したいと思っております、小学校のほうは今そういうふうに進んでいるというところです。

議長（太田伸子君） 横川教育長。

教育長（横川秀明君） それでは私、中学のコーディネーターを担当した関係もございますので、具体的に中学についてお話しできればいいかと思います。

先月、2年生向けに車座集会と銘打って職場体験をする前学習を行ないました。村内の各事業所、あるいは職業の代表の方を招きまして、6分野に分かれて地域の事業代表者と中学生が話し合う、仕事の内容や生きがい作りについての話を聞きました。それから、昨年までの例でありますと、先ほど答弁でお話ししましたが、SDGsについての意見交換、あるいは村内に住む外国籍の人たちと国際フォーラムと称しまして、村内の自然環境や経済についての話し合いをしております。

また、中学校の学習ボランティアは二十数名だと思います。数学、英語の放課後学習、あるいは新聞記事の書き取り、読み聞かせ等のボランティア。また、部活指導では、吹奏楽、茶道等で外部講師のお願いをしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございました。

それでは、先ほどの補足なんですけれども、地域コーディネーターというのが今回の私が一番言いたいところでございます。白馬高校で現在の魅力化コーディネーターという職責の方がおられるのは村長、ご存じだと思いますけれども、こういうコロナ禍の中であつても生徒の様子をこまめに広報されています。学校運営委員会にも出席をされて、議事録も作られて、開催されるごとにホー

ムページにアップされております。これで私も会議の内容をホームページで知ることができているわけです。本村の小中学校の学校運営委員会の会議録というのが、私には探せられなかったんですけども、そういうのがいくらかで見れることができれば、こういう質問もそうしなくていいかなというふうに思っております。

議員というのは、先に申しましたけれども、質問したことを村のほうがどういうふうに行われているのか、やられていないのかというのは、大変一番の、この一般質問をしていることなんです。そういう意味で、当時の議員が質問したことを繰り返すようですけども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

前回質問したのが、各学校運営協議会で熟議というのはされていますかという質問をされています。熟議といってもなかなか一般の方には分からないと思いますが、そのとき説明した熟議というのを再度お話ししたいと思います。

熟議というのは、よりいい集団、学校生活や人間関係を築くために共同して取り組む一連と自主的な実践的な活動を話し合い、重ねながら生み出そうというものということですけども、前回と同じような質問になりますが、この熟議というのはされているかどうか。当時、教育課長が答弁されていますので、お伺いしたいと思います。お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 熟議という用語自体何ぞやというところで、分からない方もいらっしゃるかと思いますので、その内容ですけども、要は、学校運営協議会の中で、学校側と委員会側で問題を共有し合いながら、これをどういうふうに解決していこうか、どういう課題があるのかということをつくり考えながら方針を出していく、そういう時間。そういう時間を持たれていますかというご質問が前回ありました。そのときの答弁で、私もその部分については十分ではないというように感じているというようにお答えしたところです。

今までの答弁の中の主なものは、その熟議から地域をつないで、地域がどう活動するかというところの答弁であったんですけども、今回のご質問については、その前段階で、協議会内部でそういった問題に対してじっくり話し合っている機会とか、そういったことは醸成されていますかという内容のところについては、私としてもそこからはこれから課題だというように考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、前回、次のようなことも質問しています。役割についてということで、役割は学校運営協議会で役割というのは果たしているのか、ないのかというような質問をしておりますけれども、その件につきましても教育課長、答弁されておりますので、その後どうかということをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 私もその当時の話なんですけれども、まさにコロナの真っ最中ということで、学校のほうに地域の方を呼ぶことができない状況であって、まさにこの学校運営協議会ですとか地域連携ということは、まるっきりストップしていた、できない状況の中であって、進んでいませんというお答えだったかなと思います。

今年度、令和5年度からコロナが5類に移行して、ようやく動き始めるというようになってきておりますので、そういった役割についてもこれからの課題ということで認識しておりまして、コーディネーターも中心になって進めていければいいのかなというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございます。これは前回の議員の質問ということでお答えいただきました。これからは前向きな話をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、私が今回の質問で、先ほど言いましたけれど一番言いたいこと。これはやはり、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの存在というのが大変重要だということです。先ほども白馬高校の話をしていただきましたが、地域コーディネーターというのはやはり学校と地域を結ぶキーパーソンだというふうにももの本にも書かれておりますし、そのとおりだと思います。今回、先ほどお話いただきました教育委員会で学習支援コーディネーターの方を1名配置されたということで、さて1名で何ができるのかなというふうに私はちょっと思っております。

できれば、村長にお伺いしたいところなんですけれども、白馬高校は地域魅力化コーディネーターという方がおられて村長も関わっておられると思います。村のほうは学習支援コーディネーターの方を1名採用した。これは有償ということですよ。白馬村には3校があって、そのお一人の方が、ローテーションであっち行ったりこっち行ったりということで回られると思うんですけれども、やはり小学校には1人、中学校には1人ということで連携をしながらやっていただければ、今、白馬高校でやられるようなことができ、持続可能なコミュニティ・スクールができるんじゃないかなと思います。そのところで、村長の、いろいろ白馬高校と関わっていますので、見解をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、白馬高校のほうのお話からさせていただきますと、私も学校運営協議会というところで出席させていただいておりますが、地域コーディネーターの方、もちろんいらっしゃるんですけれども、そちらについても1人で十分なのかというところの話になりますが、実際に私もその活動の細かい全てを把握しているわけではありませんけれども、なかなかうまくいっていない部分もあるというようなところは伺っています。それに関して、人数を増やせば解決するかどうかというところなんです、聞いている限りではそういった部分よりももう少し関わりを持つとか、そういった、何ていうんですかね、実際にご本人がやられたいことを実行する上でなかなか

まだ連携が取れていないとか、そういった部分に問題があるのかなというふうに感じておりますので。小中学校に関して同じような問題が生じているかというところは、すみません、私も細かい部分まで把握できておりませんので、またこれをもってきちんと聞いてみようと思いますが、人数でもし解決するようなことであれば、増井議員がおっしゃるようなところを検討していくべきだろうと思いますし、一方で人数というよりかは実際の機能というところでもう少し一人の方でも改善することによってさらに機能を果たせるという部分があれば、そちらは検討したいと思いますので、いずれにしても私のほうでもう少しきちんと状況を把握できるようにしたいと思いますので、その上で判断をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 実は私、先ほど教育課長のほうからお話しいただいて、黒豆作りという話が出ましたけれども、こういうテーマを私が取り上げたというのは、まず白馬北小の5年生、6年生、そして今白馬中学校の1年生になられていますけれども、その関わりがスタートということです。別にコミュニティ・スクールという意識はあるわけじゃないんですけども、先生の総合的な学習ということで、たまたま田植えの段階で関わったことが、みんな手伝ってくれるというようなことから始まって2年間。今回もその弟さん、妹さんが面白そうということで関わってくれて3年目と。私だけではなく、地域の方が多く関わっていただければいいのかなというふうに思っております。私自身も子供たちの大きな声が聞こえたり、明るい笑顔が見れたり、そういうことで元気をもらってやっているわけですけども。

これから地域と交流する中で、ぜひそういうことを進めていただきたいという気持ちがあって、たまたま北小の校長先生が黒豆作りの関係で挨拶に来られて、立ち話なんですけれども、できれば地域のボランティアの方が学校にいる居場所はないんですかねというようなお話をしましたところ、校長先生は子供たちを特に外に出したいんだと。教頭先生と話して学校内にいいところがあるよと。旧給食のところだと思いますが、いいところがあるよと。私どもとすれば大変学校というのは敷居が高い、入っていいのかなという意識があったんですけども、すごく積極的に地域と関わろうという姿をいただいて元気づいたわけですけども。

そういうことで、各学校、それぞれ違うと思うんですけども、そういうことで学校が地域に開いていただくというようなことを進めていただければと思いますが、教育長はその辺どうでしょうか。今、私、お話をしました。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） ご指摘ありがとうございます。特に北小学校におきましては、空き教室、あるいは給食センター等、今まで活用していたものが空いているような状況がございます。ただ、そのままそこを、例えばボランティアの控室、あるいは子供たちの場所にするのは、中の構造上

できません。若干変えたり、あるいは入り口等の工夫が必要だというふうに考えております。

ご指摘のとおり、ボランティアの居場所でありますとか、情報交換の場所、そして放課後の子供たちの場所も含めまして、そういった校舎の有効利用について考える時期になっていることは間違いないと思います。ただ、具体的にどこの場所をどうするかについては、もう少しお時間をいただかなければならないと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それで、ちょっと前に戻るようになりますけれども、私もこういう一般質問で周知ということは何回も言わせていただいているんですけれども、今、教育長のお話を聞いて周知されているということ、確かにそういうことだと思います。それが伝えるほうによく分かっているかということもあると思います。

それで、前向きな話をして前に戻るようですけれども、周知ということで、前回は保護者、地域の方に、学校運営協議会自体の存在を知らない方も多いのではないかというような質問で、教育課長、お答えになっているんですけれども、それは問題だということなんですけれども。ちょっと私、調べてみましたところ、学校運営協議会のこれは保護者の委員の方だと思っておりますけれども、これはどなたかはもちろん言えないんですが、ちょっと読ませていただきます。ご意見がアンケートとしてありました。学校運営教育会がどのような役割を担っているのか、全く分からないできました。今後は、学校運営協議会のことを、生徒、保護者の皆さんともっとオープンに説明していただき、みんなが知っている協議会になっていくとよいのではと感じましたというようなコメントがありました。こちらが周知しているというのはそうなんですけれども、実際、協議会委員の方は今はそういうことはないと思います。ただ、地域の方はなかなかその辺が、この学校運営協議会という固い名前、なかなか分からないと思います。そういうのを地域の方に向けて、周知、啓発、研修会、その他をやっていたらいいと思っておりますので、教育長どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 周知についてのご質問でございますが、やはり一般の村民の方には、なかなかこの協議会の中身、あるいは活動につきまして、周知されていないのは事実だと思います。年度末の委員のアンケートの中にあつたものを、増井議員が読んでいただいたと思っておりますけれども、私もそれについては理解をしているつもりでございます。

今後、学校だけでなく広報はくばでありますとか、あるいは新聞報道も含めまして、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会の具体的な中身、こういう活動をして子供たちと地域がつながっているんだということを周知すること、これが大切だと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございます。それではそれに関連しまして、人材育成のことについて質問いたします。

今、学校運営協議会、学校、地域の方に対して、地域コーディネーターということで、人材教育というのは研修等、どういうふうにされているのか、教育長にお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 村内各所で中学生は職場体験をしております。先ほどお答えしましたけれども、車座集会というのがございまして、旅行業者、あるいは農業関係者、あるいは建設業の代表の方に、仕事の中身だけではなく、子供たちにモチベーション、やる気を出すような職業についてのお話をして、それと同時に生徒と事業者の代表が話し合うような機会を設けています。これは大変有意義なものと思ひまして、単に職業体験をするだけでなく、その前学習として仕事の中身を理解することが大事だと思ひています。

それから、夏には7月を中心に3年生、あるいは2年生は冬の時期に冬場の職業体験をしております。スキー場、ホテル、旅館等で1日経験をしまして、自分の必ずしも希望するような職種でなくても経験することによって、仕事の中身を理解して将来の職業選択の一端としていることは間違いないというふうに思ひます。中学生のアンケート結果を見ますと、大変有意義だったと、自分の将来を考える一石になったことは間違いないというようなアンケート結果が出ていまして、今後、教育委員会としてでも各企業、あるいは事業所をつなぐような役目が、大きな子供たちの地域に残る、地域に根差した、あるいは地域の子供は地域で育てるという主観のもとに、こういった職業体験、職業教育をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、もう1つ質問をさせていただきます。

コミュニティ・スクールについては、周知をしていただくことが大事なんですけれども、広報紙というのがコミュニティだよりと申しますか、そういうのも別に作って盛んにやられているところもありますけれども、そういうこともご検討いただければと思ひますが、教育長どうでしょうか。その辺、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 近隣の学校におきましては、大町北小学校では、やはりこの活動を活発にするために、協議会だよりを地域に、回覧板のような形で出していることもあります。それから、ご存じのように美麻の小中学校は小さな地区ですので、その地区におきまして、地域の生徒と地域の人たちと交流の一つとして、そういっただよりを出していることを聞いております。

本村においては単独で出すことはまだしていませんけれども、学校だより等の中ではしておりますが、一般の人たちに周知することはできませんので、その辺を課題にさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、教育長の質問はこれで終わらせていただきます。

あと、村長にお伺いしたいんですけれども、コミュニティ・スクール、白馬高校で関わられると思うんですけれども、本村のコミュニティ・スクール、私が一番お願いしたいと思っているのは、予算の関係もあるんですけれども、地域コーディネーターというのをあと1名増やしてもらえないかと。当然有償になると思いますけれども、その辺をお願いしたいというふうに思っています。ここで増やすとかそういうことは当然言えないわけなんですけれども、村長の思いとすれば、このコミュニティ・スクール、これをやることによって白馬村が村外から注目を浴びて、非常にいい印象を持たれると思います。その辺、これから当然教育委員会も進めていかなきゃいけないですし、行政としてもその辺の財政的な援助というのにも必要になってくると思います。その辺をコミュニティ・スクールに対する意気込みといいますか、その辺お聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 地域コーディネーターについては、先ほどの答弁にもありましたとおり、その必要性が人数というところで解決するようであれば、ぜひ検討していきたいと思ひますので、教育長たちと相談しながら進めたいと思ひます。

学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてなんですが、高校のほうに関しては県内唯一ということになりますし、非常に注目を集める存在であると思ひますし、小中学校のほうもそうなんですが、何よりこれがあることによって、地域の人たちが教育への関わりというものを意識してもらえるものであるというふうに感じております。特に少子高齢化、少子化という中では、地域教育、その地域ならではの教育、地域の方たちと関わりを持つということが非常に重要になってくると思ひますので、地域の人たちもその学校への関わりということ、学校運営協議会があることによって、より強く感じていただけたらと思ひますので、村外に向けての対外的な注目度というのももちろんあるかもしれませんが、私はより村内向けにこういったものがあることで、積極的にぜひ皆さん、地域教育に関わってくださいというところのPRになればいいなと思ひております。ですので、先ほど議員おっしゃるとおり、広報活動に関してはより力を入れていきたいと思ひますので、この辺りもしっかりと教育委員会とも相談しながら進めてまいりたいと思ひます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私の質問はこれで終わるんですけれども、あと、要望としてお願いしたいなと思ひます。

現在、議事録といひますか、学校運営協議会の、その議事録をホームページ上に公開していただ

いて、どういうことをやられているのかというのは、チェックという意味もありますが、そういうのも公開していただきたいというのと。人材教育の面ですけれども、学校と地域の情報の共有ということで、ほかのところでは、住んでいるところでは、コミュニティ・スクールガイドというのを発行されて、情報の共有をされているというところもあります。これから持続可能なコミュニティ・スクールを、ぜひ推し進めていただきたいと思いますので、こういうこともご検討いただいて、お願いしたいということで、これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1、一般質問を終結いたします。

これで、本定例会3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から6月15日までを休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月16日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） ご異議なしと認めます。よって、明日から6月15日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月16日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時54分

令和5年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和5年6月16日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和5年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和5年6月16日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 同意第 4号 白馬村監査委員の選任について
- 日程第 3 同意第 5号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 6号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 7号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 8号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 9号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第15号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第16号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第17 議員派遣について

令和5年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和5年6月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	丸山俊郎	副村長	吉田久夫
教育長	横川秀明	総務課長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建設課長	矢口俊樹
観光課長	太田雄介	農政課長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住民課長	堤則昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

同意第4号(村長提出議案)説明、採決

同意第5号(村長提出議案)説明、採決

同意第6号(村長提出議案)説明、採決

同意第7号(村長提出議案)説明、採決

同意第8号(村長提出議案)説明、採決

同意第9号(村長提出議案)説明、採決

同意第10号(村長提出議案)説明、採決
同意第11号(村長提出議案)説明、採決
同意第12号(村長提出議案)説明、採決
同意第13号(村長提出議案)説明、採決
同意第14号(村長提出議案)説明、採決
同意第15号(村長提出議案)説明、採決
同意第16号(村長提出議案)説明、採決

- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 5) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 同意第4号 白馬村監査委員の選任について
2. 同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命について
3. 同意第6号 白馬村農業委員会委員の任命について
4. 同意第7号 白馬村農業委員会委員の任命について
5. 同意第8号 白馬村農業委員会委員の任命について
6. 同意第9号 白馬村農業委員会委員の任命について
7. 同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命について
8. 同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命について
9. 同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命について
10. 同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命について
11. 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命について
12. 同意第15号 白馬村農業委員会委員の任命について
13. 同意第16号 白馬村農業委員会委員の任命について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

第5番加藤ソフィー議員が、産休のため欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 1番丸山和之です。総務社会委員会の審査等について、委員長報告をさせていただきます。

令和5年第2回白馬村議会定例会、総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案5件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第26号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定をするためのもの。指定管理者となる団体は社会福祉法人白馬村社会福祉協議会、指定期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日まで。

質疑、意見に入りまして、運営は社協ということだが、職員から人材不足とか苦勞している話は聞いているかの問いに、一番苦勞しているのは看護師の確保。岳の湯では、年間を通して看護師を確保することが難しい状況であり、週に何回か来ていただいている単発の看護師を組み合わせる必要な人員を確保している状況との答え。

指定管理の応募、職員の数、建物の老朽化、修繕についてはの問いに、この指定管理は建物や敷地に対しての管理者ということ。選定方法は基本的に非公募。社協からの申請を基に、内容を審査

した。サービス自体の人材不足は聞いていない。建物については、社協の中で必要な修繕をしていると思うが、修繕費として村からの支出はない。村からの支出は、光熱水費、燃料費、点検に係る指定管理料。整備してまだ10年くらいのため、さほど大きな修繕はないと考えるとの答え。

デイサービスセンターと健康福祉課の連携の実態はの問いに、現実的に課が直接やり取りすることは基本的にないのが現状。各事業所、そのほかの会議を通して、課題の共有、検討を重ねている。今後、それぞれの事業所の状況の把握に努めていくとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第26号は委員長を除く委員全員の賛成により可決するものと決定しました。

議案第28号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

報酬時間額を給料表から算出した時間額に改正するに当たり、報酬限度額を改正したいもの。なお、今後、給料表改正を見据え、限度額は1,500円以内と幅を設けて設定したいもの。公布日から施行、令和5年4月1日から適用。

質疑、意見に入りまして、日本語指導講師の時給アップしか改正されていないが、ほかの職種も適当な金額に上げたほうがよいのでは。緊急的なときに、この条例があると、すぐに対応できないのではの問いに、今回問題になっているのが、条例1,000円、規則も1,000円ということであったが、金額の根拠は月額給料表から算出することがよいことから、月額を時給換算すると1,000円を超えることから、今回の改正に至った。前歴、経験年数により格付も変わることから、幅を持たせて1,500円としている。

討論はなく、採決したところ、議案第28号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例について。

特定小型原動機付自転車に関する改正や固定資産に係る課税免除規定の追加など、地方税法の改正に伴う村税条例の一部を改正するもの。

質疑、意見に入りまして、固定資産税の課税免除が今までないので追加したのか。石碑のある場合、その敷地に住宅があった場合、どの面積まで免除になるのかの問いに、村条例で非課税に関する規定があり、その中に溶かし込んで免除を行っていたが、税法上それぞれを分けて規定しているため、条文を追加した。面積の関係は状況によるが、課税すべき面積、しない面積に、任意分筆をして計算する必要があると考える。

課税免除と非課税、減免の違いはの問いに、法律の条文を抜粋すると、課税免除は法律上、公益上、その他の事由により、その地方公共団体にとって課税することが不相当と認められる場合に、条例により課税しないことができる。できる規定。

非課税は、政策目的や税制上の理由等により税を課さないこと。減免は、天災、その他特別の事

由がある場合に、条例に定めるところにより税額を軽減すること。生活困窮者もこの中に入ってくるとの答え。

新たに電動キックボードが課税対象になるということだが、届出は来ているかの問いに、公布が7月1日となるため、受付はしていないとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第29号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第30号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例について。

グリーンスポーツ野外キャンプ場の中学生以上の使用料について、日帰り400円を1,000円に、1泊1,000円を3,000円に改めるもの。令和5年7月1日施行。

質疑、意見に入りまして、上限額は振興公社で検討された額か。この改正による売上げの増額はの問いに、振興公社で村内の様々なキャンプ場の金額を踏まえて検討してきた額。増額分は、振興公社から数字を頂いていないので答えられないとの答え。

トップシーズンとオフシーズンの料金設定はの問いに、価格差を検討しているということは聞いているが、今年については価格差を設けないと聞いているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第30号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,063万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億7,663万9,000円とするもの。

所管する課ごとに、主な補正について報告します。

総務課関係。

企画一般事業309万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、区が負担している電気料金など、エネルギー価格高騰対策支援による増額が主なもの。

地球温暖化対策事業66万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、省エネ家電等の買換え促進、EV・FCVの買換え促進を支援する増額が主なもの。

質疑、意見に入りまして、行政区に一律10万円ずつ30地区に支給するとあるが、地区の会計によっては払い過ぎということにはならないのかの問いに、上限は10万円ということ。金額が満たないであろう地区もあるが、そういった地区は区民の数が少ない中で負担しているので、満額支給になるというところもあるとの答え。

行政区に補助金を出すことについては、その年度ごとの会計報告みたいなものは、全地区からもらっているということかという問いに、この補助金に対しては、補助金交付申請書の添付書類に、令和4年度会計報告、監査報告、水道光熱費が払っているのが分かる勘定帳などの書類を添付するようになっている。

健康福祉課関係です。

原油価格・物価高騰緊急支援金3,355万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯支援を行なう増額が主なもの。心身障がい者福祉事業の221万5,000円の増額は、障がい者グループホーム掘削物負担金。

質疑、意見に入りまして、障がい者グループホームの掘削物撤去については、何に起因する残置物だったのか。この負担は白馬村のみか、小谷村は。この金額は何社から見積りを取ったのかの問いに、掘削物については、村所有になるまでは県の所有で、その前は県外に住所がある者が所有。そこまで遡って費用負担を請求することは難しく、村での負担を考える。小谷村は、6月議会で補正を組む予定と聞いている。新たな採掘に関する負担額はない予定でいる。見積りにについては、既に工事が始まっている状況で、その中の作業のため1社のみ。

意見として、場所の選定をするときに、現場や土地の履歴を見るべきで、村がそれを怠ったということ。

教育委員会、子育て支援課関係です。

子育て世帯生活支援特別給付金事業の1,107万1,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金を活用し、子育て世帯を支援するものが主なもの。同じくひとり親分の20万の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（ひとり親分）を活用したもの。

質疑、意見はありませんでした。

各課の審査が終了し、全体を通しての討論はなく、採決したところ、議案第31号、委員会所管事項は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 白馬村グリーンスポーツ条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長（切久保達也君） 4番切久保達也。産業経済委員会の審査報告をさせていただきます。

令和5年第2回白馬村議会定例会、産業経済委員会審査報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案4件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第27号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の制定について。

この条例は、村内における発電事業の実施に当たり、太陽光発電施設の設置管理等に関し、必要な事項を定めた条例を制定するものです。

条例の内容は、事業者の責務。太陽光発電施設の適切な設置管理等を図り、必要な事項を定め、太陽光発電施設の事業区域及び周辺地域における災害防止や景観及び生活環境の保全を図り、村民の安全で安心な生活を確保することを目的とするものです。

質疑、意見に入りまして、過去に無許可で造った場所や、今ある壊れた太陽光発電施設に村が指導できるのかの問いに、この条例に基づく撤去などは指導できないが、景観上好ましくない場合は、景観条例で指導できる。仮に壊れて新しく造り直す場合は、その面積にもよるが、本条例が適用されると解釈している。本条例の施行は令和5年7月1日。施行日前については条例に基づく制限ができず、お願いすることしかできないとの答弁です。

事業者は、発電事業を実施するときは資金を確保しなければならないとの規定があるが、残高証明など求めるのかの問いに、資金確保の定期報告を求める規定になっているとの答弁です。

事業区域について、近接した事業区域は一体として見るのかの問いに、状況によるが、原則一体として判断するとの答弁です。

白馬村で許可できる面積はどのくらいあるのかの問いに、全体の1割程度。東エリアの鬼無里との境などの森林との答弁です。

討論はなく、採決したところ、議案第27号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号 令和5年度一般会計補正予算（第1号）所管事項。

関係する課ごとに説明いたします。

観光課関係。

観光商工費、観光総務費218万6,000円増額は、地域おこし協力隊による主に観光DX人材として、観光局職員1名分の人件費が主なもの。期間は、8月から3月までの8か月の期間を経費計上したもの。

観光宣伝振興費9,570万円減額は、通称「恋人の聖地」地方創生推進交付金事業1億1,150万円減額。インバウンドプロモーションなどの21観光戦略事業1,580万円増額によるもの。

商工振興費2,010万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるエネルギー価格高騰に伴う対策事業として、山小屋経営における空輸費高騰対策事業150万円、観光団体誘客支援事業1,100万円、公共交通確保緊急支援事業760万5,000円が主なもので、AIデマンドシステムを用いた観光交通実証運行で、7月から9月までの土日祝日とお盆休み期間の33日間運行する。

質疑、意見に入りまして、4観光協会への補助金について、それぞれ団体の会員数が異なるが、均等に補助するのかの問いに、それぞれ団体が考えている事業に対して、10分の10の補助率で、上限を275万円に補助するものとしているとの答弁です。

AIデマンド公共交通に760万5,000円計上だが、村民も対象かの問いに、メインターゲットは観光客、土日にふれ愛号が運行しないため、村民をサブターゲットとしている。健康福祉課の乗合タクシーとは切り分けて、土日は観光課主体で予算立てしている。周知に関しては、広報は

くば、ホームページ、フェイスブック、あずさ号の座席にチラシを考えているとの答弁です。

土日には宿泊して夕食等で出歩く人もいるが、運行時間を夕方5時までとした理由はの問いに、午前8時は宿泊者がチェックアウトする時間帯。午後5時はスキー場が閉店し、宿泊施設にチェックインする時間。日本人は出かけずに宿で食べる傾向が高い。今回は日本人の利用が多いケースを考えた。実証運行で需要測定し、課題や声を基に本格運行に結びつけたいとの答弁です。

停留所の場所が確定した場合に、停留所を設置するののかの問いに、バス停は設けない考え。この公共交通はスマホアプリの中に仮想バス停を置き、コスト削減による持続可能な公共交通が目的との答弁です。

次に、農政課関係。

農業振興費693万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による肥料・資材等高騰対策として、認定農業者と一般農業者へ農業再生協議会を通じ、営農規模に応じて支援するもの。

質疑、意見に入りまして、作付面積が100ヘクタール以上の農業者は何社あるのか。また、経営者が同じで会社名が違う場合は別々に出るののかの問いに、村内では2社。同経営業者もいるが、別々の法人格であることと、作付作物の種類も分ける。「水稻・そば・大豆・麦」と「園芸野菜」で分かれているとの答弁です。

同じ認定農業者でも、作物が違えば両方出るののかの問いに、二重で支給することのないようにしたいとの答弁です。

補助区分ごと、それぞれ何名いるののかの問いに、水稻・そば・大豆・麦31名、園芸野菜8名、一般農業者100名。農業法人は、水稻・そば・大豆・麦6社、園芸野菜は1社の答弁です。

次に、上下水道課関係。

環境衛生費878万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による水道事業者等に対する電力価格の高騰分などの支援により、白馬村水道事業会計へ支出するもの。

公共下水道事業費548万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による水道事業者等に対する電力価格の高騰分などの支援により、白馬村下水道事業会計に支出するものです。

質疑、意見なし。

討論はなく、採決したところ、議案第31号の委員会所管事項は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）。

水道事業収益に878万円増額し、総額を3億2,362万4,000円とするもので、878万円増額は電気価格高騰分を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計から繰入れするものです。

質疑、意見なし。

討論はなく、採決したところ、議案第32号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）。

下水道事業収益に548万円増額し、総額を4億8,058万円とするもので、548万円増額は電気価格高騰分を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計から繰り入れるものです。

質疑、意見なし。

討論はなく、採決したところ、議案第33号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

陳情第5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について。

受理年月日、令和5年5月12日。提出者は長野県労働組合連合会議長、細尾俊彦。

陳情の内容は、1、政府は、最低賃金を全国一律制度に改正すること。

2、政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業、農林水産業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民と生命と暮らしを守ること、を求めるものです。

質疑、意見。

高賃金・低賃金エリアで大きく格差があるのに、全国一律は厳しいとの意見です。

地域ごとの生活水準が違うので、一律はどうかと思う。最低賃金を全国一律にするのは無理があるとの意見です。

それぞれの物価指数が異なるので、一律にする必要はないとの意見です。

討論はなく、採決したところ、陳情第5号は委員長を除く委員全員の反対により不採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会の報告とします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第27号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。
陳情第5号の討論に入ります。討論ありますか。第10番加藤亮輔議員。どちらの討論……。

第10番(加藤亮輔君) 賛成討論です。10番加藤亮輔。

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の陳情を採択する立場で意見を述べます。

まず、最低賃金法の第1条に、この法律は、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展に寄与することなどを目的とすると記載しています。つまり、働く者の生活の安定を求めたセーフティーネットの役割を果たしている法律です。その法律を拡充しようとの陳情書です。

次に、地域別最低賃金の原則を第9条に、第12条に、その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力を考慮して金額を決めるとの現制度を、全国一律性に改正する要求です。

世界の最低賃金制は、全国一律性が主流です。ILOの調査報告によれば、101か国中59か国と多数を占め、発達した資本主義国では、ほとんどが全国一律性を採用しています。地域別制度は9か国で、中国の39地域、カナダの12区分、面積の狭い日本に地域区分が47もあるのは異常です。

地域別最賃制の根拠の一つに、都会はお金がかかるという生計費についてですが、最近の調査で

は、光熱費は北海道など寒冷地のほうが首都圏よりも高い。通信費はどこでも同じ。交通費は、公共交通が整っている都会のほうが、車所有の地方より安い。食費はスーパーで買物するなら同じ。つまり生計費はあまり差がないとの結論が出ています。

次に、賃金や企業の支払い能力の差ですが、賃金構造基本調査報告などのデータによれば、地域による差よりも、企業規模や産業職種による差のほうが大きいと報告されています。

地域別を採用し、差をつけることは、結果的に単価を安いほうに誘導する役割を果たし、労働条件の改善の障害になっています。地域別を続ければ、若年層は最低賃金の高い地域へ流出し、その結果、低い地域の経済が停滞し、地域間格差がさらに拡大するという悪循環が続きます。

この陳情書が述べているように、全国一律最低賃金制度の確立は、働く者の生活の安定と地域の活性化につながります。皆さん、ぜひこの陳情を採択することをお願いして意見とします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第5号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手少数です。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第31号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第2 同意第4号から日程第14 同意第16号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、また人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第2 同意第4号から日程第14 同意第16号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、日程第2 同意第4号から日程第14 同意第16号までは委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することは可決されました。

△日程第2 同意第4号 白馬村監査委員の選任について

議長(太田伸子君) 日程第2 同意第4号 白馬村監査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 同意第4号 白馬村監査委員の選任について。

次の者を白馬村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

住所、長野県北安曇郡白馬村大字北城2713番地1、氏名、横澤哲朗、生年月日、昭和28年10月26日。

以上でございます。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第4号 白馬村監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

△日程第3 同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第4 同意第6号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第5 同意第7号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第6 同意第8号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 7 同意第 9号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 8 同意第 10号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 9 同意第 11号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 10 同意第 12号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 11 同意第 13号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 12 同意第 14号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 13 同意第 15号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 14 同意第 16号 白馬村農業委員会委員の任命について

議長（太田伸子君） 日程第3 同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命についてから日程第14 同意第16号 白馬村農業委員会委員の任命についてまでの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第5号から同意第16号までの白馬村農業委員会委員の任命についての説明を申し上げます。

白馬村農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めたく存じます。

氏名と住所を読み上げます。なお、生年月日につきましては、省略させていただきます。

同意第5号、松澤利彦、住所、白馬村大字神城1399番地。

同意第6号、津滝晃憲、住所、白馬村大字神城17353番地。

同意第7号、下川浩紀、住所、白馬村大字神城23099番地。

同意第8号、太谷敏也、住所、白馬村大字北城5582番地1。

同意第9号、塩島秀基、住所、白馬村大字北城3020番地1号。

同意第10号、平瀬久美子、住所、白馬村大字北城7193番地1。

同意第11号、矢口公勝、住所、白馬村大字北城10920番地。

同意第12号、横川洋一、住所、白馬村大字北城13058番地。

同意第13号、津滝明子、住所、白馬村大字神城17357番地。

同意第14号、福島利文、住所、白馬村大字北城12223番地。

同意第15号、松沢正猛、住所、白馬村大字北城6334番地。

同意第16号、太谷正治、住所、白馬村大字北城836番地97。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日の3年間であります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、第8番津滝俊幸議員の退席を求めます。

(第8番津滝俊幸君退席)

議長(太田伸子君) 初めに、同意第6号及び同意第13号を一括して採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、同意第6号及び同意第13号は一括して採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行ないます。同意第6号及び同意第13号は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第6号及び同意第13号は原案のとおり同意されました。

第8番津滝俊幸議員は、議場に入場してください。

(第8番津滝俊幸君入場)

議長(太田伸子君) 次に、同意第6号及び同意第13号を除く同意第5号から同意第16号までを一括して採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、同意第6号及び同意第13号を除く同意第5号から同意第16号までを一括して採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行ないます。同意第6号及び同意第13号を除く同意第5号から同意第16号は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第6号及び同意第13号を除く同意第5号から同意第16号は原案のとおり同意されました。

△日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第17 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第17 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付託された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和5年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、今月7日に開会し本日まで10日間にわたり、提出いたしました全ての案件につき、提案どおりお認めを頂き厚く御礼申し上げます。

また、本会議及び常任委員会で頂きましたご意見・ご提言につきましては、いずれも厳正に受け止め、その対応につき十分に留意をし、今後の村政運営に反映してまいりますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、政府は13日、少子化対策や財源の考え方を示した「こども未来戦略方針」を閣議決定しました。来年度からの3年間で年3兆5,000億円規模の予算を追加し、児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減などの策を講じるとのことです。財源確保の面では、社会保険料への上乗せを念頭にした支援金制度の導入を検討するなど、年末までに詳細をまとめるとのことであり

ます。少子化対策は、その中身・規模・財源を三位一体で同時に議論しつつ、国民にとって最適な組合せを探ることが必要であることは言うまでもありません。本村におきましても、子育て支援に関する施策を重点的かつ積極的に取り組む分野の一つに掲げ、子育て支援課と教育課を中心に施策を展

開しているところであります。

特に本村では、核家族化、地域に地縁・血縁のない家庭や外国籍の家庭もあり、子育てを取り巻く環境や価値観は多様化しております。子育ては保護者や行政サービスのみならず、地域全体で子供を見ていく視点が必要であり、支える担い手や居場所については、地域づくりを進めていく上でも大きな課題でありました。

今年度は、白馬幼稚園に対してお願いしてきました満2歳児の受入れ協議が整い、入園児童の年齢幅が拡大されたのをはじめ、小規模保育事業所、サンライズキッズ保育園白馬園が12月に開園するなど、未満児の待機児童解消に向けて大きく前進することになりました。

また、本村が提供する子育て支援サービスの特徴として、児童福祉・母子保健の分野を教育委員会に移管し、家庭・教育並びに福祉と保健の連携を図ることで、子育てに関する窓口が一元化され、利用される皆様の利便性向上はもちろん、支援が必要なお子様やその保護者の皆様に、妊娠期から乳幼児期、学齢期、社会参加に至るまで、切れ目ない支援を提供できる体制が整っているところであります。

子育てには様々な苦労があるかと思いますが、村では、子育て支援課が所管する子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合拠点を中心に、保護者の皆様が子育てを楽しみ、子供に惜しみない愛情を注ぎ、子供を育てる喜びや幸せを実感できるように、また地域全体で未来への希望を共有し、子供を育ていけるようにさらなる支援の拡充に努めてまいる所存であります。

議員の皆様におかれましては、これから暑い夏を迎えることになりましたが、体調には十分ご留意の上、引き続き本村の発展のためにご活躍されますことを祈念申し上げます。そして、加藤ソフィー議員が無事出産されますことを心からお祈り申し上げます、本定例会閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和5年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時57分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 6月16日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員